

経営事項審査申請の手引き

(経営規模等評価の申請・総合評定値の請求)

令和4年4月

青森県県土整備部監理課

この手引きは、青森県知事許可の建設業者を対象に、経営事項審査の申請手続を説明したものです。

他の都道府県又は国土交通大臣許可の建設業者については、各都道府県庁又は国土交通省各地方整備局へお問合せください。また、経営状況分析に関する事項は、登録経営状況分析機関へお問合せください。

目 次

I 経営事項審査制度について

1	経営事項審査とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	経営事項審査を申請できる条件・・・・・・・・・・	1
3	審査基準日・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
4	有効期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
5	審査項目・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3

II 経営事項審査申請について

1	経営事項審査の手續について・・・・・・・・・・	4
(1)	申請手續の流れ・・・・・・・・・・	4
(2)	経営規模等評価手数料及び総合評定値請求手数料・・・・・・・・	5
2	経営状況分析の申請手續について・・・・・・・・	6
3	経営規模等評価の申請手續について・・・・・・・・	6
(1)	申請の方法・・・・・・・・・・	6
(2)	申請時の注意事項・・・・・・・・・・	6
4	結果等通知書について・・・・・・・・・・	7
5	審査結果の公表について・・・・・・・・・・	7
6	虚偽申請をした場合の取扱いについて・・・・・・・・	7
7	申請書の入手方法・・・・・・・・・・	7
8	申請に必要な提出書類等・・・・・・・・・・	8
(1)	申請書一覧・・・・・・・・・・	8
(2)	確認書類一覧・・・・・・・・・・	9～11

III 「技術職員名簿」等の内容確認について

1	内容確認について・・・・・・・・・・	12
2	技術者登録について・・・・・・・・・・	12
3	技術職員名簿等の内容確認と技術者登録の違いについて・・・・・・・・	13
4	申請について・・・・・・・・・・	13
(1)	内容確認の申請方法・・・・・・・・・・	13
(2)	申請の時期・・・・・・・・・・	13
(3)	提出書類・・・・・・・・・・	13～15

IV 申請書等の記入方法について

1	経営規模等評価申請書及び総合評定値請求書（20001 帳票）・・・・・・・・	16
(項番02～項番19）	・・・・・・・・・・	16～19
2	工事種類別完成工事高（20002 帳票）・・・・・・・・	20
(完成工事高の記載に関する留意点）	・・・・・・・・・・	20
(項番31～項番34）	・・・・・・・・・・	20～21
3	技術職員名簿（20005 帳票）・・・・・・・・	22
(項番81～項番82）	・・・・・・・・・・	22
(2業種限定の考え方等）	・・・・・・・・・・	22～24
(CPD単位取得数）	・・・・・・・・・・	25～26
4	その他の審査項目（社会性等）（20004 帳票）・・・・・・・・	27
(項番41～項番62）	・・・・・・・・・・	27～33

V 資料・その他

1	工事経歴書の作成方法について・・・・・・・・・・・・・・・・	34～37
2	建設工事の種類別に見た内容と例示・・・・・・・・・・	38～39
3	完成工事高の積み上げについて・・・・・・・・・・	40～41
4	個人の建設業者の代替わりや法人成りについて・・・・・・・・	42
5	建設工事における完成工事高の計上基準について・・・・・・・・	43
6	技術者制度について・・・・・・・・・・・・・・・・	44
7	別表(1)指定学科（建設業法施行規則第1条）・・・・・・・・	45
8	別表(2)有資格区分コードおよび評価点・・・・・・・・	46～49
9	「建設機械抵当法施行令」に規定される建設機械・・・・・・・・	50
10	建設機械のリース契約に関する申出書・・・・・・・・	51
11	確認書類見本・・・・・・・・・・・・・・・・	52～104

青森県建設技術センター関係

職員の常勤確認について・・・・・・・・・・・・・・・・	105
技術職員等の「常勤確認資料一覧」・・・・・・・・・・	105
その他の常勤確認について・・・・・・・・・・・・・・・・	106
技術者登録届出書等様式等・・・・・・・・・・・・・・・・	107～121
技術職員名簿等 事前確認チェックリスト・・・・・・・・	122
名簿作成チェックフロー・・・・・・・・・・・・・・・・	123

申請書類記入例

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	124～136
----------------------------------	---------

よくある質問（Q & A）

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	137～140
----------------------------------	---------

【問合せ先】

青森県庁 県土整備部 監理課 建設業振興グループ

〒030-8570 青森県青森市長島1-1-1 北棟3階

電話 017-734-9640

FAX 017-734-8178

青森県庁ホームページ

<http://www.pref.aomori.lg.jp>

青森県建設業ポータルサイト

<http://pub.pref.aomori.lg.jp/kouji/>

経営事項審査（ポータルサイト内）

<http://pub.pref.aomori.lg.jp/kouji/examination.html>

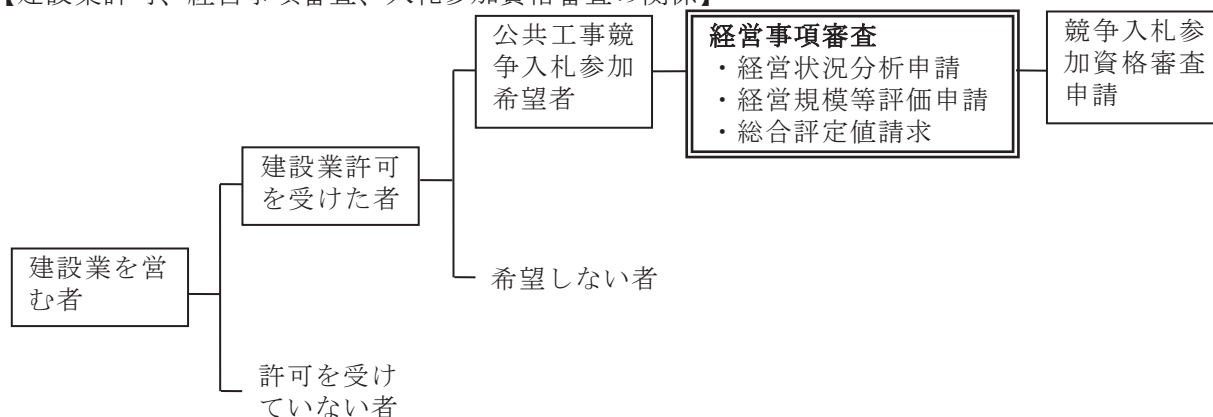
I 経営事項審査制度について

1 経営事項審査とは

公共工事を適正に施工するためには、建設業者の施工能力等に応じて発注する必要がありますが、この施工能力等に関して、建設業者の経営規模、財務状況、技術力、社会性等の客観的な事項について、全国一律の基準で総合的に評価するための審査を『経営事項審査』といいます。

公共工事を元請で受注しようとする場合は、必ず経営事項審査を受けなければなりません。
(建設業法第27条の23)

【建設業許可、経営事項審査、入札参加資格審査の関係】



2 経営事項審査を申請できる条件

経営事項審査を申請するには、次の条件に該当している必要があります。

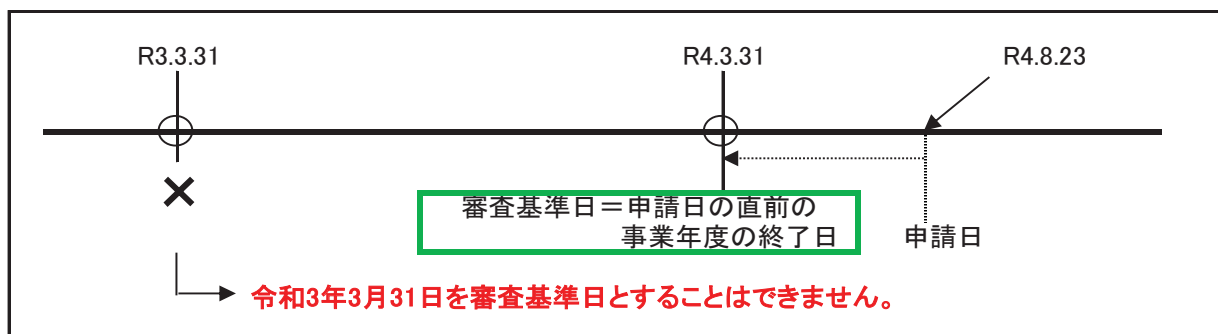
- (1) 申請日までに建設業の許可を受けていること
- (2) 青森県知事許可業者であること
- (3) 許可申請後の変更事項(変更届出書)を提出していること

3 審査基準日

申請をする日の直前の事業年度終了の日(直前の決算日)が経営事項審査における審査基準日となります(合併又は営業権譲渡等の場合は、上記以外の日が審査基準日となる場合がありますので、事前にご相談ください。)

審査基準日は直前の事業年度の終了日であるため、申請日時点において、直前の審査基準日を迎えている場合、その前の審査基準日での審査を受けることはできません。

【例 申請日が令和4年8月23日で、決算日が3月31日の場合】

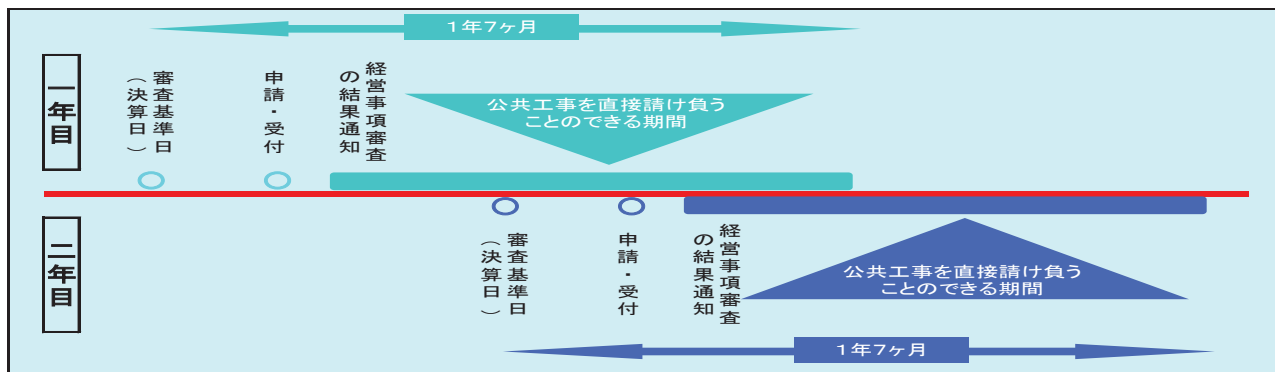


4 有効期間

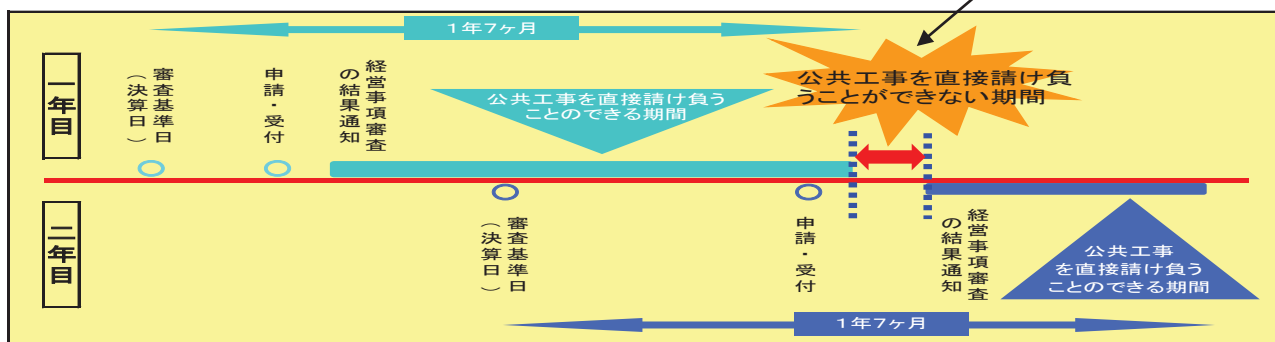
公共工事を受注（発注者と契約を締結すること）するには、発注者と契約を締結する日の1年7ヶ月前の日の直後の決算日を基準日とする経営事項審査を受け、その結果通知書の交付を受けていることが必要です。（建設業法施行規則第18条の2）

つまり、結果通知後、審査基準日から起算して1年7ヶ月までの間が有効期間です。
（審査基準日が有効期間の日の起点となる点にご注意ください。）

有効期間を切れ目なく継続するためには、毎年決算日から7ヶ月以内に経営事項審査の結果通知書を受領する必要があります（3月決算の会社は遅くとも9月受審が目安。）。



下図のとおり有効な結果通知書を交付されていない間（下図の「空白期間」）は公共工事の受注ができませんのでご注意ください。



5 審査項目

次の「審査項目」のそれぞれの数値に基づき、一定の基準によりそれぞれの評点を算定し、次の算式により建設工事の種類ごとに総合評定値を算出します。

$$\text{総合評定値(P)} = 0.25X_1 + 0.15X_2 + 0.20Y + 0.25Z + 0.15W$$

【経営事項審査の審査項目一覧】

区分			審査項目	ウェイト	審査機関
総合評定値 (P)	経営状況分析(Y)		① 純支払利息比率 ② 負債回転期間 ③ 売上高経常利益率 ④ 総資本売上総利益率 ⑤ 自己資本対固定資産比率 ⑥ 自己資本比率 ⑦ 営業キャッシュフロー（絶対額） ⑧ 利益剰余金（絶対額）	0.20	登録経営 状況分析 機関 (P6参 照)
	経営規模等 評価	経営規模	(X ₁) ① 工事種類別年間平均完成工事高 (X ₂) ① 自己資本額 ② 利払前税引前償却前利益	0.25 0.15	青森県
		技術力(Z)	① 工事種類別技術職員数 ② 工事種類別元請完成工事高	0.25	
		その他の審査項目(W)	① 労働福祉の状況 ② 建設業の営業継続の状況 ③ 防災活動への貢献の状況 ④ 法令遵守の状況 ⑤ 建設業の経理に関する状況 ⑥ 研究開発の状況 ⑦ 建設機械の保有状況 ⑧ 国際標準化機構が定めた規格による登録の状況 ⑨ 若年技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況 ⑩ 知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況	0.15	

Ⅱ 経営事項審査申請について

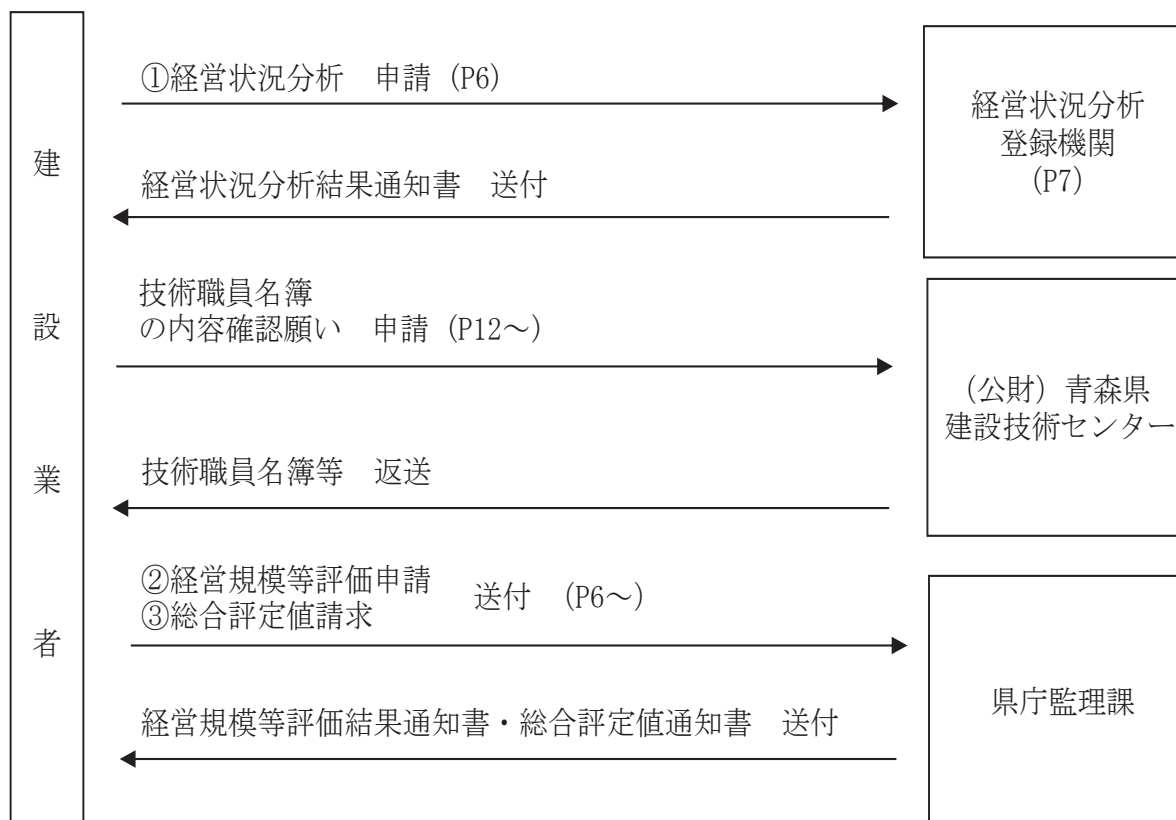
1 経営事項審査の手続について

(1) 申請手続の流れ

経営事項審査は、「経営状況分析（Y）」と「経営規模等評価（X Z W）」から成り立っています。

総合評定値（P）の通知を請求する場合は、事前に「経営状況分析（Y）」を行い、経営状況分析結果通知書を受領している必要があります。

【申請手続の流れ】



②と③は同時に行うことができますので、できるだけ①の結果通知書受領後、②と③は同時に行ってください。なお、法律上は①と②のどちらを先に行ってもよいことになっていますが、①を先に申請してください。

(①②を先に受けており、③のみ後で請求する場合につきましては、P7をご覧ください。)

(2) 経営規模等評価手数料及び総合評定値請求手数料

下記〔手数料区分〕に従い、青森県収入証紙での納付となります。

(大臣許可業者は収入印紙での納付となります。)

【業種数別手数料一覧表】

業種数	①	②	③	業種数	①	②	③
1	11,000円	10,400円	600円	16	48,500円	44,900円	3,600円
2	13,500円	12,700円	800円	17	51,000円	47,200円	3,800円
3	16,000円	15,000円	1,000円	18	53,500円	49,500円	4,000円
4	18,500円	17,300円	1,200円	19	56,000円	51,800円	4,200円
5	21,000円	19,600円	1,400円	20	58,500円	54,100円	4,400円
6	23,500円	21,900円	1,600円	21	61,000円	56,400円	4,600円
7	26,000円	24,200円	1,800円	22	63,500円	58,700円	4,800円
8	28,500円	26,500円	2,000円	23	66,000円	61,000円	5,000円
9	31,000円	28,800円	2,200円	24	68,500円	63,300円	5,200円
10	33,500円	31,100円	2,400円	25	71,000円	65,600円	5,400円
11	36,000円	33,400円	2,600円	26	73,500円	67,900円	5,600円
12	38,500円	35,700円	2,800円	27	76,000円	70,200円	5,800円
13	41,000円	38,000円	3,000円	28	78,500円	72,500円	6,000円
14	43,500円	40,300円	3,200円	29	81,000円	74,800円	6,200円
15	46,000円	42,600円	3,400円				

【手数料の区分】

区 分	手 数 料
①「経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求」の場合 * 申請書(様式二十五号の十四)の項番「05」申請等の区分が「1」	8,500円 + 2,500円 × 業種数
②「経営規模等評価の申請」の場合 * 申請書(様式二十五号の十四)の項番「05」申請等の区分が「2」	8,100円 + 2,300円 × 業種数
③「総合評定値の請求」の場合 * 申請書(様式二十五号の十四)の項番「05」申請等の区分が「3」	400円 + 200円 × 業種数

2 経営状況分析の申請手続について

ご不明な点等は、下記登録経営状況分析機関に直接お問合せください。

【登録経営状況分析機関（平成30年4月現在）】

登録番号	機関の名称	事務所の所在地	電話番号
1	(一財) 建設業情報管理センター	東京都中央区築地 2-11-24	03-5565-6194
2	(株) マネージメント・データ・リサーチ	熊本県熊本市中央区京町 2-2-37	096-278-8330
4	ワイズ公共データシステム (株)	長野県長野市田町 2120-1	026-232-1145
5	(株) 九州経営情報分析センター	長崎県長崎市今博多町 22	095-811-1477
7	(株) 北海道経営情報センター	北海道札幌市白石区東札幌一条 4-8-1	011-820-6111
8	(株) ネットコア	栃木県宇都宮市鶴田 2-5-24	028-649-0111
9	(株) 経営状況分析センター	東京都大田区大森西 3-31-8	03-5753-1588
10	経営状況分析センター西日本 (株)	山口県宇部市北琴芝 1-6-10	0836-38-3781
11	(株) N K B	福岡県北九州市小倉北区重住 3-2-12	093-982-3800
22	(株) 建設業経営情報分析センター	東京都立川市柴崎町 2-17-6	042-505-7533

登録経営状況分析機関については、国土交通省より公示されます。登録経営状況分析機関に関することにつきましては、登録を行う国土交通省総合政策局建設業課〔03-5253-8111(代表)〕までお問合せください。

なお、登録機関の事務所の連絡先一覧については、国土交通省ホームページ上で閲覧可能です。

URL : https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000091.html

3 経営規模等評価の申請手続について

(1) 申請の方法

申請は、下の宛先に申請書、確認書類及び返信用封筒を郵送してください。

書類を入れた封筒等には、「経営事項審査書類在中」と記載してください。

※郵送方法の指定はありません（郵便・レターパック・宅急便等いずれでも可）。

原則、到着順に受け付けます。

宛先：〒030-8570 青森市長島一丁目1-1 青森県県土整備部監理課建設業振興グループ
--

(2) 申請時の注意事項

ア 経営規模等評価を申請（受審）する場合は技術職員名簿等の内容確認を、総合評定値も請求する場合は経営状況分析を確実に終了してから、申請及び請求をするようにしてください。経営状況分析を終えていなければ、受審できません。

イ 申請は、原則書類の郵送により受付します。書類持参による申請も受付しますが、対面での審査は行いません。

ウ 申請書2枚目の「連絡先」欄には、申請書の記載内容について説明できる方の名前を記載してください。なお、行政書士法により行政書士以外の者が業として申請手続を行うことはできません。

【総合評定値（P）の請求のみ行う場合】

ア 請求の方法

封筒に「総合評定値請求」と朱書きで記載の上、提出書類を3（1）と同じ宛先まで送付してください。総合評定値通知書は、概ね1週間程度で発送します。

イ 提出書類（総合評定値のみの請求の場合）

	項 目	補 足 説 明
1	総合評定値請求書（正本及び副本）（電算用紙 20001 帳票）	正本・副本各1部を提出してください。
2	経営状況分析結果通知書（正本）	登録経営状況分析機関代表者印のあるもの。
3	経営規模等評価手数料証紙	A4サイズの用紙に必ず貼付して提出してください（手数料はP5参照）。 県知事許可・・・県証紙
4	返信用封筒	A4サイズ1部・・・140円切手貼付

4 結果等通知書について

経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書は、概ね1ヶ月（30日）を目安として発送します。ただし、申請内容に不備がある場合は、不備等が解消されるまでは審査が完了せず、通知書等の発送が遅れる原因になりますので注意してください。

経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書は再発行しませんので大切に保管してください。

万一、紛失してしまった場合には、結果通知書の「原本証明」の申し出を、監理課建設業振興グループへ行ってください（結果通知書の原本証明を申し出る日の1年7ヶ月前の日以降に審査基準日が含まれる結果通知書についてのみ申し出を行うことができます。）。

原本証明の申し出に際しては、「青森県建設業ポータルサイト」－「経営事項審査」内の「経営事項審査結果通知書の謄本の交付について」の項目をご覧ください。

5 審査結果の公表について

経営規模等評価結果通知書（総合評定値の請求があった場合は総合評定値通知書）について、競争参加者選定手続の透明性の一層の向上による公正さの確保、企業情報の開示や相互監視による虚偽申請の抑止力の活用といった観点から公表（閲覧）を行っています。

一般財団法人建設業情報管理センターのホームページ上で閲覧可能です。

URL：<http://www.ciic.or.jp>

6 虚偽申請をした場合の取扱いについて

経営規模等評価申請書、経営状況分析申請書、財務諸表、工事経歴書に虚偽の記載をして提出することは、建設業法に違反する行為であり、6ヶ月以下の懲役又は100万円以下の罰金が科せられ、原則として30日（監査を受けていた場合は45日）の営業停止処分となります。

経営事項審査において報告、資料の提出を求められたにも関わらず、報告、提出をせず又は虚偽の報告、提出をした場合は、100万円以下の罰金が科せられます。また、青森県の等級名簿に登載されている場合は、指名停止の対象となる場合があります。

7 申請書の入手方法

「青森県建設業ポータルサイト」から入手できます。「青森県建設業ポータルサイト」－「経営事項審査」内の「申請書様式等ダウンロード」の項目をご覧ください。

8 申請に必要な提出書類等

(1) 申請書一式

(2) 確認書類

(3) 返信用封筒（申請書副本及び結果通知書返送用）

※封筒には、**140円以上の切手を貼付し、送付先の住所を記入してください。**

切手の金額に不足がある場合は、「不足分受取人払い」で発送します。

(1) 申請書一覧 ※正本（県用） 副本（申請者控） 各1部を提出してください。

	項 目	補 足 説 明
1	経営規模等評価申請書・総合評 定値請求書 （電算用紙 20001帳票）	経営規模等評価（XZW）の申請のみ行う場合は、 「総合評定値請求書」を傍線で消してください。 （P124～125記載例参照）
2	工事種類別完成工事高 （電算用紙 20002帳票）	（P126～129記載例参照）
3	技術職員名簿 （電算用紙 20005帳票）	（公財）青森県建設技術センターの収受印のある原本を提 出してください。（P130記載例参照）
4	C P D単位を取得した技術者名 簿（様式第4号）	（公財）青森県建設技術センターの収受印のある原本を提 出してください。 ※掲載者がいない場合は、作成及び添付不要 （P131記載例参照）
5	技能者名簿（様式第5号）	（公財）青森県建設技術センターの収受印のある原本を提 出してください。 ※掲載者がいない場合は、作成及び添付不要 （P132記載例参照）
6	その他の審査項目（社会性等） （電算用紙 20004帳票）	（P133記載例参照）
7	経営状況分析結果通知書	原本を提出してください。 ※総合評定値（P）を請求しない場合は不要
8	経営規模等評価手数料証紙	県知事許可・・・県証紙 A4サイズ用の紙に必ず貼付して提出してください。
9	建設機械の保有状況表	・項番56「建設機械の所有及びリース台数」について、 対象となる建設機械がある場合必ず提出してください。 （P136記載例参照） ・確認書類については、P11「項番56 建設機械の所有及 びリースの台数」を確認してください。
10	建設業に従事するその他職員等 確認票	（公財）青森県建設技術センターの 収受印のある原本を提 出 してください。 申請書には綴らずに提出してください。 （P134・135記載例参 照）

・提出書類は上記の番号順に揃え、1～9までを**ホチキスで左側2箇所**留めてください。

10については、申請書に綴らずに提出してください。

・副本は正本のコピーで構いません。

(2) 確認書類一覧

※原則、確認書類は返送しません。

※確認書類は写しを提出してください。

○申請するすべての方が必要な書類です

項 目	内 容
建設業許可指令書	・現在取得しているものに関する全て ※指令書に記載された許可業種に、廃業した業種が含まれる場合は、当該廃業業種が示された指令書の写しを提出
建設業許可申請書の副本	・現在取得している許可に関する最新のもの ※表紙（所管の県民局の収受印が押印されたもの）及び様式第1号のみの提出でも可
変更届出書等	・現在取得している許可申請（更新）後、経審申請書項番7から14までに係る事項を変更した場合、当該変更がわかるもの
決算等届出書	審査対象年度分の以下の書類 ・表紙（所管の県民局の収受印が押印されたもの） ・工事経歴書（様式第2号） ・直前3年の各事業年度における工事施工金額（様式第3号） ・貸借対照表（法人：様式第15号 個人：様式第18号） ・損益計算書（法人：様式第16号 個人：様式第19号） ※初めて受審する場合又は審査対象事業年度の直前の事業年度（基準決算の前期）に受審していない場合で、直前2年の平均完成工事高を選択するときは基準決算及び基準決算の前期の2年分、直前3年の平均完成工事高を選択するときは基準決算及び基準決算の前期・前々期の3年分
前年度の経営規模等評価申請書	・県の収受印があるもの ・申請書、申請書別紙1～3、CPD単位を取得した技術者名簿、技能者名簿、建設機械保有状況表を提出
前年度の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書	・完成工事高について3年平均を選択している場合は、前々年度分についても提出
契約書、請書及び注文書等 （JVとして行った工事がある場合は、契約書及び出資比率がわかる書面（協定書等））	・審査対象年度の工事経歴書に記載した工事のうち、業種ごと（その他工事も含む）に請負代金上位3件（元請・下請け問わず）の工事について提出 ・請負代金を確認できる書類がない場合は見積書や請求書、領収書、工事台帳 ・一式工事の下請がある場合は、見積書等工事の内容が分かる書類（一式工事以外の工事についても、工事経歴書の記載内容から疑義が生じた場合等には、追加で工事の内容が分かる書類の提示を求めることがあります。） ※初めて受審する場合又は審査対象事業年度の直前の事業年度に受審していない場合で、直前2年の平均完成工事高を選択するときは審査対象年度及び審査対象前年度の工事経歴書に記載された工事上位3件分、直前3年の平均完成工事高を選択するときは審査対象年度、審査対象前年度及び審査対象前々年度の工事経歴書に記載された工事上位3件分

【法人の場合】 法人税申告書別表 1 6 (1) 又は (2) 他 (P57～62参照)	・経営状況分析機関に提示したものと同様の書類（審査対象年度（基準決算）分） ・法人税申告書別表 1 6 (4)、(6)、(7) も作成していれば提示
【個人の場合】 所得税青色申告決算書（一般用）又は収支内訳書（いわゆる白色申告書）（一般用） (P55・56参照)	
消費税確定申告書の控え (P63参照)	・審査対象事業年度（基準決算）分 ※初めて受審する場合又は審査対象事業年度の直前の事業年度（基準決算の前期）に受審していない場合で、直前2年の完成工事高を選択するときは基準決算及び基準決算の前期の2年分、直前3年の完成工事高を選択するときは3年分 ・税務署受付印又は作成した税理士押印のあるもの ・電子申告の場合は、受信通知（メール詳細）も併せて提出
消費税納税証明書（その1） （納付すべき税額が明示されているもの。0円の場合も同様に提示が必要。） (P64参照)	・電子納税証明書（PDF形式）を印刷したものでも可 ・審査対象事業年度（基準決算）分 ※初めて受審する場合又は審査対象事業年度の直前の事業年度（基準決算の前期）に受審していない場合は、直前2年の完成工事高を選択するときは基準決算及び基準決算の前期の2年分、直前3年の完成工事高を選択するときは3年分 【免税事業者の方】 基準期間（個人事業者の場合は前々年、法人の場合は前々事業年度のことをいう。）の課税売上高（完成工事高）が1千万円以下の事業者の方は、その年又はその事業年度の課税資産の譲渡等について納税の義務が免除されます。該当する方でも消費税納税証明書（その1）が必要となります。

●該当する項番が「有」の方が必要な書類です

その他の審査項目（社会性等）を確認する資料 （審査基準日において有効なもの）

※確認する項番（P27～29）電算用紙 20004 帳票の各項番に該当するときに必要な書類です。

項番	項 目	内 容
41	雇用保険加入を証明する資料 (P66～70参照) ◎のいずれかの書類を提出	審査基準日が属する期間の申告書及び領収証書を提示 （分割納付の場合は以下の期間の領収証書） 決算月が 4～ 7月 ― 第1期分 8～11月 ― 第2期分 12～翌3月 ― 第3期分 ◎労働保険概算確定保険料申告書及び領収証書 ◎労働保険事務組合加入の場合は労働保険料納入通知書及び領収証書
42	健康保険加入を証明する資料 (P71～73参照) ◎のいずれかの書類を提出	審査基準日が属する月分の保険料領収証書を提示 （例 審査基準日が令和3年12月31日→令和3年12月分の保険料領収証書を提示） ◎日本年金機構に加入の場合は、日本年金機構発行の保険料領収書 ◎全国建設工事業国民健康保険組合（建設国保）等に加入の場合は各保険組合の領収証書又は加入証明書
43	厚生年金保険加入の有無 (P71～73参照)	審査基準日が属する月分の日本年金機構発行の保険料領収書（例 審査基準日が令和3年12月31日→令和3年12月分の保険料領収証書を提示）
44	建設業退職金共済制度の加入を証明する資料 (P74・75参照)	建設業退職金共済事業加入・履行証明書

45	退職一時金制度の導入を証明する資料または、企業年金制度の導入を証明する資料 (P76～83参照) ◎のいずれかの書類を提出	◎中小企業退職金共済事業本部加入証明書 ◎特定退職金共済の加入を証明するもの ◎労働基準監督署の受付印がある就業規則、退職金規程、労働協約の写し ◎厚生年金基金加入証明書、基金の発行する領収書 ◎確定拠出年金運営管理機関の発行する加入証明書 ◎確定給付企業年金について、基金型に加入している場合は企業年金基金の発行する加入証明書、規約型に加入している場合は資産管理運用機関の発行する加入証明書
46	法定外労働災害補償制度の加入を証明する資料 (P84～87参照) ◎のいずれかの書類を提出 ※工事に係る第三者賠償責任補償保険への加入は入札参加資格に関係する項目であり、経営事項審査の加点対象ではありませんので、ご留意ください。	◎建設労災補償共済制度加入証明書 ◎（一社）全国建設業労災互助会加入証明書兼領収書 ◎（一社）全国労働保険事務組合連合会の労働災害補償制度への加入を証明する書面 ◎保険会社の法定外労働災害補償制度の加入を証明する資料 ◎中小企業等協同組合法の認可を受けて共済事業を行う者が提供する補償制度への加入を証明する書面 【以下の要件を全て満たしているものが対象です。書面に記載があるかご確認ください。】 ①業務災害と通勤災害（通勤及び退勤中の災害）のいずれも対象とすること ②直接の使用関係にある職員及び下請負人の直接の使用関係にある職員のすべてを対象とすること ③労働者災害補償保険の傷害等級第1級から第7級までに係る障害補償給付及び障害給付並びに遺族補償給付の基となった災害のすべてを対象とすること
48	民事再生法又は会社更生法の適用	手続の開始又は終結決定を受けたことを証する書面
49	防災協定の締結を証明する資料 (P88 参照) ◎のいずれかの書類を提出	◎国、特殊法人等または地方公共団体との間に防災協定を締結している場合は、その防災協定 ◎社団法人等の団体が国、地方公共団体等との間に防災協定を締結している場合は、当該団体に加入していることを証する書類及び申請者が防災活動に一定の役割を果たすことが確認できる書類（当該団体の活動計画書や証明書等）
52	監査の受審状況を証明する資料 (P89～96 参照) ◎のいずれかの書類を提出	◎監査報告書 ◎会計参与報告書 ◎経理処理の適正を確認した旨の書類
55	研究開発費の額を証明する資料 (P97 参照) ◎のいずれかの書類を提出	◎有価証券報告書（2年分） ◎注記表（2年分）
56	建設機械の所有及びリースの台数 (P31, 50・51, 98～101, 136, 139・140 参照) ①と②両方の書類を提出	①売買契約書又はリース契約書（リース契約の場合は審査基準日から1年7ヶ月以上の契約期間であること。） ②特定自主検査記録表 （審査基準日以前1年以内に行っているもの） 移動式クレーンの場合は、移動式クレーン検査証 大型ダンプ車の場合は、自動車検査証 ※審査対象年度内に新車で購入した場合は、②の代わりに「特定自主検査実施時期証明書」を提出してください。
57	I S O 9 0 0 1 の登録	審査登録機関の認証を証明する書類（登録証及び付属書） ※登録範囲に建設業が含まれていること。会社単位であること。一部の支店等に限られている場合は認められません。
58	I S O 1 4 0 0 1 の登録	

Ⅲ 「技術職員名簿」等の内容確認について

「技術職員名簿」等の内容確認と技術者登録は、それぞれ別の手続ですので、ご注意ください。

1 内容確認について

「技術職員名簿」、「C P D単位を取得した技術者名簿」、「技能者名簿」及び「建設業に従事するその他職員等確認票」は、経営事項審査の前に、必ず（公財）青森県建設技術センターで内容確認を終えるようにしてください。

収受印が押印された「技術職員名簿」等が返送されるのは、概ね1ヶ月後です。また、内容確認が集中する時期はそれ以上の時間を要する場合がありますので、余裕をもって申請をしてください。

【「C P D単位を取得した技術者名簿（様式第4号）」について】

技術職員名簿に掲載できない技術者がC P D単位を取得している場合は、作成してください（詳細はP32・33、131 参照）。

掲載者がいない場合は、作成及び内容確認は不要です。

【「技能者名簿（様式第5号）」について】

技能者に該当する者がいる場合は、作成してください（詳細はP33・132 参照）。

掲載者がいない場合は、作成及び内容確認は不要です。

【「建設業に従事するその他職員等確認票」（青森県独自様式）について】

県に入札参加資格申請をする予定の方

経理資格保有職員数（項番53、54）の確認及び県入札参加資格審査に使用します。

「建設業に従事するその他職員等確認票（県に指名願を出す予定がある方 P113・134）」の様式を使用し、内容確認を受けてください。

※県に入札参加資格申請をする予定の大臣許可業者の方も提出してください。

県に入札参加資格申請をする予定のない方

経理資格保有職員数（項番53、54）の確認に使用します。

「建設業に従事するその他職員等確認票（県に指名願を出す予定がない方 P114・135）」の様式を使用し、内容確認を受けてください。

【建設業に従事するその他職員とは】

技術職員、技術者及び技能者以外の建設業に従事する使用人と常勤の役員（監査役、兼業事業に従事する使用人は除く。）のことです。

2 技術者登録について（県入札参加資格申請に必要）

県内建設業者で県に入札参加資格申請を行っている方又は申請予定の方は、入札参加資格を申請する業種の技術職員について、技術者登録又は登録内容の変更の手続が必要です。

技術者情報の一元管理を委託している（公財）青森県建設技術センターに登録がなければ、所属技術者と認められませんので、資格の変更や新規雇用技術者等の異動等に伴う変更届は速やかに行ってください。

3 技術職員名簿等の内容確認と技術者登録の違いについて

【技術職員名簿等の内容確認】 … 経営事項審査申請の際に必要な手続

- ・ 審査基準日以前に6ヶ月を超える恒常的雇用関係がある者が対象
- ・ 審査基準日現在の状況で年一回確認

【技術者登録】 …… 県入札参加資格申請の際に必要な手続

- ・ 登録する日以前に3ヶ月以上の直接的かつ恒常的雇用関係がある者が対象
- ・ 技術職員の異動が発生する度に手続を行う

技術者登録と経営事項審査に係る技術職員等の内容確認は別々のものであり、技術者登録は青森県に入札参加資格の申請をしている方のみ行うものです（国及び市町村の入札参加資格申請とは関係ありません。）。

また、経営事項審査の内容確認を行っても技術者登録されているわけではありません。

青森県に入札参加資格申請を行っている方又は申請予定の方は、技術者登録と経営事項審査に係る技術職員の内容確認の両方を行ってください。

4 申請について

（１）内容確認の申請方法

（公財）青森県建設技術センター宛に郵送又は持参してください（持参した場合は、受付後順番での処理になります。）。

宛先：〒030-0822 青森市中央三丁目21-9
公益財団法人 青森県建設技術センター

TEL：017-718-4181（直通） FAX：017-777-6646
TEL：017-777-6545（代表）

（２）申請の時期

経営規模等評価を申請する約1ヶ月前までに行ってください。

できるだけ審査基準日を過ぎて他へ技術者が異動になる前に申請するようにしてください。

（３）提出書類

併せて P105「職員の常勤確認について」をご参照いただき、申請について不明な点がありましたら（公財）青森県建設技術センターへお問合せください。提出前に P122「技術職員名簿等（経営事項審査時提出）事前確認チェックリスト」により確認の上、提出してください（チェックリストも同封してください。）。

	提出書類	内容・補足説明
1	技術職員名簿等内容確認願	
2	技術職員名簿（2部）	返送されたもの（原本）を提出書類として「経営規模等評価申請書」に添付してください。 申請書副本には、写しを添付してください。
3	C P D単位を取得した技術者名簿（2部）	
4	技能者名簿（2部）	
5	建設業に従事するその他職員等確認票（2部）	返送されたもの（原本）を申請書に添付し、提出してください。

6	常勤確認資料 ※技術職員名簿・CPD単位を取得した技術者名簿・技能者名簿・その他職員等確認票（経理資格保有職員名簿・その他職員名簿）に掲載されている者に係るもの	【原則として、以下の書類の写しを毎年全員分提出してください（詳細はP参照）。】 ①雇用保険被保険者資格喪失届 （個人番号（マイナンバー）が記入されている場合、黒塗り（原本に付箋紙を貼ってコピー等）したもの） ②社会保険の標準報酬決定通知書 ③（法人の場合）履歴事項全部証明書
7	【技術職員名簿に記載している者の資格を証明する資料】 <u>以下の書類の写しを全員分提出してください。</u> ※提出書類7の①～⑤については、前年度の名簿に記載した資格と今回記載した資格が同一である場合、提出不要です。	
	①卒業証書及び実務経験証明書 ※	別表（1）（P45）に掲げる学科を修めて高等学校を卒業した後5年以上又は大学を卒業した後3年以上の実務経験がある方（建設業法第7条第2号イ）
	②実務経験証明書 ※	10年以上の実務経験がある方（建設業法第7条第2号ロ） ※（公財）青森県建設技術センターの収受印が押されている実務経験証明書がある場合は、当該証明書を提出してください。
	③合格証明書・免状等 ※ （及び実務経験証明書）	別表（2）（P46～49）に掲げる国家資格等がある方（建設業法第7条第2号ハ、同法第15条第2号イ、同法施行令第28条） ※監理技術者補佐として掲載する場合は、主任技術者資格を証明する書類及び1級の第一次試験合格証明書の両方を提出してください。
	④大臣の認定証 ※	国土交通大臣が能力があると認めた方（建設業法第15条第2号ハ）
	⑤能力評価（レベル判定）結果通知書 ※	レベル3技能者又はレベル4技能者の方
	⑥「監理技術者講習」受講を示す資料 ・監理技術者資格証及び監理技術者講習受講修了証	「1級技術者」のみ対象 大臣認定者は対象外
	⑦「登録基幹技能者講習」受講を示す資料 ・登録基幹技能者講習終了証	登録基幹技能者講習を行う者として国土交通省に登録された団体が実施する講習（更新講習含む）を受講し、基準日時点で有効な修了証の交付を受けている場合のみ対象
8	技術者が取得したCPD単位数を証明する資料 ・CPD単位取得実績証明書	監理技術者になる資格を有する者、主任技術者になる資格を有する者、1級技士補又は2級技士補が、 <u>審査基準日以前1年間</u> に取得したCPD単位数が評価対象
9	レベル向上等を確認する書類 ・能力評価（レベル判定）結果通知書	審査基準日以前3年間に、建設キャリアアップシステムにおいて、レベルが1以上向上し、レベル2以上になった者が評価対象 ※前年度の内容確認から「レベル」及び「判定日」に変更がない場合は、提出不要です。
10	技能者の在籍を確認する書類 ・作業員名簿（P140 Q21参照）	技能者名簿を作成した場合は提出

【建設業に従事する経理資格保有者の資格を証明する資料】（詳細はP30参照）		
11	①登録証明書（日本公認会計士協会が発行したもの）	公認会計士又は税理士であって、これらとなる資格を有した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して1年を経過しない方 ※公認会計士又は税理士として登録されている方が対象です。
	②登録事項証明書（日本税理士会連合会が発行したもの）	
	③国土交通大臣が指定する研修を受講したことを証明する書類	公認会計士又は税理士であって、国土交通大臣が指定する研修を経営事項審査の申請をする日の属する事業年度の直前の事業年度終了の日が属する年度の直前の年度において受講した方 ※公認会計士又は税理士として登録されている方が対象です。
	④合格証	1級又は2級の登録経理試験に平成29年3月31日以前に合格した方及び合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しない方
	⑤登録経理講習修了証	1級又は2級の登録経理試験合格者のうち、登録経理講習を受講した者であって、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しない方
12	返信用封筒（1部）	120円切手を貼付・返信先の住所を記入

Ⅳ 申請書等の記入方法について

申請書への記入は、黒のペン又はボールペン（タイプ等も可）を使用してください。
記載例（P124～136）と併せてご覧ください。

1 経営規模等評価申請書及び総合評定値請求書（20001帳票）

「申請者」欄

申請時の所在地、商号名称を記載します（ゴム印も可）。

代理で申請を行う者がいる場合は、「申請者」の欄に「代理人 住所 氏名」を併記してください。

代理で申請書又は財務書類等を作成した者がいる場合は、その者の氏名も記載してください。
この場合は、作成に係る委任状（写し可、任意様式）を添付してください。

行政書士が代理申請する場合は、委任状を添付し、行政書士法施行規則第9条第2項に基づく職印の押印をしてください。

（「青森県建設業ポータルサイト」－「経営事項審査」内の「行政書士による代理申請等について」を参照してください。ご不明な点は青森県行政書士会にお問合せください。）

なお、行政書士でない者（行政書士会に加入していない公認会計士・税理士・行政書士の補助者又は商工会等が該当）が業として書類の作成、提出を行うことは、行政書士法に違反する行為であり、罰則の対象となります。

項番 0 2 「申請時の許可番号」

現在2以上の建設業の許可を受けている場合で、許可を受けた年月日が複数ある場合は、そのうち最も古いものを記入します。

許可年月日は有効期間の始まりの日を記入します。

青森県知事許可業者は知事コードに「02」を記入します。

項番 0 3 「前回の申請時の許可番号」

前回の申請時の許可番号と 今回申請時の許可番号が異なる場合にのみ記入 します。許可の更新等により、許可年月日のみ異なる場合は記入不要です。

項番 0 4 「審査基準日」

審査の申請をしようとする日の直前の事業年度の終了日を記入します（合併の日や法人設立日となる場合もあります。）。

項番 0 5 「申請時の区分」

コード	申請書の種類
1	経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求
2	経営規模等評価の申請
3	総合評定値の請求
4	経営規模等評価の再審査の申立及び総合評定値の請求
5	経営規模等評価の再審査の申立

項番 0 6 「処理の区分」

左欄は、次の表の分類に従い該当するコードを記入します。

コード	処理の種類
00	12ヶ月ごとに決算を完結した場合 (例) 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの事業年度について申請する場合
01	6ヶ月ごとに決算を完結した場合 (例) 令和3年10月1日から令和4年3月31日までの事業年度について申請する場合

0 2	商業登記法の規定に基づく組織変更の登記後最初の事業年度その他12ヶ月に満たない期間で終了した事業年度について申請する場合 (例1) 合名会社から株式会社への組織変更に伴い令和3年10月1日に当該組織変更の登記を行った場合で令和4年3月31日に終了した事業年度について申請する場合 (例2) 申請に係る事業年度の直前の事業年度が令和3年3月31日に終了した場合で事業年度の変更により令和3年12月31日に終了した事業年度について申請する場合 (例3) 個人事業者の事業承継や法人化を行った場合
0 3	事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度について申請する場合 (例) 令和3年10月1日に会社を新たに設立した場合で令和3年3月31日に終了した最初の事業年度について申請する場合
0 4	事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度終了の日より前の日に申請する場合 (例) 令和5年3月10月1日に会社を新たに設立した場合で最初の事業年度の終了の日(令和5年3月31日)より前の日(令和4年11月1日)に申請する場合

右欄は通常は空欄ですが、次の分類のいずれかに該当する場合は、この分類に従い、該当するコードを記入します。

コード	処 理 の 種 類
1 0	申請者について会社の合併が行われた場合で合併後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
1 1	申請者について会社の合併が行われた場合で合併期日又は合併登記の日を審査基準日として申請するとき
1 2	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲渡後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
1 3	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲受人である法人の設立登記日又は事業の譲渡により新たな経営実態が備わったと認められる日を審査基準日として申請するとき
1 4	申請者について会社更生手続き開始の申立て、民事再生手続き開始の申立て又は特定調停手続き開始の申立てが行われた場合で会社更生手続き開始決定日、会社更生計画認可日、会社更生手続き開始決定日から会社更生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日、民事再生手続き開始決定日、民事再生手続き開始決定日から民事再生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日又は特定調停手続き開始申立日から調停条項受諾日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日を審査基準日として申請するとき
1 5	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、外国建設業者の属する企業集団に属するものとして認定を受けて申請するとき
1 6	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、その属する企業集団を構成する建設業者の相互の機能分担が相当程度なされているものとして認定を受けて申請するとき
1 7	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、建設業者である子会社の発行済株式の全てを保有する親会社と当該子会社からなる企業集団に属するものとして認定を受けて申請するとき
1 8	申請者について会社分割が行われた場合で分割後最初の事業年度終了の日を審査基準日として申請するとき
1 9	申請者について会社分割が行われた場合で分割期日又は分割登記の日を審査基準日として申請するとき
2 0	申請者について事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度終了の日より前の日に申請するとき
2 1	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、一定の企業集団に属する建設業者(連結子会社)として認定を受けて申請する場合
2 2	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、その外国にある子会社について認定を受けて申請する場合

項番 0 7 「法人又は個人の別」

法人・個人の別を記入します。申請者が法人の場合には、「資本金額又は出資総額」及び「法人番号」を記入します。個人の場合は「資本金額又は出資総額」及び「法人番号」欄の記入は必要ありません。

項番 0 8 「商号又は名称のフリガナ」

カタカナで記入し、濁音又は半濁音を表す文字については **ギ** 又は **パ** のように1文字として記入します。法人の種類を表す文字（（株）（有）など）のフリガナは記入しません。

項番 0 9 「商号又は名称」

法人の種類を表す文字については、次の表の略号を用います。

例： (株) 青森建設

種 類	略 号	種 類	略 号
株式会社	(株)	合同会社	(合)
特例有限会社	(有)	協同組合	(同)
合名会社	(名)	協業組合	(業)
合資会社	(資)	企業組合	(企)

項番 1 0 「代表者又は個人の氏名のフリガナ」

カタカナで姓と名の間に1カラム空けて記入し、濁音又は半濁音を表す文字については **ギ** 又は **パ** のように1文字として記入します。例： **ギ ジ ユ ツ** **タ ロ ウ**

項番 1 1 「代表者又は個人の氏名」

申請者が法人の場合はその代表者の氏名を、個人の場合はその者の氏名を、姓と名の間を1カラム空けて記入します。例： **技 術** **太 郎**

項番 1 2 「主たる営業所の所在地市区町村コード」

コード	市町村名	コード	市町村名	コード	市町村名
0 2 2 0 1	青 森 市	0 2 3 2 1	鰺ヶ沢町	0 2 4 1 1	六ヶ所村
0 2 2 0 2	弘 前 市	0 2 3 2 3	深 浦 町	0 2 4 1 2	おいらせ町
0 2 2 0 3	八 戸 市	0 2 3 4 3	西目屋村	0 2 4 2 3	大 間 町
0 2 2 0 4	黒 石 市	0 2 3 6 1	藤 崎 町	0 2 4 2 4	東 通 村
0 2 2 0 5	五所川原市	0 2 3 6 2	大 鰐 町	0 2 4 2 5	風間浦村
0 2 2 0 6	十和田市	0 2 3 6 7	田舎館村	0 2 4 2 6	佐 井 村
0 2 2 0 7	三 沢 市	0 2 3 8 1	板 柳 町	0 2 4 4 1	三 戸 町
0 2 2 0 8	む つ 市	0 2 3 8 4	鶴 田 町	0 2 4 4 2	五 戸 町
0 2 2 0 9	つがる市	0 2 3 8 7	中 泊 町	0 2 4 4 3	田 子 町
0 2 2 1 0	平 川 市	0 2 4 0 1	野辺地町	0 2 4 4 5	南 部 町
0 2 3 0 1	平 内 町	0 2 4 0 2	七 戸 町	0 2 4 4 6	階 上 町
0 2 3 0 3	今 別 町	0 2 4 0 5	六 戸 町	0 2 4 5 0	新 郷 村
0 2 3 0 4	蓬 田 村	0 2 4 0 6	横 浜 町		
0 2 3 0 7	外ヶ浜町	0 2 4 0 8	東 北 町		

項番 1 3 「主たる営業所の所在地」

上記の項番 1 2 で記入した市区町村コードによって表される 市町村名に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については—（ハイフン）を用いて記入します。例： **長 島** **1** **—** **1** **—** **1**

項番 1 5 「許可を受けている建設業」

申請（又は請求）時に許可を受けている建設業について、一般は「1」、特定は「2」を記入します（審査基準日時点ではありません。）。

項番 **1** **6** 「経営規模等評価等対象建設業」

評価を受ける業種に「9」を記入します。総合評定値のみ請求する場合は、経営規模等評価の結果の通知を受けたものの中から、今回請求する業種を選択し記入します。

※廃業した業種に係る経営事項審査申請はできません。経営事項審査申請中に、評価を受ける予定の（項番16に「9」を記入した）業種の許可を廃業した場合は、監理課へご連絡をお願いします（経営事項審査申請前又は結果通知書受領後に廃業した場合は、不要です。）。

項番 **1** **7** 「自己資本額」

審査基準日の決算（以下「基準決算」という。）における自己資本の額（貸借対照表における純資産合計の額）又は基準決算及び基準決算の前期決算における自己資本の額の平均の額（以下「平均自己資本額」という。）を記入します。

「審査対象」のカラムには、基準決算は「1」を、2期平均は「2」を記入します。

平均自己資本額を記入した場合は、表内のカラムに基準決算における自己資本の額及び基準決算の前期決算における自己資本の額をそれぞれ記入します。

記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てます。

数字にマイナスが生じた場合は数字の前に「⊖」を記入します。

※決算期変更がある場合は、以下のようになります。

【例1】令和4年3月31日決算から令和4年6月30日に変更（基準決算の場合）

基準決算…令和4年4月1日～令和4年6月30日における自己資本の額を記入する。

【例2】令和4年3月31日決算から令和4年6月30日に変更（2期平均の場合）

基準決算…令和4年4月1日～令和4年6月30日

基準決算の前期決算…令和3年4月1日～令和4年3月31日

における自己資本の額を記入し、平均を算出する。

項番 **1** **8** 「利益額（2期平均）」

審査対象事業年度における利益額及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度の利益額の平均の額を記入します。

表内のカラムに審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における「営業利益の額」及び「減価償却実施額」をそれぞれ記入します。

記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示します。

数字にマイナスが生じた場合は数字の前に「⊖」を記入します。

※決算期変更がある場合・・・工事種類別完成工事高の計算例（P128・129）と考え方は同じですので、計算例を参考にしてください。

項番 **1** **9** 「技術職員数」

審査基準日における技術職員の数を記入し、別紙二：技術職員名簿（20005帳票）で記入した技術職員の人数の合計と一致させてください。

技術職員は、審査基準日以前に6ヶ月を超える恒常的な雇用関係があり、かつ、雇用期間を特に限定することなく、常時雇用されている建設業に従事する職員及び常勤の役員（個人の場合は事業主）で、一定の資格又は要件を満たした者が認められます。

例えば給料が日給の場合でも雇用期間に限定がなく、月20日程度、1年を通して勤務する者の数を記入します。

※アルバイト、パート、契約社員、法人の役員の監査役及び会計参与は認められません。

（本手引きのP12及びP105・106も併せてご覧ください。）

2 工事種類別完成工事高（２０００２帳票）

【項番 3 2 及び項番 3 3 完成工事高の記載に関する留意点】

- ・完成工事高は消費税抜きで記入します（免税業者は消費税込みで記入。）。
- ・千円未満の端数を切り捨てて記載してください。
- ・評価を受ける業種に実績がない場合でも、空欄にせず、必ず「0」を記入してください。
- ・その他の工事に実績がない場合でも、空欄にせず、必ず「0」を記入してください。
- ・一つの請負契約に係る建設工事の完成工事高を、2以上の種類に分割又は重複計上することはできません。
- ・許可を受けている業種のうち、経営事項審査の申請を行わない業種の完成工事高を申請業種の完成工事高に含める方法（いわゆる「積み上げ」）につきましては、P40・41 をご参照ください。
- ・除雪、草刈、剪定、点検等の業務委託、建売住宅の販売及び自社建物の建設等については、請負契約による建設工事に該当しないため、完成工事高には計上できません。兼業事業売上高へ計上します。
- ・原則、一つの契約が建設工事に当たるのか業務委託契約に当たるのかをもって判断します。
ただし、除染業務委託契約において、重機等を用いた表土の除去及び客土・庄密などの建設工事の施工が含まれる場合であって、当該施工に係る業務の実質が建設工事の請負とみなしうるときは、契約金額のうち建設工事と認められる部分について完成工事高に計上することができる場合があります（内容が分かる資料が必要となります。）。建設工事と認められない部分は、兼業事業売上高へ計上します。

項番 3 1 「事業年度」

工事種類別完成工事高は、直前2年の平均完成工事高又は直前3年の平均完成工事高のいずれかを選択できます。計算基準の区分のカラム内に対応するコード（1又は2）を必ず記入します。

6ヶ月決算、決算日変更等により12ヶ月に満たない場合は、その不足月数を当該決算の前期の決算から算入して12ヶ月に換算します。

項番 3 2 「業種コード」

評価を受ける業種について、次のコード表により必ず記入します。

なお、下記の3業種を申請する場合は、それぞれに対応する内訳の工事を記入します。
完成工事高又は元請完成工事高が「0」であっても、必ずペアで記入します。

土木一式工事（010） → プレストレストコンクリート構造物工事（011）
とび・土工・コンクリート工事（050） → 法面処理工事（051）
鋼構造物工事（110） → 鋼橋上部工事（111）

※プレストレストコンクリート（PC）と、プレキャスト鉄筋コンクリート（PCa）を混同しないようご注意ください。

コード	工事の種類	コード	工事の種類	コード	工事の種類
010	土木一式工事	100	タイル・れんが・ブロック工事業	200	機械器具設置工事
011	プレストレストコンクリート構造物工事	110	鋼構造物工事	210	熱絶縁工事
020	建築一式工事	111	鋼橋上部工事	220	電気通信工事
030	大工工事	120	鉄筋工事	230	造園工事
040	左官工事	130	舗装工事	240	さく井工事

050	とび・土工・コンクリート工事	140	しゅんせつ工事	250	建具工事
051	法面処理工事	150	板金工事	260	水道施設工事
060	石工事	160	ガラス工事	270	消防施設工事
070	屋根工事	170	塗装工事	280	清掃施設工事
080	電気工事	180	防水工事	290	解体工事
090	管工事	190	内装仕上工事		

「工事種類別完成工事高」

項番 3 1 で記入した各審査対象事業年度毎の工事種類別完成工事高を記入します。

ただし、3 年平均を選択した場合は、審査対象事業年度の直前 2 年の工事種類別完工高の合計を 2 で除した数値を記入します。

不足月数に対応する完成工事高は、当該決算の前期の決算の完成工事高を月数で按分して算入し、その処理によってズレが生じる部分はそれぞれ按分して調整してください。

「完成工事高計算表」の欄は項番 3 1 で記入した各審査対象事業年度毎の完成工事高を記入します。按分した場合は、余白や別紙により計算方法を明確に記載してください。

なお、最も古い事業年度の完成工事高については、次式によります。

$$\left[\text{最も古い事業年度の完成工事高} \times (24 \text{ ヶ月又は} 36 \text{ ヶ月} - \text{他の事業年度に含まれる月数}) \div \text{最も古い事業年度に含まれる月数} \right]$$

「元請完成工事高」

完成工事高のうち、元請完成工事高について記入します。

項番 3 3 「その他の工事」

審査対象建設業以外の建設業に係る建設工事の完成工事高を記入します。

また、工事種類別完成工事高用紙が複数枚になる場合は、最終ページの「その他の工事」の
カラムにのみ金額を記入します。

なお、その他の工事に係る実績がない場合にも、カラムに「0」を必ず記入します。

項番 3 4 「合計」

項番 3 2 及び項番 3 3 に記入した完成工事高の合計を記入します。

ただし、項番 3 2 の「プレストレストコンクリート構造物工事」、「法面処理工事」及び「鋼橋上部工事」に係る完成工事高については、それぞれ「土木一式工事」、「とび・土工・コンクリート工事」及び「鋼構造物工事」に係る完成工事高の内書きであるため、合計の計算から除外します。

工事種別完成工事高の用紙が複数枚になる場合は、最終ページの「合計」のカラムにのみ金額を記入します。

審査する工事の種類が 4 種類を超える場合は、2 枚以上の本用紙を使用してください（2 枚目からはコピー可）。

また、用紙ごとに契約後 V E（施工段階で施工方法等の技術提案を受け付ける方式）に係る工事の完成工事高について、契約後 V E による縮減変更前の契約額で評価をする特例の利用の有無について記入してください。

3 技術職員名簿（20005帳票）

この名簿は、審査基準日以前に6ヶ月を超える恒常的雇用関係がある技術職員（建設業法施行規則第18条の3第2項第1号、第2号又は第3号に該当する者）全員について記入してください。

なお、一人の技術職員につき、技術職員として申請できる建設業の種類は2つ以内です。

項番 8 1 「頁数」

技術職員名簿の枚数を通し番号で必ず記入します。

項番 8 2 「業種コード」

技術職員の数の算出において、対象とする建設業の種類を下記から 2つ以内 で選び該当するコードを記入します。

コード	工事の種類	コード	工事の種類	コード	工事の種類
01	土木一式工事	11	鋼構造物工事	21	熱絶縁工事
02	建築一式工事	12	鉄筋工事	22	電気通信工事
03	大工工事	13	舗装工事	23	造園工事
04	左官工事	14	しゅんせつ工事	24	さく井工事
05	とび・土工・コンクリート工事	15	板金工事	25	建具工事
06	石工事	16	ガラス工事	26	水道施設工事
07	屋根工事	17	塗装工事	27	消防施設工事
08	電気工事	18	防水工事	28	清掃施設工事
09	管工事	19	内装仕上工事	29	解体工事
10	タイル・れんが・ブロック工事	20	機械器具設置工事		

【2業種限定の考え方】

現行で評価対象となっている業種の中から任意の2つを選択できます。

1つの資格で評価対象から2つ選択する方法、2つの資格からそれぞれ1つずつ選択する方法のどちらも適用されます。

（例）技術者A（1級土木施工管理技士と1級電気工事施工管理技士を保持）と技術者B（2級造園施工管理技士を保持）の2名が在籍している場合

		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
A	1級土木	◎				◎	◎					◎		◎	◎			◎									◎			◎
	1級電気								◎																					
B	2級造園																							◎						



技術者ごとに2業種まで選択する

		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
A	の選択(例)	◎							◎																					
B	の選択(例)																							◎						

※重複が制限されるのは、経営事項審査に係る技術力（Z点）の評価部分であり、建設業法に基づいて現場に設置しなければならない主任技術者等については、従来通り1人の技術者が複数の資格を持っていれば、複数の業種で主任技術者等になることができます。

なお、評価対象となる技術者を記入しなかった業種であっても、建設業許可を有し、工事の施工にあたり技術者を配置できる業種については、経営事項審査を申請することができます。

「有資格区分コード」

技術職員が保有する資格のうち、「業種コード」欄で記入したコードに対応する建設業の種類に係るものについて、別表(2)【有資格区分コードおよび評価点】(P46～49 参照)の分類に従い該当コードを記入します。

「資格区分」欄に「(附則第4条該当)」と記載のあるコードは、改正省令施行の際、現にとび・土工工事業の技術者資格を有する者が、解体工事業の技術者要件に関する経過措置として令和3年6月30日まで解体工事業の技術者とみなされていた場合に使用します。

なお、審査基準日が令和3年7月1日以降の申請では、業種コード「29(解体)」を選択する場合に限り、末尾がアルファベットの有資格区分コードを使用することはできません。審査基準日が令和3年7月1日以降の申請において附則第4条に該当する技術者を解体工事業の技術者として掲載する場合は、「解体工事に関する実務経験が1年以上あること」又は「登録解体工事講習を受講したこと」を証明したうえで、末尾が数字の有資格区分コードを使用してください。

(参考例)

- ・平成28年6月1日時点で既に1級土木施工管理技士の資格を有している場合→「11C」
- ・平成28年6月1日以降に同資格を取得した場合→「113」
- ・平成27年度以前に同資格を取得した者が登録講習の修了又は解体工事について1年以上の実務経験を有した場合→「113」

※解体工事業の技術者となる要件を満たしている場合は、(公財)青森県建設技術センターへ登録解体工事講習修了証又は実務経験証明書を提出してください。

【登録基幹技能者】

登録基幹技能者である場合は、有資格区分コード「064」を記入します。

＜登録基幹技能者とは＞

建設産業において生産性の向上、品質の確保を図るため、建設現場において中核的役割を担う者で、登録基幹技能者講習を行う団体として国土交通省に登録された団体が実施する技能者講習(更新講習を含む。)を受講し、基準日時点で有効な登録基幹技能者講習修了証の交付を受けている者

なお、主任技術者の要件とは異なりますので、主任技術者の要件を満たさない場合でも、建設業法施行規則第18条の3第2項第2号の登録基幹技能者講習を修了した者として登録基幹技能者講習修了証の交付を受けている場合は、技術職員として認められます。

※登録基幹技能者講習については、各実施機関にお問合せください。

登録基幹技能者講習を実施している機関

<http://www.mlit.go.jp/common/001113025.pdf> (国土交通省HP)

【レベル3技能者、レベル4技能者】

レベル3技能者である場合は、有資格区分コード「703」を、
レベル4技能者である場合は、有資格区分コード「704」を記入します。

＜レベル3技能者・レベル4技能者とは＞

審査基準日時点で、建設キャリアアップシステムにおいてレベル3又はレベル4の判定を受けている者

レベル判定された「職種」がどの「業種」として評価されるかは、P117の「業種別技術職員コード表3/4」の「認定能力評価基準」欄を確認してください。

【監理技術者補佐】

監理技術者補佐である場合は、有資格区分コード「005」を記入します。

＜監理技術者補佐とは＞

主任技術者になる資格を有する者のうち、「1級技士補※」である者
選択できる業種は、監理技術者補佐として(主任技術者として)配置できる業種です。

※1級技士補とは、建設業法27条に規定する技術検定のうち、1級技術検定の第一次試験に合格した者です(令和3年度以降に実施する検定試験が対象)。

【工事担任者】※工事担任者として掲載できるのは、令和6年度以降です。

令和3年12月27日に建設業法施行規則が改正され、電気通信工事業の主任技術者に「工事担任者」が追加されました。

工事担任者である場合は、有資格区分コード「235」を記入します。

＜工事担任者とは＞

電気通信事業法第46条第3項の規定により第1級アナログ通信及び第1級デジタル通信又は総合通信の資格者証の交付を受けた後※、電気通信工事業に関し3年以上の実務経験を有する者

※令和4年度以降に実施する試験に合格等をして、資格者証を取得した方が対象です。

「講習受講」

建設業法第15条第2号イに該当する者が、建設業法第27条の18第1項の規定により監理技術者資格者証の交付を受けている場合であって、建設業法第26条の5から第26条の7までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した場合は対象となります（以下、①～③の項目を全て満たしている必要があります。）。

該当する場合は「1」を、その他の場合は「2」を記入します。

- ①建設業法第15条第2号イに該当する者であること（経営事項審査で1級国家資格者として評価される者）。
- ②監理技術者資格者証の交付を受けていること。
- ③監理技術者講習（建設業法第26条の5から7までの規定による）を、審査基準日の直前5年以内に受講していること。

ただし、審査基準日の直前5年以内であって、平成16年2月29日以前に交付された資格者証を保有している場合又は平成16年2月29日以前に指定講習を受講し、平成16年3月1日以降に交付を受けた資格者証を保有している場合も受講しているものとみなします。

なお、2級技術者及びその他技術者（大臣認定者等）が監理技術者講習終了証を保有している場合は、該当しないため「2」を記入します。

「資格者証交付番号」

建設業法第27条の18第1項の規定により監理技術者資格者証の交付を受けている者についてその交付番号を記入します。

【評価点について】

技術職員に係る評価点については次のとおりです。（P46～49 参照）

1級技術者		監理技術者 補佐	基幹 技能者	2級 技術者	その他
監理技術者証保有かつ 監理技術者講習受講	1級技術者であつ て左記以外の者		レベル4 技能者	レベル3 技能者	
6点	5点	4点	3点	2点	1点

「CPD単位取得数」

技術者が審査基準日以前1年間に認定されたCPD単位数を、認定団体ごとに下表で掲げる数値で除し、30を乗じた数値を記入します。

$$\boxed{\text{審査基準日以前1年間に認定されたCPD単位数}} \div \boxed{\text{各認定団体に対応する数値}} \times \boxed{30} = \boxed{\text{CPD単位取得数}}$$

(注意点)

- ①技術者1人当たり最大30単位（換算後の単位数）まで計上できます。
- ②換算後の単位数に小数点以下がある場合は、切り捨ててください。
- ③CPD単位取得実績がない場合は、CPD単位取得数欄に「0」を記入してください。
- ④技術職員名簿に記載されていない技術者の方が取得した単位数は、「CPD単位を取得した技術者名簿（様式第4号）」に記載してください（P131参照）。
- ⑤複数のCPD認定団体から単位認定を受けている場合は、いずれか1つの認定団体から認定された単位を基に単位を算出してください。
- ⑥「技術者」に該当しない方は、CPD単位を計上することはできません（P32・33参照）。

CPD認定団体	数値
公益社団法人空気調和・衛生工学会	50
一般財団法人建設業振興基金	12
一般社団法人建設コンサルタンツ協会	50
一般社団法人交通工学研究会	50
公益社団法人地盤工学会	50
公益社団法人森林・自然環境技術者教育研究センター	20
公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会	50
一般社団法人全国測量設計業協会連合会	20
一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会	20
一般社団法人全日本建設技術協会	25
土質・地質技術者生涯学習協議会	50
公益社団法人土木学会	50
一般社団法人日本環境アセスメント協会	50
公益社団法人日本技士会	50
公益社団法人日本建築士会連合会	12
公益社団法人日本造園学会	50
公益社団法人日本都市計画学会	50
公益社団法人農業農村工学会	50
一般社団法人日本建築士事務所協会連合会	12

公益社団法人建築家協会	1 2
一般社団法人日本建設業連合会	1 2
一般社団法人日本建築学会	1 2
一般社団法人建築設備技術者協会	1 2
一般社団法人電気設備学会	1 2
一般社団法人日本設備設計事務所協会	1 2
公益財団法人建築技術教育普及センター	1 2
一般社団法人日本建築構造技術者協会	1 2

(例) (一財) 全国土木施工管理技士会連合会が認定するCPD単位を審査対象年度内に40単位認定された場合

$40 \div 20 \times 30 = 60 \div 30$ ※一人当たり最大30単位まで
→30を「CPD単位取得数」欄に記載する。

4 その他の審査項目（社会性等）（20004 帳票）

項番 4 1 「雇用保険加入の有無」

コード	説 明
1	その雇用する労働者が雇用保険の被保険者となったことについての資格取得届を公共職業安定所の長に提出している場合
2	上記の届を提出していない場合
3	従業員が一人もいない等のため雇用保険の適用が除外される場合 （従業員が1人でもいるとき、あるいは週20時間以上で31日以上引き続き雇用されることが見込まれるパートタイマーがいる事業所は適用除外とはなりません）

項番 4 2 「健康保険加入の有無」

コード	説 明
1	従業員が健康保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構又は健康保険組合に対する届出を行っている場合
2	上記の届出を行っていない場合（被保険者資格取得届を提出していない場合）
3	個人事業所で、かつ、従業員が4人以下であるため健康保険の適用が除外される場合又は年金事務所で適用除外の承認を受けて、全国建設工事業国民健康保険組合（建設国保）等に参加している場合

【国民健康保険組合の例】全国建設工事業、建設連合、全国左官タイル塗装業、全国板金業、中央建設、全国土木建築等

項番 4 3 「厚生年金保険加入の有無」

コード	説 明
1	従業員が厚生年金保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構に対する届出を行っている場合
2	上記の届出を行っていない場合（被保険者資格取得届を提出していない場合）
3	個人事業所で、かつ、従業員が4人以下であるため厚生年金保険の適用が除外される場合

項番 4 4 「建設業退職金共済制度加入の有無」

コード	説 明
1	審査基準日において、独立行政法人勤労者退職金共済機構との間で、特定業種退職金共済契約（下請負人の委託等に基づきこの事務を行うことを含む。）を締結している場合
2	締結していない場合

※林業退職金共済制度は対象外です。

項番 **4** **5** 「退職一時金もしくは企業年金制度導入の有無」

コード	説 明
1	【審査基準日において、以下のいずれかに該当している場合】 ・労働協約若しくは就業規則に退職手当の定めがあるか又は退職手当に関する事項についての規則が定められている場合 ・独立行政法人勤労者退職金共済機構との間で特定業種退職金共済契約以外の退職金共済契約が締結されている場合（中小企業退職金共済事業本部の退職金共済契約等） ・所得税法施行令に規定する特定退職金共済団体との間で退職金共済についての契約が締結されている場合 ・厚生年金基金が設立されている場合 ・法人税法に規定する適格退職年金の契約が締結されている場合 ・確定給付企業年金法（平成13年法律第50号）に規定する企業型年金が導入されている場合 ・確定拠出年金法（平成13年法律第88号）に規定する企業型年金が導入されている場合
2	いずれにも該当しない場合

項番 **4** **6** 「法定外労働災害補償制度加入の有無」

コード	説 明
1	審査基準日において、下記団体等との間で労働者災害補償保険法に基づく保険給付の基となった業務災害及び通勤災害（下請負人に係るものを含む。）に関する給付についての契約を締結している場合 ・（公財）建設業福祉共済団 ・（一社）建設業労災互助会 ・全日本火災共済協同組合連合会 ・保険会社 ・中小企業等協同組合法の認可を受けて共済事業を行う者 【契約内容が次の要件を全て満たしているものが対象となります。書面に記載があるか、又は確認できる書類があるかご確認ください。】 ①業務災害と通勤災害（通勤及び退勤中の災害）のいずれも対象とすること。 ②直接の使用関係にある職員及び下請負人の直接の使用関係にある職員のすべてを対象とすること。 ③労働者災害補償保険の傷害等級第1級から第7級までに係る障害補償給付及び障害給付並びに遺族補償給付の基となった災害のすべてを対象とすること。
2	締結していない場合

※工事に係る第三者賠償責任補償保険は対象外です（入札参加資格申請に関するものです。）。

項番 **4** **7** 「営業年数」

初めて建設業許可（登録）を受けてから、審査基準日までの許可（登録）を受けていた営業年数を記入します。表内の年号については不要なものを消します（12ヶ月に満たない月数は切り捨てます。許可がない営業期間は年数に含めません。）。

項番 **4** **8** 「民事再生法又は会社更生法の適用の有無」

コード	説 明
1	平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けていない場合
2	その他の場合

項番 **4** **9** 「防災協定の締結の有無」

コード	説 明
1	国・特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条第1項に規定する特殊法人等）又は地方公共団体との間で防災活動に関する協定を締結している場合 申請者が所属する社団法人等が、国・特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条第1項に規定する特殊法人等）又は地方公共団体との間で、防災活動に関する協定を締結している場合
2	締結していない場合

項番 **5** **0** 「営業停止処分の有無」

コード	説 明
1	審査対象年において、建設業法第28条の規定による営業の停止を受けたことがある場合
2	受けたことがない場合

※提出書類は不要です。

※営業停止開始の日ではなく、処分書が交付された日でカウントします。

項番 **5** **1** 「指示処分の有無」

コード	説 明
1	審査対象年において、建設業法第28条の規定による指示を受けたことがある場合
2	受けたことがない場合

※提出書類は不要です。

項番 **5** **2** 「監査の受審状況」

コード	説 明	補 足
1	審査基準日において、会計監査人設置会社が、有価証券報告書又は監査報告書（無限定適正意見又は限定付き適正意見が付されているもの）を行っている場合	会計監査人とは、会社法で定められている、取締役等に並ぶ、機関（役員）の一つです。公認会計士又は監査法人のみが就任することができ、定款に定めることで設置することができます。
2	審査基準日において、会計参与設置会社において、会計参与報告書が提出されている場合	会計参与とは取締役等に並ぶ、機関（役員）の一つです。公認会計士（もしくは監査法人）または税理士（もしくは税理士法人）のみ就任することができ、定款に定めることで設置することができます。
3	審査基準日において、建設業の経理実務経験者が、所定の確認項目（P88 参照）について確認し、「経理処理の適正を確認した旨の書類」に自らの署名を付したものを提出した場合	「経理処理の適正を確認した旨の書類」は、項番 5 3 「公認会計士等の数」に含まれる方のみが署名することができます。 二級登録経理試験合格者は署名できません。また、顧問会計士、顧問税理士など社外の者は対象となりません。
4	上記1～3以外の場合	

項番 **5** **3**「公認会計士等の数」及び **5** **4**「二級登録経理試験合格者の数」

＜公認会計士等＞

以下の者の合計の数を記入します。

なお、職員に含まれない者（監査役・パート等）が当該資格を保有していても、審査対象とはなりません。

・公認会計士又は税理士

①これらとなる資格を有した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して1年を経過しない者

→確認書類※：登録証明書（日本公認会計士協会が発行したもの）

登録事項証明書（日本税理士連合会が発行したもの）

②国土交通大臣が指定する研修を経営事項審査を申請する日の属する事業年度の直前の事業年度終了の日が属する年度の直前の年度において受講した者

→確認書類※：国土交通大臣が指定する研修を受講したことを証明する書類

（国土交通大臣が指定する研修）

・公認会計士法（昭和23年法律第103号）第28条の規定による研修

・税理士の業務の改善進歩及びその資質の向上を図るものとして所属税理士会が認定する研修

・一級登録経理試験合格者

①合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しない者

②平成29年3月31日以前に合格した者（令和5年3月31日までの間に限る。）

→確認書類※：合格証

③登録経理講習又は一般財団法人建設業振興基金が実施する講習を受講した者であって、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しない者

→確認書類※：登録経理講習修了証

＜二級登録経理試験合格者＞

・二級登録経理試験合格者

①合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しない者

②平成29年3月31日以前に合格した者（令和5年3月31日までの間に限る。）

→確認書類※：合格証

③登録経理講習又は一般財団法人建設業振興基金が実施する講習を受講した者であって、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しない者

→確認書類※：登録経理講習修了証

※確認書類は、技術職員名簿等の内容確認用として、（公財）青森県建設技術センターに提出してください。

項番 **5** **5**「研究開発費（2期平均）」

審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における研究開発の額の平均を記入します。上記項目**5** **2**で、会計監査人を設置している会社のみ評価対象となりますが、**会計監査人設置会社以外の建設業者は、カラムに「0」を記入します。**

また、表内のカラムに、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における研究開発の額を記入します。

記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示します。

ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあっては、百円未満の端数を切り捨てて表示することができます。ただし、研究開発費（2期平均）を計算する際に生じる百万円未満の端数については切り捨てずにそのまま記入すること。

項番 5 6 「建設機械の所有及びリース台数」

（※確認資料についてはP126～のQ&Aを参照してください。）

審査基準日において、自ら所有し、又はリース契約（審査基準日から1年7ヶ月以上の使用期間が定められているものに限る。）により使用する建設機械抵当法施行令（昭和29年政令第294号）別表（P50 参照）に規定するショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル及びモーターグレーダー、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和42年法律第131号）第2条第2項に規定する大型自動車のうち、同法第3条第1項第2号に規定する経営する事業の種類として建設業を届け出、かつ、同項の規定による表示番号の指定を受けているもの、大型自動車のうち、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法施行規則（昭和42年運輸省令第86号）第5条第1項に規定する表示番号指定申請書（記載事項に変更があった場合においては、同条第2項に規定する申請事項変更届出書）に主として経営する事業の種類が建設業である旨を記載し、かつ、同法第3条第2項の規定による表示番号の指定を受けているもの並びに労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第12条第1項第4号に規定するつり上げ荷重が3トン以上の移動式クレーンについて、台数の合計を記入します。

なお、締結中のリース契約が審査基準日から1年7ヶ月以内に終了する場合で、引き続きリース契約を締結するとき又は当該リース契約を締結している機械を取得するときは、「建設機械のリース契約に関する申出書」（P51 参照）を提出した場合に限り台数に含めることができます。

＜大型自動車について＞

大型ダンプ車の自動車検査証により判断します。

- ①初度登録年月が審査基準日以前であること
- ②車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上であること
- ③審査基準日が有効期間の満了する日以前であること
- ④備考欄で届け出の事業の種類が「建」となっており、表示番号を取得していること、又は、表示番号の後に（建）と記載があること（手書きで（建）と記載されている場合は、運輸支局等名の小印が押印されていること）

【例1】青森 建 ○○○○

【例2】青森 営 ○○○○（建）

以上①から④までの要件を満たしている場合、評価対象となります。

＜評価対象となる移動式クレーンについて＞

安全衛生法・クレーン等安全規則に規定される製造時等検査、性能検査による移動式クレーン検査証（P98 参照）の写しが提出される場合に評価対象とします。

【移動式クレーンの例】トラッククレーン、ホイールクレーン（ラフテレーンクレーンを含む）クローラクレーン、クレーン船など※固定式クレーンは対象外

項番 5 7 「ISO9001の登録の有無」

コード	説明
1	審査基準日において、国際標準化機構第9001号の規格により登録されている場合（登録範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店等に限られている場合を除く。）
2	受けていない場合

項番 **5 8** 「ISO14001の登録の有無」

コード	説 明
1	審査基準日において、国際標準化機構第14001号の規格により登録されている場合（登録範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店等に限られている場合を除く。）
2	受けていない場合

項番 **5 9** 「若年技術職員の継続的な育成及び確保」

「技術職員数（A）」欄には別紙二技術職員名簿に記載した技術職員の合計人数を、「若年技術職員数（B）」の欄には審査基準日において満35歳未満の技術職員の人数を、「若年技術職員の割合（B/A）」の欄には「若年技術職員数（B）」の欄に記載した数値を「技術職員数（A）」の欄に記載した数値で除した数値を百分率で表し、記載すること。

コード	説 明
1	審査基準日において、満35歳未満の技術職員の人数が、技術職員の人数の合計の15%以上に該当する場合
2	該当しない場合

※記入すべき割合は、小数点第2位以下の端数を切り捨てて表示すること。

項番 **6 0** 「新規若年技術職員の育成及び確保」

（※P137～のQ&Aに留意してください。）

「新規若年技術職員数（C）」欄には、別紙二技術職員名簿に記載された技術職員のうち、「新規掲載者」欄に○が付され、審査基準日において満35歳未満の者の人数を、「新規若年技術職員の割合（C/A）」欄には「新規若年技術職員数（C）」の欄に記載した数値を前項「技術職員数（A）」欄に記載した数値で除した数値を百分率で表し、記載すること。

コード	説 明
1	審査基準日において、満35歳未満の技術職員のうち、審査対象年内に新規に技術職員となった人数が技術職員の人数の合計の1%以上に該当する場合
2	該当しない場合

※記入すべき割合は、小数点第2位以下の端数を切り捨てて表示すること。

項番 **6 1** 「CPD単位取得数」

技術者が審査基準日以前1年間にCPD認定団体(P25・26 表)から認定されたCPD単位が対象です。

項番61の記載に当たっては、「技術職員名簿」及び「CPD単位を取得した技術者名簿（様式第4号：P112）」を作成し、事前に（公財）青森県建設技術センターの内容確認を受けてください。

なお、掲載者がいない場合は、「CPD単位を取得した技術者名簿」の作成は不要です。

＜技術者とは＞

監理技術者になる資格を有する者、主任技術者になる資格を有する者、1級技士補又は2級技士補であって、審査基準日以前に6ヶ月を超える恒常的な雇用関係があり、かつ、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者

＜各技術者が取得したCPD単位数について＞

技術職員名簿に掲載できる技術者（技術職員）が取得したCPD単位数は「技術職員名簿」に、技術職員名簿に掲載できない技術者（経審を申請しない業種の技術者や2級技士補）が取得したCPD単位は「CPD単位を取得した技術者名簿」に記載してください。

※技術職員名及びCPD単位を取得した技術者名簿には、P25の計算式を用いて換算したCPD単位数を記入してください。

- ・「CPD単位取得数」欄には、技術職員名簿の「CPD単位取得数」欄及びCPD単位を取得した技術者名簿の「CPD単位」欄に記載したCPD単位数の合計を記入します。
- ・「技術者数」欄には、技術職員名簿及びCPD単位を取得した技術者名簿に記載した者の数を記入します。ただし、技術職員名簿にレベル4技能者又はレベル3技能者として掲載されている者のうち、監理技術者になる資格を有する者、主任技術者になる資格を有する者、1級技士補又は2級技士補以外は技術者に該当しないため、技術者数からは除外してください（CPD単位を取得していても計上できません。）。

項番 **6** **2** 「技能レベル向上者数」

項番62の記載に当たっては、「技能者名簿（様式第5号：P113）」を作成し、事前に（公財）青森県建設技術センターの内容確認を受けてください。

なお、掲載者がいない場合は、「技能者名簿」の作成は不要です。

＜技能者とは＞

審査基準日以前3年間に建設工事の施工に従事した者であって、審査基準日以前に6ヶ月を超える恒常的な雇用関係があり、かつ、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者

※主任技術者や監理技術者等、建設工事の施工の管理にのみ従事した者は除きます。

※建設工事の「施工」及び「施工の管理」の両方に従事した者は、技能者に該当します。

＜技能レベル向上者とは＞

技能者のうち、審査基準日以前3年間に、建設キャリアアップシステムにおける技能レベルが1以上向上し、技能レベル2以上になった者

＜控除対象者とは＞

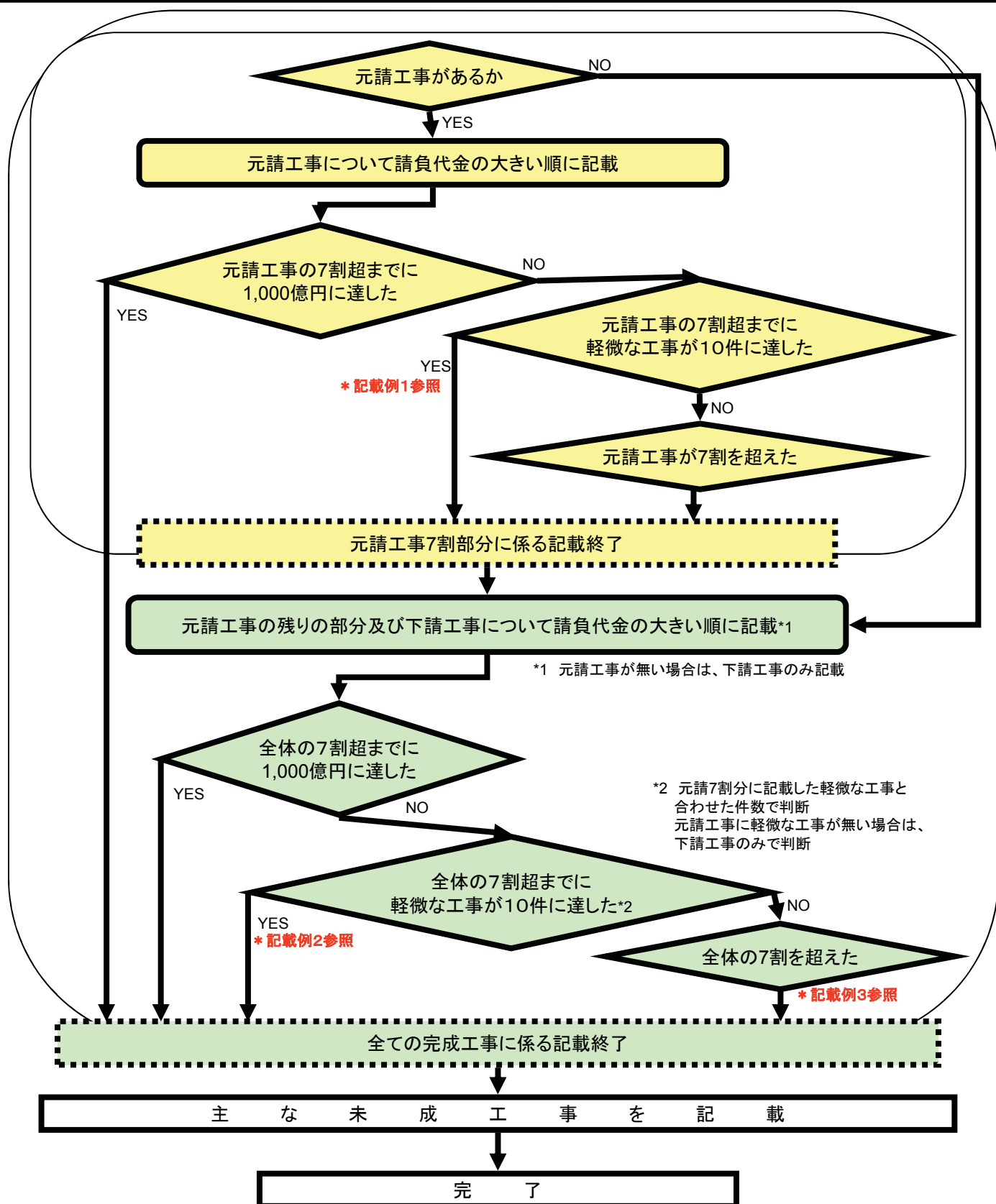
技能者うち、審査基準日前3年より以前に技能レベル4の判定を受けた者

- ・「技能レベル向上者数」欄には、「技能者名簿」に掲載した者のうち、「レベル向上の有無」欄に○が付された者の数を記入します。
- ・「技能者数」欄には、「技能者名簿」に掲載した者の合計数を記入します。
- ・「控除対象者数」欄には、「技能者名簿」に掲載した者のうち、「控除対象」欄に○が付された者の数を記入します。

工事経歴書(第2号様式)の記載フロー

別添

- ①元請工事に係る完成工事について、元請工事の完成工事高合計の7割を超えるところまで記載
 ②続けて、残りの元請工事と下請工事に係る完成工事について、全体の完成工事高合計の7割を超えるところまで記載
 ただし、①②において、1,000億円又は軽微な工事の10件を超える部分については記載を要しない



工事経歴書

とび・土工・
コンクリート

（建設工事の種類）

工事

（税込・税抜）

* 記載例1 工事経歴書記載例
（元請工事で軽微な工事が10件に達した場合）

注文者	元請 又は 下請 の別	JV の 別	工 事 名	工事現場のある 都道府県及び 市区町村名	配置技術者		請負代金の額 うち、 （・PC ・法面処理 ・鋼橋上部）	着工年月日	工 期 完成又は 完成予定年月
					氏 名	主任技術者又は監理技術者の 別（該当箇所には印を記載） 主任技術者 監理技術者			
A	元請		A邸外構工事	東京都千代田区	東京一郎	〳	9,000 千円	平成 18 年 12 月	平成 19 年 1 月
B	〃		B邸車止め設置工事				4,500 千円	平成 19 年 2 月	平成 19 年 3 月
C	〃		錦住宅敷地盛土及び基礎工事				3,200 千円	平成 19 年 3 月	平成 19 年 4 月
D	〃		豊橋川改修工事の内掘削工事	〃	津島一平	〳	2,500 千円	平成 19 年 5 月	平成 19 年 5 月
E	〃		丸の内ビル新築工事の内 外構工事	〃	半田五郎	〳	2,000 千円	平成 19 年 1 月	平成 19 年 1 月
F	〃		豊川アパート改築工事の内 足場仮設工事	〃	岡崎三男	〳	1,900 千円	平成 19 年 10 月	平成 19 年 11 月
G	〃		栄ビル新築工事の内 くい打工事	〃	豊田一郎	〳	1,800 千円	平成 19 年 9 月	平成 19 年 9 月
H	〃		一般国道99号線道路新設工事	〃	名古屋三郎	〳	1,700 千円	平成 19 年 2 月	平成 19 年 3 月
I	〃		一般国道100号線道路改良 工事の内カッター工事	〃	愛知太郎	〳	1,600 千円	平成 19 年 4 月	平成 19 年 4 月
J	〃		C邸玄関コンクリート工事	東京都足立区	岡崎三男	〳	1,500 千円	平成 19 年 12 月	平成 19 年 12 月
K	〃		D邸新築工事の内 基礎工事	東京都中央区	豊田一郎	〳	1,000 千円	平成 19 年 4 月	平成 19 年 5 月
L	下請		B～Kの件数≦10件	〃	岡崎三男				19 年 5 月
M	〃		県道123号線道路側溝工事	東京都新宿区	岡崎三男	〳	7,000 千円		

2. 記載額が全ての完成工事高の合計額の7割を超えたため記載終了

・・・「軽微な工事」

ページごとの完成工事高の合計額 (A～M)

全ての完成工事高の合計額

元請工事に係る完成工事高の合計額

ページごとの元請工事に係る
完成工事高の合計額(A～K)

1. 軽微な工事について10件を超える部分は記載不要

① 元請工事の7割部分に係る
完成工事

② 下請工事に係る
完成工事

個人の氏名が特定されないよう、例えば
注文者「A」と記載し、工事名「A邸〇〇工
事」等と記載。

工事経歴書

とび・土工・
コンクリート

（建設工事の種類）

（税込・税抜）

*記載例2 工事経歴書記載例
（全体で軽微な工事が10件に達した場合）

注文者	JV の別	工 事 名	工事現場のある 都道府県及び 市区町村名	配置技術者		請負代金の額 うち、 （・PC ・法面処理 ・鋼橋上部）	着工年月日	工 期 完成又は 完成予定年月
				氏 名	主任技術者又は監理技術者の 別（該当箇所には印を記載） 主任技術者 監理技術者			
A	元請	A 邸外構工事	東京都千代田区	東京一郎	〳	10,000 千円	平成 18 年 12 月	平成 19 年 1 月
B	〃	B 邸車止め設置工事				4,500 千円	平成 19 年 2 月	平成 19 年 3 月
C	〃	錦住宅敷地盛土及び基礎工事				3,200 千円	平成 19 年 3 月	平成 19 年 4 月
D	下請	豊橋川改修工事の内掘削				8,000 千円	平成 19 年 5 月	平成 19 年 5 月
E	〃	丸の内ビル新築工事の内 外構工事	〃	半田五郎	〳	5,500 千円	平成 19 年 1 月	平成 19 年 1 月
F	〃	豊川アパート改築工事の内 足場仮設工事	〃	岡崎三男	〳	2,500 千円	平成 19 年 10 月	平成 19 年 11 月
G	〃	栄ビル新築工事の内 くい打工事	〃	豊田一郎	〳	2,000 千円	平成 19 年 9 月	平成 19 年 9 月
H	〃	一般国道99号線道路新設工事	〃	名古屋三郎	〳	1,900 千円	平成 19 年 2 月	平成 19 年 3 月
I	〃	一般国道100号線道路改良 工事の内カッター工事	〃	愛知太郎	〳	1,800 千円	平成 19 年 4 月	平成 19 年 4 月
J	元請	C 邸玄関コンクリート工事	東京都足立区	岡崎三男	〳	1,700 千円	平成 19 年 12 月	平成 19 年 12 月
K	下請	D 邸新築工事の内 基礎工事	東京都中央区	豊田一郎	〳	1,600 千円	平成 19 年 4 月	平成 19 年 5 月
L	〃	県道758号線道路側溝工事	〃	岡崎三男	〳	1,500 千円	平成 19 年 5 月	平成 19 年 5 月
M	〃	県道123号線道路側溝工事	東京都新宿区	岡崎三男	〳	1,000 千円	平成 19 年 5 月	平成 19 年 5 月

① 元請工事に係る完成工事の7割超部分

② ①以外の元請工事及び下請工事に係る完成工事

個人の氏名が特定されないよう、例えば
注文者「A」と記載し、工事名「A邸〇〇工
事」等と記載。

1. 元請工事に係る完成工事の合計額の7割超まで記載

B・C+F～Mの件数≤10件

・・・「軽微な工事」

2. 軽微な工事が10件に達したため記載終了

ページごとの完成工事高の合計額(A～M)

元請工事に係る完成工事高の合計額

全ての完成工事高の合計額

ページごとの元請工事に係る
完成工事高の合計額(A～C+J)

小計		13	45,200	千円	うち 元請工事	19,400	千円
合計		52	70,000	千円	うち 元請工事	25,000	千円

* 記載例3 工事経歴書記載例

工事 (税込) ・ ~~税抜~~

工事 (税込) ・ ~~税抜~~

②①以外の元請工事及び下請工事に係る完成工事

「軽微な工事」

元請工事に係る完成工事高の合計額

【 建設工事の種類別にみた内容と例示 】

経営規模等評価申請書及び工事経歴書等の作成に当たっては、次の表を参考にし、建設工事の種類を判断してください。

業種	建設工事の内容	建設工事の例示
土木一式工事	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事（補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ。）	
建築一式工事	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事	
大工工事	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事
左官工事	工作物に壁土、モルタル、漆くい、プラスター、繊維等をこて塗り、吹付け、又ははり付ける工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事
とび・土工・コンクリート工事	イ 足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物のクレーン等による運搬配置、鉄骨等の組立て等を行う工事 ロ くい打ち、くい抜き及び場所打ぐいを行う工事 ハ 土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事 ニ コンクリートにより工作物を築造する工事 ホ その他基礎的ないしは準備的工事	イ とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物のクレーン等による揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事 ロ くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事 ハ 土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事 ニ コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事 ホ 地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、法面保護工事、道路付属物設置工事、屋外広告物設置工事、捨石工事、外構工事、はつり工事、切断穿孔工事、アンカー工事、あと施工アンカー工事、潜水工事
石工事	石材（石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む。）の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事	石積み（張り）工事、コンクリートブロック積み（張り）工事
屋根工事	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事
電気工事	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備（非常用電気設備を含む。）工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事
管工事	冷暖房、冷凍冷蔵、空調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製等の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更生工事
タイル・れんが・ブロック工事	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事	コンクリートブロック積み（張り）工事、レンガ積み（張り）工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事、サイディング工事
鋼構造物工事	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油・ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門、水門等の門扉設置工事
鉄筋工事	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事	鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事
舗装工事	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、碎石等により舗装する工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事
しゅんせつ工事	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事	しゅんせつ工事

業種	建設工事の内容	建設工事の例示
板金工事	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製の付属物を取付ける工事	板金加工取付け工事、建築板金工事
ガラス工事	工作物にガラスを加工して取付ける工事	ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事
塗装工事	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事
防水工事	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事
内装仕上工事	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事
機械器具設置工事	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事
熱絶縁工事	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事、ウレタン吹付け断熱工事
電気通信工事	有線電気通信設備、無線電気通信設備、ネットワーク設備、情報設備、放送機械設備等の電気通信設備を設置する工事	有線電気通信設備工事、無線電気通信設備工事、データ通信設備工事、情報処理設備工事、情報収集設備工事、情報表示設備工事、放送機械設備工事、ＴＶ電波障害防除設備工事
造園工事	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造し、道路、建築物の屋上等を緑化し、又は植生を復元する工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事、緑地育成工事
さく井工事	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事
建具工事	工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事
水道施設工事	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事
消防施設工事	火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取付ける工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事
清掃施設工事	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事
解体工事	工作物の解体を行う工事	工作物解体工事

(注意点)

- ・除染業務委託契約において、業務内容のうち建設工事と認められる部分について完成工事高に計上することができる場合があります（内容が分かる資料が必要です。）。
建設工事と認められない部分は、兼業事業売上高へ計上します。
- ・除雪、草刈、剪定、点検等の業務委託契約、建売住宅の販売及び自社建物の建設等については、請負契約による建設工事に該当しないため、完成工事高には計上できません。兼業事業売上高へ計上します。

【 完成工事高の積み上げについて 】

工事種類ごとの年間平均完成工事高の算定において、次のような場合には、許可を受けている業種のうち、経営事項審査の申請を行わない業種の完成工事高を申請業種の完成工事高に含める「積み上げ」という方法が認められています。

なお、経営事項審査を受けた後の積み上げのやり直しはできませんので、十分に検討した上で手続きを行ってください。

（１）一式工事への他の工事業の算入

審査対象が、土木工事業又は建築工事業（以下「一式工事業」という。）である場合は、許可を受けている建設業のうち、経営事項審査の申請を行わない業種の一式工事業以外の建設業に係る完成工事高を、その内容に応じて一式工事業のいずれかの年間平均完成工事高に含めることができます。

一式工事名	含めることができる専門工事
土木一式工事	とび・土工・コンクリート工事
	石工事
	舗装工事
	しゅんせつ工事
	水道施設工事
	鋼構造物工事 （土木に関する工事に限る。）
	解体工事
工建築一式	大工工事
	左官工事
	屋根工事
	タイル・れんが・ブロック工事
	板金工事

一式工事名	含めることができる専門工事
建築一式工事	ガラス工事
	防水工事
	内装仕上工事
	熱絶縁工事
	建具工事
	電気工事
	（建築に関する工事に限る。）
	鋼構造物工事
	（建築に関する工事に限る。）
	鉄筋工事
	（建築に関する工事に限る。）
	塗装工事
	（建築に関する工事に限る。）

（２）専門工事業（一式工事以外の工事業）の算入

審査対象が、専門工事業（一式工事以外の建設業）である場合は、許可を受けている建設業のうち、経営事項審査の申請を行わない業種の専門工事業に係る完成工事高を、その性質に応じて他の専門工事業の年間平均完成工事高に含めることができます。

専門工事名	含めることができる専門工事
とび・土工・コンクリート工事	石工事
	タイル・れんが・ブロック工事
	解体工事
石工事	とび・土工・コンクリート工事
屋根工事	板金工事
電気工事	電気通信工事
管工事	消防施設工事
	熱絶縁工事
タイル・れんが・ブロック工事	水道施設工事
	消防施設工事
	とび・土工・コンクリート工事

専門工事名	含めることができる専門工事
鋼構造物工事	鉄筋工事
板金工事	屋根工事
ガラス工事	建具工事
内装仕上工事	建具工事
熱絶縁工事	管工事
電気通信工事	電気工事
建具工事	板金工事
	ガラス工事
水道施設工事	管工事
消防施設工事	電気工事
	管工事

【作成例】

- ・工事高は決算期ごとに、「うち元請」の額も記載すること。
- ・また、申請者のうち、次の申し出をしようとする者については、その申し出の額をそのまま審査対象業種ごとに記載すること。
 - ①一式工事業に係る建設工事の完成工事高を一式工事業以外の建設業に係る建設工事の完成工事高に加えて申し出ようとする者
 - ②一式工事業以外の建設業に係る完成工事高についても①と同様の方法により計算して申し出ようとしている者

【 個人の建設業者の代替わりや法人成りについて 】

次のいずれかに該当する場合は、当期事業年度開始日の直前2年（又は直前3年）の各事業年度における完成工事高の合計額を年間平均完成工事高の算定基礎とすることができるものとします。

また、項番47「営業年数」を引き継ぐことができます。

当期事業年度開始日からさかのぼって2年以内（又は3年以内）に、

- ①商業登記法の規定に基づく組織変更の登記を行った者
- ②個人（以下「被承継人」）から建設業の主たる部分を承継したもの（以下「承継人」）がその配偶者又は2親等以内の者であって次のいずれにも該当するもの
 - i) 被承継人が建設業を廃業すること
 - ii) 原則として被承継人の事業年度と承継人の事業年度が連続すること
 - iii) 承継人が被承継人の業務を補佐した経験を有すること
- ③被承継人から事業の主たる部分を承継した法人（以下「承継法人」）であって、次のいずれにも該当するもの
 - i) 被承継人が建設業を廃業すること
 - ii) 被承継人が50%以上出資して設立した法人であること
 - iii) 被承継人の事業年度と承継法人の事業年度が連続すること
 - iv) 承継法人の代表権を有する役員が被承継人であること

その他特殊なケースについては、青森県県土整備部監理課建設業振興グループまでお問合せください。

※事業承継に関する認可を受けた場合の経営事項審査について

建設業法第17条の2又は第17条の3の規定に基づく事業承継に関する「認可」を受け、建設業者としての地位を承継した場合は、被承継人の経営事項審査結果も承継することとなります。

【 建設工事における完成工事高の計上基準について 】

建設業における収益の計上基準は、一定の要件を満たす場合、原則として「**工事進行基準**」を適用し、この要件を満たさない場合は「**工事完成基準**」を適用します。

税法上は「部分完成基準」「延払基準」の適用が認められていますが、下記の基準を満たす必要があります。なお、「部分完成基準」については、所要の特約又は慣習について確認できる書類及び完成部分の引き渡し等が確認できる書類の提示が必要です。

(1) 工事完成基準	「工事完成基準」とは、工事契約に関して、工事が完成し、目的物の引渡しを行った時点で、工事収益及び工事原価を認識する方法をいう。 ①「完成の時期」は当該工事の全部を完成し発注者にその引渡しを完了した日 ②引渡しというのは書状の交付の日付のような形式的なものでなく実質的な行為を重視。引渡し後も主要部分の工事が継続する場合や、莫大な仮設物を要する工事であって、これを撤去しなければ、通常引渡ししが完了しない場合はそれらが完了して初めて完成引渡しとなり、収益計上となる。
(2) 工事進行基準	ア 用語の定義 「工事進行基準」とは、工事契約に関して、工事収益総額、工事原価総額及び決算期における工事進捗度を合理的に見積り、これに応じて当期の工事収益及び工事原価を認識する方法をいう。 「工事収益総額」とは、工事契約において定められた、施工者が受け取る対価の総額をいう。 「工事原価総額」とは、工事契約において定められた、施工者の義務を果たすための支出の総額をいう。工事原価は、原価計算基準に従って適正に算出する。 イ 工事契約に係る認識基準 工事契約に関して、工事の進行途上においても、その進捗部分について成果の確実性が認められる場合には工事進行基準を適用し、この要件を満たさない場合には工事完成基準を適用する。 成果の確実性が認められるためには、次の要素について、信頼性をもって見積ることができなければならない。 (ア) 工事収益総額 (イ) 工事原価総額 (ウ) 決算日における工事進捗度 【参考 税法上の工事進行基準（H20.4.1以後開始の事業年度）】 〈長期大規模工事〉 ・工期 1年以上 ・請負金額 10億円以上 →工事進行基準 〈会計年度内の契約・引き渡し工事〉 →工事完成基準 〈上記以外の工事〉 ・継続適用を条件 →選択適用
(3) 部分完成基準	法人が請負った建設工事等（法人税法第64条第1項 および第2項の規定の適用を受けるものを除く）について次に掲げるような事実がある場合には、その建設工事等の全部が完成しないときにおいても、その事業年度において引渡しした建設工事等の量又は完成した部分に対応する工事収入をその事業年度の益金の額に算入する。 ①一の契約により同種の建設工事等を多量に請負ったような場合で、その引渡数量に従い工事代金を収入する旨の特約または慣習がある場合 ②一個の建設工事等であっても、その建設工事の一部が完成し、その完成した部分を引渡しした都度その割合に応じて工事代金を収入する旨の特約又は慣習がある場合【法人税基本通達2-1-9】 ※提示書類：注記表、契約書等および上記特約または慣習について確認できる書類
(4) 延払基準	法人税法の規定によるもので、完成引渡しした工事であっても延払条件付請負工事に該当する場合には、その全部又は一部を完成工事高から除外し、次期以降に繰延べる方法である。 【法人税法第63条、同施行令第124条、第125条、第126条参照】 *延払基準を採用した場合には、重要な会計方針の一つである収益計上基準としてその旨注記表に注記する必要がある。 ※提示書類：注記表および契約書等

【 技術者制度について 】

経営事項審査時に、工事経歴書にある配置技術者氏名欄を確認すると、受注した工事に営業所の専任技術者を配置している事例や、技術者の現場専任義務に違反している事例が見受けられます。なお、平成20年4月1日以降に提出する工事経歴書では、主任／監理技術者の別を記載することになっています。

青森県では「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準」を平成18年に制定し、建設業法で定めた主任技術者や監理技術者を配置しなかった場合、現場専任義務に違反した場合、施工管理が著しく不適当であった場合には、基準に基づき営業停止処分や指示処分を行うこととしています。

技術者制度について基本的な事項を示しますので、現場配置等の参考とし、不正行為等は厳に慎んでいただくようお願いします。

①技術者の現場専任義務とは

公共性のある工作物に関する重要な工事で、請負金額が3,500万円（建築一式工事は7,000万円）以上のものについては、当該工事に配置する主任技術者又は監理技術者は、工事現場ごとに専任の者でなければならないとされています（建設業法第26条第3項）。

※監理技術者補佐を専任で置く場合を除きます。

- ・「公共性のある工作物」…個人住宅を除くほとんどの工事が該当します。
- ・現場専任義務は、下請負で契約した場合も同様に適用されます。
- ・個人事業主一人で営業しているような場合は、請負金額3,500万円（建築一式工事は7,000万円）以上の公共性のある工作物に関する工事は受注できません。

②主任技術者とは（建設業法第26条第1項）

主任技術者とは、建設業者が請け負った工事を施工する場合に現場に配置する技術者で、建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者をいい、建設業法第7条第2号（イ）、（ロ）又は（ハ）に該当することが求められます。

主任技術者は、建設工事の施工に当たり、その施工計画を作成し、具体的な工事の工程管理や工事目的物、工事仮設物、工事用資機材等の品質管理を行うとともに、工事の施工に伴う公衆災害、労働災害の発生の防止のための安全管理、労務管理等を行います。

③監理技術者とは（建設業法第26条第2項）

発注者から直接工事を請け負い、4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）以上の下請契約をして工事を施工する場合に、建設業者が主任技術者に代えて配置する技術者をいいます。建設業法第15条第2号（イ）、（ロ）又は（ハ）（指定建設業の場合は建設業法第15条第2号（イ）又は（ハ））に該当することが求められます。監理技術者には、主任技術者の職務に加え、下請負人の指導・監督、複雑化する工程管理等、総合的な機能を果たすことが求められます。

④営業所の専任技術者とは

建設業法第7条第2項で、「その営業所ごとに、建設工事の施工に関する一定の資格又は経験を有する技術者で「専任のもの」を置かなければならない」とされています。

「専任のもの」とは、その営業所に常勤して専ら職務に従事することを要する者のことで、その主な役割は営業所において建設工事に関する適正な契約の締結及びその履行を確保することです。

従って、事業主と継続的な雇用関係があり、通常の勤務時間中はその営業所に勤務していることが必要となります。

別表(1)

指定学科（建設業法施行規則第1条）

許可を受けようとする建設業	指定学科
土木工事業 舗装工事業	土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下同じ。）都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科
建築工事業 大工工事業 ガラス工事業 内装仕上工事業	建築学又は都市工学に関する学科
左官工事業 とび・土工工事業 石工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 塗装工事業 解体工事業	土木工学又は建築学に関する学科
電気工事業 電気通信工事業	電気工学又は電気通信工学に関する学科
管工事業 水道施設工事業 清掃施設工事業	土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科
鋼構造物工事業 鉄筋工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
しゅんせつ工事業	土木工学又は機械工学に関する学科
板金工事業	建築学又は機械工学に関する学科
防水工事業	土木工学又は建築学に関する学科
機械器具設置工事業 消防施設工事業	建築学、機械工学又は電気工学に関する学科
熱絶縁工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
造園工事業	土木工学、建築学、都市工学又は林学に関する学科
さく井工事業	土木工学、鉱山学、機械工学又は衛生工学に関する学科
建具工事業	建築学又は機械工学に関する学科

別表(2) 【有資格区分コードおよび評価点】

…P22への要領も必ず確認してください。…

コード	資格区分	申請できる業種	実務経験 (※1)	区分	評価点
実務経験					
001	法第7条第2号イ該当	卒業した所定学科ごとに申請可能な全ての業種	3年 5年	その他	1
002	法第7条第2号ロ該当	10年以上の実務経験を持つ当該業種		その他	1
003	法第15条第2号ハ該当 (同号イと同等以上)	特別認定を受けた全ての業種		その他	1
004	法第15条第2号ハ該当 (同号ロと同等以上)	特別認定を受けた全ての業種		その他	1
005	令28条該当※3	監理技術者補佐として配置できる業種		監理補佐	4
建設業法に定める資格					
111	一級建設機械施工管理技士	土・と・舗		1級	5(6)
11A	〃 (附則第4条該当※3)	土・と・舗		1級	5(6)
212	二級 〃 (第1種～第6種)	土・と・舗		2級	2
21B	〃 (第1種～第6種) (附則第4条該当※3)	土・と・舗		2級	2
113	一級土木施工管理技士	土・と・石・鋼・舗・し・塗・水・解		1級	5(6)
11C	〃 (附則第4条該当※3)	土・と・石・鋼・舗・し・塗・水		1級	5(6)
214	二級 〃 (土木)	土・と・石・鋼・舗・し・水・解		2級	2
21D	〃 (土木) (附則第4条該当※3)	土・と・石・鋼・舗・し・水		2級	2
215	〃 (鋼構造物塗装)	塗		2級	2
216	〃 (薬液注入)	と		2級	2
21E	〃 (薬液注入) (附則第4条該当※3)	と		2級	2
120	一級建築施工管理技士	建・大・左・と・石・屋・タ・鋼・筋・板・ガ・塗・防・内・絶・具・解		1級	5(6)
12A	〃 (附則第4条該当※3)	建・大・左・と・石・屋・タ・鋼・筋・板・ガ・塗・防・内・絶・具		1級	5(6)
221	二級 〃 (建築)	建・解		2級	2
222	〃 (躯体)	大・と・タ・鋼・筋・解		2級	2
22B	〃 (躯体) (附則第4条該当※3)	大・と・タ・鋼・筋		2級	2
223	〃 (仕上げ)	大・左・石・屋・タ・板・ガ・塗・防・内・絶・具		2級	2
127	一級電気工事施工管理技士	電		1級	5(6)
228	二級 〃	電		2級	2
129	一級管工事施工管理技士	管		1級	5(6)
230	二級 〃	管		2級	2
131	一級電気通信工事施工管理技士	通		1級	5(6)
232	二級 〃	通		2級	2
133	一級造園施工管理技士	園		1級	5(6)
234	二級 〃	園		2級	2
建築士法に定める資格					
137	一級建築士	建・大・屋・タ・鋼・内		1級	5(6)
238	二級 〃	建・大・屋・タ・内		2級	2

別表(2) 【有資格区分コードおよび評価点】

コード	資格区分	申請できる業種	実務経験 (※1)	区分	評価点
2 3 9	木造建築士	大		2 級	2
技術士法に定める資格					
1 4 1	建設・総合技術監理（建設）	土・と・電・舗・し・園・解		1 級	5(6)
1 4 A	〃（附則第4条該当※3）	土・と・電・舗・し・園		1 級	5(6)
1 4 2	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理 （建設「鋼構造及びコンクリート」）	土・と・電・鋼・舗・し・園・解		1 級	5(6)
1 4 B	〃（附則第4条該当※3）	土・と・電・鋼・舗・し・園		1 級	5(6)
1 4 3	農業「農業農村工学」・総合技術監理 （農業「農業農村工学」）	土・と		1 級	5(6)
1 4 C	〃（附則第4条該当※3）	土・と・		1 級	5(6)
1 4 4	電気電子・総合技術監理（電気電子）	電・通		1 級	5(6)
1 4 5	機械・総合技術監理（機械）	機		1 級	5(6)
1 4 6	機械「熱・動力エネルギー機器」又は「流体機器」・ 総合技術監理（機械「熱・動力エネルギー機器」 又は「流体機器」）	管・機		1 級	5(6)
1 4 7	上下水道・総合技術監理（上下水道）	管・水		1 級	5(6)
1 4 8	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理 （上下水道「上水道及び工業用水道」）	管・井・水		1 級	5(6)
1 4 9	水産「水産土木」・総合技術監理 （水産「水産土木」）	土・と・し		1 級	5(6)
1 4 D	〃（附則第4条該当※3）	土・と・し		1 級	5(6)
1 5 0	森林「林業・林産」・総合技術監理（森林「林業・ 林産」）	園		1 級	5(6)
1 5 1	森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土 木」）	土・と・園		1 級	5(6)
1 5 A	〃（附則第4条該当※3）	土・と・園		1 級	5(6)
1 5 2	衛生工学・総合技術監理（衛生工学）	管		1 級	5(6)
1 5 3	衛生工学「水質管理」・総合技術監理 （衛生工学「水質管理」）	管・水		1 級	5(6)
1 5 4	衛生工学「廃棄物・資源循環」・総合技術監理（衛 生工学「廃棄物・資源循環」）	管・水・消		1 級	5(6)
電気工事士法、電気事業法に定める資格					
1 5 5	第一種電気工事士	電		2 級	2
2 5 6	第二種 〃	電	3 年	その他	1
2 5 8	電気主任技術者（第1種～第3種）	電	5 年	その他	1
電気通信事業法に定める資格					
2 5 9	電気通信主任技術者	通	5 年	その他	1
2 3 5	工事担任者	通	3 年	その他	1
水道法に定める資格					
2 6 5	給水装置工事主任技術者	管	1 年	その他	1
消防法に定める資格					
1 6 8	甲種消防設備士	消		2 級	2
1 6 9	乙種 〃	消		2 級	2
職業能力開発促進法に定める資格					
1 7 1	建築大工（1級）	大		2 級	2
2 7 1	〃（2級）	大	3 年	その他	1
1 6 4	型枠施工（1級）	大・と		2 級	2
2 6 4	〃（2級）	大・と	3 年	その他	1
1 6 B	型枠施工（1級）（附則第4条該当※3）	大・と		2 級	2
2 6 B	型枠施工（2級）（附則第4条該当※3）	大・と	3 年	その他	1
1 7 2	左官（1級）	左		2 級	2

別表(2) 【有資格区分コードおよび評価点】

コード	資格区分	申請できる業種	実務経験 (※1)	区分	評価点
272	〃 (2級)	左	3年	その他	1
157	とび・とび工 (1級)	と・解		2級	2
257	〃 (2級)	と・解	3年	その他	1
15B	とび・とび工 (1級) (附則第4条該当※3)	と		2級	2
25B	〃 (2級) (附則第4条該当※3)	と	3年	その他	1
173	コンクリート圧送施工 (1級)	と		2級	2
273	〃 (2級)	と	3年	その他	1
17A	コンクリート圧送施工 (1級) (附則第4条該当※3)	と		2級	2
27A	〃 (2級) (附則第4条該当※3)	と	3年	その他	1
166	ウェルポイント施工 (1級)	と		2級	2
266	〃 (2級)	と	3年	その他	1
16C	ウェルポイント施工 (1級) (附則第4条該当※3)	と		2級	2
26C	〃 (2級) (附則第4条該当※3)	と	3年	その他	1
174	冷凍空気調和機器施工・空気調和設備配管 (1級)	管		2級	2
274	〃 〃 (2級)	管	3年	その他	1
175	給排水衛生設備配管 (1級)	管		2級	2
275	〃 (2級)	管	3年	その他	1
176	配管・配管工 (1級)	管		2級	2
276	〃 〃 (2級)	管	3年	その他	1
170	建築板金「ダクト板金作業」 (1級)	屋・管・板		2級	2
270	〃 (2級)	屋・管・板	3年	その他	1
177	タイル張り・タイル張り工 (1級)	タ		2級	2
277	〃 〃 (2級)	タ	3年	その他	1
178	築炉・築炉工 (1級)	タ		2級	2
278	〃 〃 (2級)	タ	3年	その他	1
179	ブロック建築・ブロック建築工 (1級)	石・タ		2級	2
279	〃 〃 (2級)	石・タ	3年	その他	1
180	石工・石材施工・石積み (1級)	石		2級	2
280	〃 〃 〃 (2級)	石	3年	その他	1
181	鉄工・製罐 (1級)	鋼		2級	2
281	〃 〃 (2級)	鋼	3年	その他	1
182	鉄筋組立て・鉄筋施工 (1級)	筋		2級	2
282	〃 〃 (2級)	筋	3年	その他	1
183	工場板金 (1級)	板		2級	2
283	〃 (2級)	板	3年	その他	1
184	板金「建築板金作業」・建築板金「内外装板金作業」・板金工「建築板金作業」 (1級)	屋・板		2級	2
284	〃 〃 (2級)	屋・板	3年	その他	1
185	板金・板金工・打出し板金 (1級)	板		2級	2
285	〃 〃 〃 (2級)	板	3年	その他	1
186	かわらぶき (1級)	屋		2級	2
286	〃 (2級)	屋	3年	その他	1

別表(2) 【有資格区分コードおよび評価点】

コード	資格区分	申請できる業種	実務経験 (※1)	区分	評価点
1 8 7	ガラス施工（1級）	ガ		2級	2
2 8 7	〃（2級）	ガ		その他	1
1 8 8	塗装・木工塗装・木工塗装工（1級）	塗		2級	2
2 8 8	〃 〃 〃（2級）	塗	3年	その他	1
1 8 9	建築塗装・建築塗装工（1級）	塗		2級	2
2 8 9	〃 〃（2級）	塗	3年	その他	1
1 9 0	金属塗装・金属塗装工（1級）	塗		2級	2
2 9 0	〃 〃（2級）	塗	3年	その他	1
1 9 1	噴霧塗装（1級）	塗		2級	2
2 9 1	〃（2級）	塗	3年	その他	1
1 6 7	路面標示施工	塗		2級	2
1 9 2	畳製作・畳工（1級）	内		2級	2
2 9 2	〃 〃（2級）	内	3年	その他	1
1 9 3	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・ 床仕上げ施工・表装・表具・表具工（1級）	内		2級	2
2 9 3	〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃（2級）	内	3年	その他	1
1 9 4	熱絶縁施工（1級）	絶		2級	2
2 9 4	〃（2級）	絶	3年	その他	1
1 9 5	建具製作・建具工・木工・カーテンウォール施工・ サッシ施工（1級）	具		2級	2
2 9 5	〃 〃 〃 〃 〃（2級）	具	3年	その他	1
1 9 6	造園（1級）	園		2級	2
2 9 6	〃（2級）	園	3年	その他	1
1 9 7	防水施工（1級）	防		2級	2
2 9 7	〃（2級）	防	3年	その他	1
1 9 8	さく井（1級）	井		2級	2
2 9 8	〃（2級）	井	3年	その他	1
認定能力評価基準					
7 0 3	レベル3技能者	各基準に対応する業種 (P117参照)		基幹	2
7 0 4	レベル4技能者			基幹	3
その他					
0 6 1	地すべり防止工事	と・井	1年	その他	1
0 6 A	〃（附則第4条該当※3）	と・井	1年	その他	1
0 4 0	基礎ぐい工事	と		2級	2
0 6 2	建築設備士	電・管	1年	その他	1
0 6 3	計装	電・管	1年	その他	1
0 6 0	解体工事	解		2級	2
0 6 4	基幹技能者	登録基幹技能者講習修了 証に記載されている業種 の範囲内		基幹	3
0 9 9	その他(※2)	所定の評価対象業種		その他	1

※1 実務経験欄に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格を取得するための試験に合格した後、法第7条第2号ハに該当する者となるために必要な実務経験の年数です（資格を取得してから、審査基準日までに、必要な実務経験年数を経過していることが必要です。）。

ただし、平成16年4月1日以前に「職業能力開発促進法」の2級に合格した方は、1年以上の実務経験で足りません。

※2 評価対象業種とその他の業種の所定の組み合わせによる実務経験年数が12年以上あり、かつ、評価対象とする業種の実務経験が8年以上ある場合などです。

※3 審査基準日が令和3年6月30日以前の申請で、附則に該当する方は、「解」も選択できます。

「建設機械抵当法施行令」に規定される建設機械

種類	名称	範囲	経審 評価対象
1 掘削機械	ショベル系掘削機	ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又は パイルドライバーのアタッチメントを有するもの	○
	連続式バケット掘削機	走行装置及び二キロワット以上の掘削用原動機を有するもの	
2 基礎工事用機械	くい打ち機及びくい抜き機	やぐら及び原動機を有し、ハンマー、起振機又はくい抜き装置の重量 が○・五トン以上のもの	
	グラウトポンプ	原動機及びグラウトポンプ用ミキサーを有するもの	
	ペーパードレーンマシン		
	大口径掘削機	スクリュー式でないもの	
	アースオーガー		
	地下連続壁施工用機械		
3 トラクター類	トラクター	自重が三トン以上のもの	
	ブルドーザー	自重が三トン以上のもの	○
	トラクターショベル	バケット容量が○・四立方メートル以上のもの	○
4 運搬機械	スクレーパー	積載容量が三立方メートル以上のもの	
	機関車		
	運搬車	積載重量が一五トン以上のもの	
5 起重機類	ジブクレーン	つり上げ能力が三トン以上のもの	
	タワークレーン		
	デリッククレーン		
	ケーブルクレーン	巻上げ装置、走行装置及び原動機を有し、つり上げ能力が二トン以上	
	ウインチ	二キロワット以上の原動機を有するもの	
	エレベーター		
6 ボーリング機械	ボーリングマシン	三キロワット以上の原動機を有するもの	
	ドリルジャンボ	鑿岩機を支持するアームが二本以上のもの	
	クローラードリル		
7 トンネル機械	たて坑掘進機		
	トンネル掘進機		
	シールド掘進機		
	ずり積み機		
8 整地・締め固め機械	モーターグレーダー	自重が五トン以上のもの	○
	スタビライザー		
	アグリゲートスプレッダー		
	ロードローラー	自重が八トン以上のもの	
	タイヤローラー		
	振動ローラー	自走式のものにあっては自重が八トン以上のもの、	
9 砕石・選別機械	フィーダー	三キロワット以上の原動機を有するもの	
	クラッシャー	ジョークラッシャー、ジャイレクトリークラッシャー、コーンクラッ シャー、ロールクラッシャー、インパクトクラッシャー、ロードミル 又はボールミルで、三キロワット以上の原動機を有するもの	
	選別機	トロンメル、バイブレイティングスクリーン又はクラッシュファイヤー で、三キロワット以上の原動機を有するもの	
	ウォッシャー	ドラムウォッシャー又はスクリューウォッシャーで、三キロワット以 上の原動機を有するもの	
10 コンクリート機械	セメント空気輸送機	フラクソー式輸送機又はキニオンポンプ	
	コンクリートプラント	骨材貯蔵びん、計量装置及びミキサーを有するもの	
	コンクリートミキサー	混練容量が○・三五立方メートル以上のもの	
	コンクリートポンプ	排送能力が毎時五立方メートル以上のもの	
	コンクリートブレーサー	打設能力が毎時一〇立方メートル以上のもの	
	アジテーターカー	ゴムタイヤ式でないもの	
11 舗装機械	アスファルトフィニッシャー	敷きならし装置、仕上げ装置、走行装置及び原動機を有するもの	
	アスファルトプラント	コールドエレベーター、骨材乾燥機、ホットエレベーター、ふるい分 け装置、骨材貯蔵びん、アスファルト溶解がま及びミキサーを有する	
	アスファルトクッカー		
	コンクリートフィニッシャー	振動機及び原動機を有するもの	
	コンクリートスプレッダー	原動機を有するもの	
	コンクリートペーパー	装軌式のもの	
12 船舶	しゅんせつ船	ポンプしゅんせつ船、ディップパーしゅんせつ船又はグラブしゅんせつ 船で、独航機能を有しないもの	
	砕岩船	独航機能を有しないもの	
	起重機船		
	くい打ち船		
	コンクリートミキサー船		
	サンドドレーン船		
	土運船	鋼製で、独航機能を有しないもの	
	作業台船		
13 その他	空気圧縮機	一四キロワット以上の原動機を有するもの	
	サンドポンプ	二九キロワット以上の原動機を有するもの	
	発動発電機		

建設機械のリース契約に関する申出書

青森県知事 あて

所 在 地

許 可 番 号

商号又は名称

代 表 者 氏 名

審 査 基 準 日 令和 年 月 日

下記の建設機械については、リース契約期間が審査基準日後1年7ヶ月に満たないうちに終了しますが、その後は当該機械を買い上げるか、もしくは引き続きリース契約を更新し審査基準日後1年7ヶ月を超える機械のリース契約を継続することを申し出ます。

記

メ ー カ ー 名

型 式

製造・車体番号

リ ー ス 期 間 平成・令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

※リース期間は現在契約している期間を記入

【 確認書類見本 】

項番	内 容	資 料 名 等	掲載頁
1 8	営業利益を確認する書類	決算等届出書の「損益計算書」	5 4
	減価償却実施額を確認する書類	所得税青色申告決算書（一般用）	5 5
		収支内訳書（一般用）（いわゆる白色申告書）	5 6
		法人税申告書別表 1 6 （１）「旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書」	5 7
		法人税申告書別表 1 6 （２）「旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書」	5 8
		法人税申告書別表 1 6 （４）「旧国外リース期間定額法若しくは旧リース期間定額法又はリース期間定額法による償却額の計算に関する明細書」	5 9
		法人税申告書別表 1 6 （６）「繰延資産の償却額の計算に関する明細書」	6 0
		法人税申告書別表 1 6 （７）「少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する明細書」	6 1
		法人税申告書別表 1 6 （８）「一括償却資産の損金算入に関する明細書」	6 2
3 2	消費税の納税を確認する書類	消費税確定申告書の控え	6 3
		消費税納税証明書（その１） （納付すべき税額が明示されているもの。 ０円の場合も同様）	6 4
4 1	雇用保険加入を確認する資料	雇用保険被保険者資格喪失届	6 5
		労働保険（雇用保険）概算・確定保険料申告書	6 6
		労働保険（雇用保険）概算・確定保険料領収済通知書	6 7
		労働保険事務組合発行の保険料納入通知書	6 8
		労働保険事務組合発行の労働保険料領収書	6 9
		労働保険事務組合発行の労働保険料等領収書	7 0
4 2	健康保険加入を確認する資料	社会保険納付書・領収証書（現金納付）	7 1
4 3	厚生年金保険加入を確認する資料	社会保険料納入告知額・領収済額通知書（口座振込）	7 2
		社会保険標準報酬決定通知書	7 3
4 4	建設業退職金共済制度の加入を確認する資料	建設業退職共済制度加入・履行証明願手続要領	7 4
		建設業退職共済制度加入・履行証明願	7 5

項番	内 容	資 料 名 等	掲載頁
4 5	退職一時金制度の導入を確認する資料又は企業年金制度の導入を確認する資料	就業規則（作成留意事項）	7 6
		就業規則（変更）届	7 7
		意見書	7 8
		退職金規程の作成事例	7 9
		中小企業退職金共済事業本部加入証明書	8 0
		特定退職金共済制度退職金共済証	8 1
		厚生年金基金発行の標準給与決定通知書	8 2
		確定拠出年金運営管理機関の発行する加入証明書	8 3
4 6	法定外労働災害補償制度の加入を確認する資料	建設労災補償共済制度加入証明書	8 4
		（一社）全国建設業労災互助会加入証明書兼領収書	8 5
		労働災害補償証券	8 6
		団体保険制度加入証	8 7
4 9	防災協定の締結を確認する資料	防災協定に関する証明書	8 8
5 2	監査の受審状況を確認する資料	監査報告書	8 9
		会計参与報告書	9 0
		経理処理の適正を確認した旨の書類	9 1
		経理処理の適正を確認する際の確認項目（経審申請時は添付不要）	9 2 ～ 9 6
5 5	研究開発費の額を確認する資料	注記表	9 7
5 6	建設機械の所有を確認する資料	売買契約書	9 8
		リース契約書	9 9
		特定自主検査記録表・移動式クレーン検査証	1 0 0
		特定自主検査実施時期証明書	1 0 1
8 2	登録基幹技能者を確認する書類	登録基幹技能者講習修了証	1 0 2
	レベル3レベル4技能者を確認する書類	能力評価（レベル判定）結果通知書	1 0 3
	技術者のCPD単位取得数を確認する資料	CPD単位取得実績証明書	1 0 4

項番18 営業利益を確認する書類
損益計算書

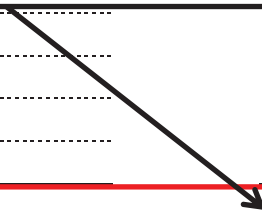
様式第十六号（第四条、第十条、第十九条の四関係）
（用紙A4）

損 益 計 算 書
自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日

(会社名) _____

I	売 上 高		(千円)
	完成工事高		
	兼業事業売上高		
II	売 上 原 価		
	完成工事原価		
	兼業事業売上原価		
	売上総利益（売上総損失）		
	完成工事総利益（完成工事総損失）		
	兼業事業総利益（兼業事業総損失）		
III	販売費及び一般管理費		
	役員報酬		
	従業員給料手当		
	退職金		
	法定福利費		
	福利厚生費		
	修繕維持費		
	事務用品費		
	通信交通費		
	動力用水光熱費		
	調査研究費		
	広告宣伝費		
	貸倒引当金繰入額		
	貸倒損失		
	交際費		
	寄付金		
	地代家賃		
	減価償却費		
	開発費償却		
	租税公課		
	保険料		
	雑 費		
	営業利益（営業損失）		

項目 1 8 「営業利益」 欄へ



1

項番 18 減価償却実施額を確認する書類

F A 7 0 0 0

令和 0 年分収支内訳書 (一般用) (あなたの本年分の事業所得の金額の計算内容をこの表に記載して確定申告書に添付してください)

提出用
(令和二年分以降用)

この収支内訳書は機械で読み取りますので、黒のボールペンで書いてください。

住所	フリガナ氏名	⑩	事務所所在地
事業所所在地	電話番号 (自宅)		氏名 (名称)
業種名	電話番号 (事業所)		電話番号
屋号	加入団体名		

令和 年 月 日

(自 月 日 至 月 日)

整理番号

科目	金額 (円)	科目	金額 (円)
収入		経費	
売上(収入)金額 ①		旅費交通費 ㉑	
家事消費費 ②		通信費 ㉒	
その他の収入 ③		広告宣伝費 ㉓	
計 ④		接待交際費 ㉔	
期首商品(製品)棚卸高 ⑤		損害保険料 ㉕	
仕入金額 (製品) ⑥		修繕費 ㉖	
小計 ⑦		消耗品費 ㉗	
期末商品(製品)棚卸高 ⑧		福利厚生費 ㉘	
差引原価 ⑨		の ㉙	
差引金額 ⑩		の ㉚	
給料賃金 ⑪		の ㉛	
外注工賃 ⑫		の ㉜	
減価償却費 ⑬		の ㉝	
貸倒金 ⑭		の ㉞	
地代家賃 ⑮		の ㉟	
利子割引料 ⑯		の ㊱	
租税公課 ㉑		の ㊲	
その他の経費 ㉒		の ㊳	
水道光熱費 ㉓		の ㊴	

○給料賃金の内訳

氏名 (年齢)	従事月数	給料賃金	合計	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
(歳)		円		円
(歳)				
(歳)				
その他 (人分)				
計				

○税理士・弁護士等の報酬・料金の内訳

支払先の住所・氏名	本年中の報酬等	左のうちの必要経費算入額	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
	円	円	円

○事業専従者の氏名等

氏名 (年齢)	続柄	従事月数
(歳)		
(歳)		
(歳)		
延べ従事月数		

【税務署整理欄】

①	
②	
③	
④	
⑤	
⑥	

項番 18 法人の減価償却実施額を確認する書類

① 旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度

法人名

()

御 注 意

1 この表には、減価償却資産の耐用年数、種類等及び償却方法の異なることにまとめて別行にして、その合計額を記載できますが、(1)当期の中途で事業の用に供した資産又は資本的支出(2)措置法又は震災特例法による特別償却の規定の適用を受ける資産については、他の資産と区別して別行にして、「36」欄の金額と通算して「36」欄及び「37」欄の金額を記載してください。

2 措置法又は震災特例法による特別償却の規定の適用を受ける場合には、「特別償却限度額の計算に関する付表」を添付してください。

資	種 類	1						
産	構 造	2						
細	目	3						
区	取 得 年 月 日	4	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
分	事業の用に供した年月	5						
	耐 用 年 数	6	年	年	年	年	年	年
取	取得価額又は製作価額	7	外	円	外	円	外	円
得	圧縮記帳による積立金計上額	8						
価	差引取得価額(7)-(8)	9						
帳	償却額計算の対象となる期末現在の帳簿記載金額	10						
簿	期末現在の積立金の額	11						
償	積立金の期中取崩額	12						
却	差引帳簿記載金額(10)-(11)-(12)	13	外△	外△	外△	外△	外△	外△
額	損金に計上した当期償却額	14						
	前期から繰り越した償却超過額	15	外	外	外	外	外	外
	合 計	16						
	平成19年3月31日以前取得分	17						
	残 存 価 額	18						
	差引取得価額×5% (9)× $\frac{5}{100}$	19						
	旧定額法の償却額計算の基礎となる金額 (9)-(17)	20						
	旧定額法の償却率	21		円	円	円	円	円
	算 出 償 却 額 (19×20)	22	()	()	()	()	()	()
	増 加 償 却 額 (21)×割増率	23						
	計 (22)+(23)又は(19)-(18)	24						
	算 出 償 却 額 (19)-(18)× $\frac{5}{50}$	25						
	定額法の償却額計算の基礎となる金額 (9)	26						
	定 額 法 の 償 却 率	27		円	円	円	円	円
	算 出 償 却 額 (26)×(27)	28	()	()	()	()	()	()
	増 加 償 却 額 (27)×割増率	29						
	計 (28)+(29)	30						
	当期分の普通償却限度額等 (23)・(24)又は(29)	31	(条 項)	(条 項)	(条 項)	(条 項)	(条 項)	(条 項)
	特別償却限度額	32	外	円	外	円	外	円
	前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	33						
	合 計	34						
	当 期 償 却 額	35						
	償 却 不 足 額 (34)-(35)	36						
	償 却 超 過 額 (35)-(34)	37						
	前 期 からの 繰 越 額	38	外	外	外	外	外	外
	当 期 償 却 超 過 額	39						
	合計額（千円単位。千円未満切捨）を項番18「減価償却実施額」欄へ							
	翌期に繰り越すべき特別償却不足額 (36)-(39)と(32)+(33)のうち少ない金額	42						
	当期において切り捨てる特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	43						
	差 引 翌 期 へ の 繰 越 額 (42)-(43)	44						
	翌期繰越額の内繰越	45						
	当 期 分 不 足 額	46						
	適格組織再編成により引き継ぐべき合併等特別償却不足額 (43)-(39)と(32)のうち少ない金額	47						
	備考							

別表十六(一) 令二・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

項番 18 法人の減価償却実施額を確認する書類

① 旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書

事業年度
又は連結
事業年度

• •

• •

法人名

()

別表十六(二) 令二・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

御 注 意

1 この表には、減価償却資産の耐用年数、種類等及び償却方法の異なることにより別行にして、その合計額を記載できますが、(1)平成19年4月1日以後に取得をされた資産で定率法の適用を受けるもの、(2)当期の中途で事業の用に供した資産又は資本的支出、(3)措置法又は震災特例法による特別償却の規定の適用を受ける資産については、他の資産と区別して別欄において記載してください。なお、(1)及び(2)の資産(3)の資産に該当するものを除きます。の「38」欄の金額については、耐用年数、種類等及び償却方法を同じくする他の資産の金額と通算して「40」欄及び「41」欄の金額を記載できます。

2 措置法又は震災特例法による特別償却の規定の適用を受ける場合には、「特別償却限度額の計算に関する付表」を添付してください。

種	類	1							
資	構	2							
産	細	3							
区	取 得 年 月 日	4	.	.	.	.	.	.	.
分	事業の用に供した年月	5							
	耐 用 年 数	6		年		年		年	
取得価額又は製作価額		7	外	円	外	円	外	円	外
圧縮記帳による積立金計上額		8							
差引取得価額	(7)-(8)	9							
償却額計算の対象となる期末現在の根簿記載金額		10							
償却額計算の対象となる期末現在の積立金の額		11							
積立金の期中取崩額		12							
差引根簿記載金額	(10)-(11)-(12)	13	外△	外△	外△	外△	外△	外△	外△
損金に計上した当期償却額		14							
前期から繰り越した償却超過額		15	外	外	外	外	外	外	外
合 計	(13)+(14)+(15)	16							
前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額		17							
償却額計算の基礎となる金額	(16)-(17)	18							
平成19年3月31日以前取得分の普通償却限度額等	差引取得価額×5% (9)× $\frac{5}{100}$	19							
	旧定率法の償却率	20							
	算出償却額 (18)×(20)	21		円		円		円	
	増加償却率 (21)÷(18)	22	()	()	()	()	()	()	()
	計 (21)+(22)×(18-(18))	23							
	算出償却額 (18-1月)× $\frac{(23)}{60}$	24							
	定率法の償却率	25							
	調整前償却額 (18)×(25)	26		円		円		円	
	保証率	27							
	償却保証額 (9)×(27)	28		円		円		円	
	改定取得価額	29							
	改定償却率 (29)÷(18)	30							
	改定償却額 (29)×(30)	31		円		円		円	
	増加償却額 (31)又は(31)×増率	32	()	()	()	()	()	()	()
	計 (32)又は(31)+(32)	33							
	当期分の普通償却限度額等 (29)、(32)又は(33)	34							
	特には償租税特別措置法第4条第1項第1号の二に規定する特別償却限度額	35	()	条 項	()	条 項	()	条 項	()
	前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	36	外	円	外	円	外	円	外
	合 計 (34)+(35)+(36)	37							
	当 期 償 却 額	38							
	償 却 不 足 額 (38)-(39)	39							
	差 引 償 却 超 過 額 (39)-(38)	40							
	前期からの繰越額	41	外	外	外	外	外	外	外
	当認償却不足によるもの	42							
合計額（千円単位。千円未満切捨）を項番18「減価償却実施額」欄へ									
特別償却不足額	翌期に繰り越す特別償却不足額 (((40)-(43))と(40)+(47)のうち少ない金額)	46							
	当期において切り捨てた特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	47							
	差引翌期への繰越額 (46)-(47)	48							
	翌越期間への内総取	49	.	.					
	通称組織再編成により引き継ぐべき合併等特別償却不足額 (((40)-(43))と(43)のうち少ない金額)	50							
備考		51							

合計額（千円単位。千円未満切捨）を項番１８「減価償却実施額」欄へ

項番 18 減価償却実施額を確認する書類

1

旧国外リース期間定額法若しくは旧リース期間定額法又はリース期間定額法による償却額の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・ ・	法人名	()
--------------	-----	-----	-----

御注意

措置法による特別償却の規定の適用を受ける場合には、「特別償却限度額の計算に関する付表」を添付してください。

種別	1					
構造	2					
細目	3					
契約年月日	4	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
賃貸の用又は事業の用に供した年月	5					
取得価額又は製作価額	6	外	円外	円外	円外	円
圧縮記帳による積立金計上額	7					
差引取得価額 (6) - (7)	8					
見積残存価額	9					
償却額計算の基礎となる金額 (8) - (9)	10					
旧リース期間定額法を採用了事業年度	11	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
取得価額又は製作価額	12	外	円外	円外	円外	円
上記(12)のうち(11)の事業年度前に損金の額に算入された金額	13					
差引取得価額 (12) - (13)	14					
残価保証額	15					
償却額計算の基礎となる金額 (14) - (15)	16					
リース期間定額法	17	外	外	外	外	外
残価保証額	18					
償却額計算の基礎となる金額 (17) - (18)	19					
償却額計算の対象となる期末現在の帳簿記載金額	20					
期末現在の積立金の額	21					
積立金の期中取崩額	22					
差引帳簿記載金額 (20) - (21) - (22)	23	外△	外△	外△	外△	外△
リース期間又は改定リース期間の月数	24	()月	()月	()月	()月	()月
当期におけるリース期間又は改定リース期間の月数	25					
当期分の普通償却限度額 ((10)、(16)又は(19)) × ((25) / (24))	26		円	円	円	円
租税特別措置法適用条項 () () () () ()	27	()	()	()	()	()
特別償却限度額	28	外	円外	円外	円外	円
前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	29					
合計 (26) + (28) + (29)	30					
当期償却額	31					
差償却不足額 (30) - (31)	32					
引償却超過額 (31) - (30)	33					
前期からの繰越額	34	外	外	外	外	外
当期償却不足によるもの	35					
積立金取崩しによるもの	36					
差引合計翌期への繰越額 (33) + (34) - (35) - (36)	37					
翌期に繰り越すべき特別償却不足額 ((32) - (35)) と ((28) + (29)) のうち少ない金額	38					
当期において切り捨てる特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	39					
差引翌期への繰越額 (38) - (39)	40					
翌期繰越額	41					
当期分不足額	42					
適格組織再編成により引き継ぐべき合併等特別償却不足額 ((32) - (35)) と (28) のうち少ない金額	43					
備考						

別表十六(四) 令二・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

項番 1 8 減価償却実施額を確認する書類

① 繰延資産の償却額の計算に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	()
----------------------	-----	-----	-----

別表十六(六)

令二・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

I 均等償却を行う繰延資産の償却額の計算に関する明細書						
繰延資産の種類	1					
支出した年月	2					
支出した金額	3	円	円	円	円	円
償却期間の月数	4	月	月	月	月	月
当期の期間のうちに含まれる 償却期間の月数	5					
当期分の償却限度額 (3) × $\frac{(5)}{(4)}$	6	円	円	円	円	円
当期償却額	7					
償却不足額 (6) - (7)	8					
引 償却超過額 (7) - (6)	9					
償却前期からの繰越額	10	外	外	外	外	外
超 同上のうち当期損金認容額 (8)と(10)のうち少ない金額	11					
過 翌期への繰越額 (9) + (10) - (11)	12					

II 一時償却が認められる繰延資産の償却額の計算に関する明細書

繰延資産の種類	13					
支出した金額	14	円	円	円	円	円
前期までに償却した金額	15	外	外	外	外	外
当期償却額	16					
期末現在の帳簿価額	17					

項番 18 減価償却実施額を確認する書類

①

少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・ ・ ・	法人名 ()
----------------------	------------	------------

別表十六(七)

令二・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

御注意

この表は、資産の取得価額が30万円未満であるものについて、少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例（措置法第67条の5又は令和2年改正前の措置法第68条の12）の適用を受ける場合に御使用ください。なお、その適用を受ける資産の取得価額の合計額である「8」欄の金額は、300万円（当期が1年に満たない場合には、300万円を12で除し、これに当期の月数を乗じて計算した金額）が限度となります。

資 産 区 分	種 類	1						
	構 造	2						
	細 目	3						
	事業の用に供した年月	4						
取 得 価 額	取得価額又は製作価額	5	円	円	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による 積立金計上額	6						
	差引改定取得価額 (5)－(6)	7						
資 産 区 分	種 類	1						
	構 造	2						
	細 目	3						
	事業の用に供した年月	4						
取 得 価 額	取得価額又は製作価額	5	円	円	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による 積立金計上額	6						
	差引改定取得価額 (5)－(6)	7						
資 産 区 分	種 類	1						
	構 造	2						
	細 目	3						
	事業の用に供した年月	4						
取 得 価 額	取得価額又は製作価額	5	円	円	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による 積立金計上額	6						
	差引改定取得価額 (5)－(6)	7						
当期の少額減価償却資産の取得価額の合計額 ((7)の計)								8 円

項番 18 減価償却実施額を確認する書類

① 一括償却資産の損金算入に関する明細書

		事業年度又は連結事業年度	・ ・ ・ ・	法人名	()		
事業の用に供した事業年度又は連結事業年度	1	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	(当期分)
同上の事業年度又は連結事業年度において事業の用に供した一括償却資産の取得価額の合計額	2	円	円	円	円	円	円
当期の月数 (事業の用に供した事業年度の中間申告又は連結事業年度の連結中間申告の場合は、当該事業年度又は連結事業年度の月数)	3	月	月	月	月	月	月
当期分の損金算入限度額 $(2) \times \frac{(3)}{36}$	4	円	円	円	円	円	円
当期損金経理額		5					
差引	損金算入不足額 (4) - (5)	6					
	損金算入限度超過額 (5) - (4)	7					
損金算入限度超過額	前期からの繰越額	8					
	同上のうち当期損金認容額 (6)と(8)のうち少ない金額)	9					
	翌期への繰越額 (7) + (8) - (9)	10					

別表十六(八) 令二・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

項番 3 2 消費税の納税を確認する書類
消費税確定申告書の控え

この用紙はとじこまないでください。

G K O 3 0 4

第3-(1)号様式

令和 年 月 日	税務署長殿
納税地	(電話番号 - -)
(フリガナ) 名 称 又は屋号	
個人番号 又は法人番号	↓ 個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。
(フリガナ) 代表者氏名 又は氏名	㊞

※	一連番号	翌年以降 送付不要
所管 番号	整理 番号	
申告年月日	令和 年 月 日	
申告区分	指導等 庁指定 局指定	
署 番号		
通信日付印	確認印	個人番号カード 通知カード・運転免許証 その他()
年 月 日		身元 確認
指導年月日	相談区分1 区分2 区分3	
令和 年 月 日		

OCR入力用 (この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。)

自 平成 年 月 日
令和 年 月 日
至 令和 年 月 日

課税期間分の消費税及び地方
消費税の()申告書

(中間申告 自 平成 年 月 日
令和 年 月 日
の場合の
対象期間 至 令和 年 月 日)

第一表 令和元年十月一日以後終了課税期間分(一般用)

この申告書による消費税の税額の計算	
課税標準額	① 十 兆 千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 一 円 0 0 0 03
消費税額	② 06
控除過大調整税額	③ 07
控除	④ 08
控除対象仕入税額	⑤ 09
返還等対価に係る税額	⑥ 10
貸倒れに係る税額	⑦ 11
控除税額小計 (④+⑤+⑥)	⑧ 12
控除不足還付税額 (⑦-⑧)	⑨ 13
差引税額 (②+③-⑨)	⑩ 14
中間納付税額	⑪ 15
納付税額 (⑩-⑪)	⑫ 16
中間納付還付税額 (⑪-⑫)	⑬ 17
この申告書 が修正申告 である場合	⑭ 18
既確定税額	⑮ 19
差引納付税額	⑯ 20
課税売上 割合	⑰ 21
課税資産の譲渡 等の対価の額	⑱ 22
課税資産の譲渡 等の対価の額	⑲ 23
この申告書による地方消費税の税額の計算	
地方消費税 の課税標準 となる消費 税 額	⑳ 24
控除不足還付税額	㉑ 25
差引税額	㉒ 26
還付額	㉓ 27
納税額	㉔ 28
中間納付譲渡割額	㉕ 29
納付譲渡割額 (㉔-㉕)	㉖ 30
中間納付還付譲渡割額 (㉕-㉖)	㉗ 31
この申告書 が修正申告 である場合	㉘ 32
既確定額	㉙ 33
差引納付 譲渡割額	㉚ 34
消費税及び地方消費税の 合計(納付又は還付)税額	㉛ 35

付記事項	割賦基準の適用	有	無	31
	延払基準等の適用	有	無	32
	工事進行基準の適用	有	無	33
	現金主義会計の適用	有	無	34
参考事項	課税標準額に対する消費税 税額の計算の特例の適用	有	無	35
	課税売上高5億円超又は 課税売上割合95%未満	個別対応 一括比例 配分方式		41
	上記以外	全額控除		
還付 する 金 受 附 け 機 関 と 等	銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 農協・漁協 本所・支所			
	預金 口座番号			
	ゆうちょ銀行の 貯金記号番号			
	郵便局名等			
※税務署整理欄				
税理士 署名押印				㊞
	(電話番号 - -)			
	税理士法第30条の書面提出有			
	税理士法第33条の2の書面提出有			

㉚ = (㉑ + ㉒) - (㉓ + ㉔ + ㉕ + ㉖)・修正申告の場合㉚ = ㉑ + ㉒
㉚が還付税額となる場合はマイナス「-」を付してください。

項番 3 2 消費税の納税を確認する書類
納税証明書（その 1）

納 税 証 明 書 (その 1 納税額等証明用)					
住 所(所在地) 東京都千代田区霞が関 3 丁目 1 - 1					
氏 名(名 称) 国税商事 株式会社					
代 表 者 氏 名 代表取締役 国税 昌					
税 目					
年度及び区分	納 付 す べ き 税 額		納 付 済 額	未 納 税 額	法定納期限等
	申 告 額	更正・決定後の額			
(自)平成31年1月1日 (至)令和1年12月31日 本税	¥0	*****	¥0	*****	*****
(自)令和2年1月1日 (至)令和2年12月31日 本税	¥0	*****	¥0	*****	*****
	以	下	余	白	
見 本					
(備 考) ○ 証明書発行日現在の納付すべき税額等は上記のとおりですが、今後、修正申告又は税務署若しくは国税局（国税事務所）の調査による更正等により異動を生じる場合があります。					
徴管（証明） 第 0 0 0 0 0 1 号					
上記のとおり、相違ないことを証明します。					
令和〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇税務署長					
財務事務官 〇〇 〇〇					
					
署長印					
CC 24					

項番 4 1 雇用保険加入を確認する書類
雇用保険被保険者資格喪失届

様式第4号(第7条関係)(第1面)

雇用保険被保険者資格喪失届

標準
字体

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

(必ず第2面の注意事項を読んでから記載してください。)

帳票種別
15103

1. 被保険者番号

2. 事業所番号

3. 資格取得年月日

4. 離職年月日(元号 4 平成 5 令和)

5. 喪失原因

6. 離職票交付希望

7. 1週間の所定労働時間

8. 補充採用予定の有無

8. 新氏名

フリガナ(カタカナ)

10. 個人番号

11. 喪失時被保険者種類

12. 国籍・地域コード

13. 在留資格コード

被保険者氏名	性別	生年月日	取得時被保険者種類	転勤年月日	管轄安定所番号	雇用形態
資格取得年月日現在の1週間の所定労働時間						
事業所名略称						
被保険者の住所又は居所						
被保険者でなくなったことの原因及び被保険者に氏名変更があった場合は氏名変更年月日						

雇用保険法施行規則第7条第1項の規定により、上記のとおり届けます。

令和 年 月 日

住所

事業主氏名

電話番号

記名押印又は署名
印

公共職業安定所長 殿

※

所長	次長	課長	係長	係	操作者
社会保険 労働士 記載欄					
作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示					
氏 名					
電話 番 号					
印					

個人番号（マイナンバー）が記入されている場合、黒塗り（原本に付箋紙を貼ってコピー等）した状態で提出してください

様式第6号(第24条、第25条、第33条関係)(甲)(1)(表面)

66

項番 4 1 雇用保険加入を確認する資料

労働保険（雇用保険）概算・確定保険料領収済通知書

領 収 済 通 知 書										(労働保険)		(国庫金)		(記入例) ￥ 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9																															
※ 取 扱 庁 名										※ 取扱庁番号										※ 数字は記入例に合わせて裏のボールペンで入力して転写しはみださないように記入して下さい。																									
30841										〇〇労働局										XXXXXXXX										徴収確定		保険料収入及び 一般拠出金収入		労働保険 特別会計		0847		厚生労働省 所 管		6118		※ 令和		年度	
労働 保険 番号										都道府県 所管 管 轄 基 幹 番 号 校 番 号										※ CD		※ 証券受領		型年度 5 月 1 日 以降 現年度歳入組入																					
※ 令和 元号 ー 年度										※ 平成 元号 ー 年度										※ 令和 元号 ー 年度										項 1		全 部		一 部		項 4		項 10		項 11		項 12			
※ 令和 元号 ー 年度										※ 平成 元号 ー 年度										※ 令和 元号 ー 年度										項 2		項 3		項 5		項 6		項 7		項 8		項 9		項 13	
※ 令和 元号 ー 年度										※ 平成 元号 ー 年度										※ 令和 元号 ー 年度										項 14		項 15		項 16		項 17		項 18		項 19					
※ 令和 元号 ー 年度										※ 平成 元号 ー 年度										※ 令和 元号 ー 年度										項 20		項 21		項 22		項 23		項 24							
※ 令和 元号 ー 年度										※ 平成 元号 ー 年度										※ 令和 元号 ー 年度										項 25		項 26		項 27		項 28		項 29							
※ 令和 元号 ー 年度										※ 平成 元号 ー 年度										※ 令和 元号 ー 年度										項 30		項 31		項 32		項 33		項 34							
※ 令和 元号 ー 年度										※ 平成 元号 ー 年度										※ 令和 元号 ー 年度										項 35		項 36		項 37		項 38		項 39							
※ 令和 元号 ー 年度										※ 平成 元号 ー 年度										※ 令和 元号 ー 年度										項 40		項 41		項 42		項 43		項 44							
※ 令和 元号 ー 年度										※ 平成 元号 ー 年度										※ 令和 元号 ー 年度										項 45		項 46		項 47		項 48		項 49							
※ 令和 元号 ー 年度										※ 平成 元号 ー 年度										※ 令和 元号 ー 年度										項 50		項 51		項 52		項 53		項 54							
※ 令和 元号 ー 年度										※ 平成 元号 ー 年度										※ 令和 元号 ー 年度										項 55		項 56		項 57		項 58		項 59							
※ 令和 元号 ー 年度										※ 平成 元号 ー 年度										※ 令和 元号 ー 年度										項 60		項 61		項 62		項 63		項 64							
※ 令和 元号 ー 年度										※ 平成 元号 ー 年度										※ 令和 元号 ー 年度										項 65		項 66		項 67		項 68		項 69							
※ 令和 元号 ー 年度										※ 平成 元号 ー 年度										※ 令和 元号 ー 年度										項 70		項 71		項 72		項 73		項 74							
※ 令和 元号 ー 年度										※ 平成 元号 ー 年度										※ 令和 元号 ー 年度										項 75		項 76		項 77		項 78		項 79							
※ 令和 元号 ー 年度										※ 平成 元号 ー 年度										※ 令和 元号 ー 年度										項 80		項 81		項 82		項 83		項 84							
※ 令和 元号 ー 年度										※ 平成 元号 ー 年度										※ 令和 元号 ー 年度										項 85		項 86		項 87		項 88		項 89							
※ 令和 元号 ー 年度										※ 平成 元号 ー 年度										※ 令和 元号 ー 年度										項 90		項 91		項 92		項 93		項 94							
※ 令和 元号 ー 年度										※ 平成 元号 ー 年度										※ 令和 元号 ー 年度										項 95		項 96		項 97		項 98		項 99							
※ 令和 元号 ー 年度										※ 平成 元号 ー 年度										※ 令和 元号 ー 年度										項 100		項 101		項 102		項 103		項 104							
※ 令和 元号 ー 年度										※ 平成 元号 ー 年度										※ 令和 元号 ー 年度										項 105		項 106		項 107		項 108		項 109							
※ 令和 元号 ー 年度										※ 平成 元号 ー 年度										※ 令和 元号 ー 年度										項 110		項 111		項 112		項 113		項 114							
※ 令和 元号 ー 年度										※ 平成 元号 ー 年度										※ 令和 元号 ー 年度										項 115		項 116		項 117		項 118		項 119							
※ 令和 元号 ー 年度										※ 平成 元号 ー 年度										※ 令和 元号 ー 年度										項 120		項 121		項 122		項 123		項 124							
※ 令和 元号 ー 年度										※ 平成 元号 ー 年度										※ 令和 元号 ー 年度										項 125		項 126		項 127		項 128		項 129							
※ 令和 元号 ー 年度										※ 平成 元号 ー 年度										※ 令和 元号 ー 年度										項 130		項 131		項 132		項 133		項 134							
※ 令和 元号 ー 年度										※ 平成 元号 ー 年度										※ 令和 元号 ー 年度										項 135		項 136		項 137		項 138		項 139							
※ 令和 元号 ー 年度										※ 平成 元号 ー 年度										※ 令和 元号 ー 年度										項 140		項 141		項 142		項 143		項 144							
※ 令和 元号 ー 年度										※ 平成 元号 ー 年度										※ 令和 元号 ー 年度										項 145		項 146		項 147		項 148		項 149							
※ 令和 元号 ー 年度										※ 平成 元号 ー 年度										※ 令和 元号 ー 年度										項 150		項 151		項 152		項 153		項 154							
※ 令和 元号 ー 年度										※ 平成 元号 ー 年度										※ 令和 元号 ー 年度										項 155		項 156		項 157		項 158		項 159							
※ 令和 元号 ー 年度										※ 平成 元号 ー 年度										※ 令和 元号 ー 年度										項 160		項 161		項 162		項 163		項 164							
※ 令和 元号 ー 年度										※ 平成 元号 ー 年度										※ 令和 元号 ー 年度										項 165		項 166		項 167		項 168		項 169							
※ 令和 元号 ー 年度										※ 平成 元号 ー 年度										※ 令和 元号 ー 年度										項 170		項 171		項 172		項 173		項 174							
※ 令和 元号 ー 年度										※ 平成 元号 ー 年度										※ 令和 元号 ー 年度										項 175		項 176		項 177		項 178		項 179							
※ 令和 元号 ー 年度										※ 平成 元号 ー 年度										※ 令和 元号 ー 年度										項 180		項 181		項 182		項 183		項 184							
※ 令和 元号 ー 年度										※ 平成 元号 ー 年度										※ 令和 元号 ー 年度										項 185		項 186		項 187		項 188		項 189							
※ 令和 元号 ー 年度										※ 平成 元号 ー 年度										※ 令和 元号 ー 年度										項 190		項 191		項 192		項 193		項 194							
※ 令和 元号 ー 年度										※ 平成 元号 ー 年度										※ 令和 元号 ー 年度										項 195		項 196		項 197		項 198		項 199							
※ 令和 元号 ー 年度										※ 平成 元号 ー 年度										※ 令和 元号 ー 年度										項 200		項 201		項 202		項 203		項 204							
※ 令和 元号 ー 年度										※ 平成 元号 ー 年度										※ 令和 元号 ー 年度										項 205		項 206		項 207		項 208		項 209							
※ 令和 元号 ー 年度										※ 平成 元号 ー 年度										※ 令和 元号 ー 年度										項 210		項 211		項 212		項 213		項 214							
※ 令和 元号 ー 年度										※ 平成 元号 ー 年度										※ 令和 元号 ー 年度										項 215		項 216		項 217		項 218		項 219							
※ 令和 元号 ー 年度										※ 平成 元号 ー 年度										※ 令和 元号 ー 年度										項 220		項 221		項 222		項 223		項 224							
※ 令和 元号 ー 年度										※ 平成 元号 ー 年度										※ 令和 元号 ー 年度										項 225		項 226		項 227		項 228		項 229							
※ 令和 元号 ー 年度										※ 平成 元号 ー 年度										※ 令和 元号 ー 年度										項 230		項 231		項 232		項 233		項 234							
※ 令和 元号 ー 年度										※ 平成 元号 ー 年度										※ 令和 元号 ー 年度										項 235		項 236		項 237		項 238		項 239							
※ 令和 元号 ー 年度										※ 平成 元号 ー 年度										※ 令和 元号 ー 年度										項 240		項 241		項 242		項 243		項 244							
※ 令和 元号 ー 年度										※ 平成 元号 ー 年度										※ 令和 元号 ー 年度										項 245		項 246		項 247		項 248		項 249							
※ 令和 元号 ー 年度										※ 平成 元号 ー 年度										※ 令和 元号 ー 年度										項 250		項 251		項 252		項 253		項 254							
※ 令和 元号 ー 年度										※ 平成 元号 ー 年度										※ 令和 元号 ー 年度										項 255		項 256		項 257		項 258		項 259							
※ 令和 元号 ー 年度										※ 平成 元号 ー 年度										※ 令和 元号 ー 年度										項 260		項 261		項 262		項 263		項 264							
※ 令和 元号 ー 年度										※ 平成 元号 ー 年度										※ 令和 元号 ー 年度										項 265		項 266		項 267		項 268		項 269							
※ 令和 元号 ー 年度										※ 平成 元号 ー 年度										※ 令和 元号 ー 年度										項 270		項 271		項 272		項 273		項 274							
※ 令和 元号 ー 年度										※ 平成 元号 ー 年度										※ 令和 元号 ー 年度										項 275		項 276		項 277		項 278		項 279							
※ 令和 元号 ー 年度										※ 平成 元号 ー 年度										※ 令和 元号 ー 年度										項 280		項 281		項 282		項 283		項 284							
※ 令和 元号 ー 年度										※ 平成 元号 ー 年度										※ 令和 元号 ー 年度										項 285		項 286		項 287		項 288		項 289							
※ 令和 元号 ー 年度										※ 平成 元号 ー 年度										※ 令和 元号 ー 年度										項 290		項 291		項 292		項 293		項 294							
※ 令和 元号 ー 年度										※ 平成 元号 ー 年度										※ 令和 元号 ー 年度										項 295		項 296		項 297		項 298		項 299							
※ 令和 元号 ー 年度																																													

項番 4 1 雇用保険加入を確認する資料
労働保険事務組合発行の保険料納入通知書

組様式第7号(甲)

労働保険料等納入通知書 (事業主用)

労働保険 番号	府県	所 掌	管轄	基幹番号	枝番号

委託事業主の住所
氏名 殿

金					万	千	百	十	円
---	--	--	--	--	---	---	---	---	---

上記金額を労働保険料第 期分及び一般拠出金として 年 月 日までに当事務組
合に納入してください。

年 月 日

労働保険事務組合の所在地
名称

算定方法

年度確定				年度概算			
賃金総額		料率	確定保険料	賃金総額		料率	確定保険料
労災	※ 千円		円	労災	※ 千円		円
		1,000				1,000	
特別 加入		1,000		特別 加入		1,000	
雇用		1,000		雇用		1,000	
合計			①	合計			⑥
申告済概算保険料			②	期 別 納 付 額	区分	概算保険料額	各期納付額
差 引 額	充当額		③(② - ①)		全期 第1期	⑦(⑥÷3) 円	⑧(⑦-③又は⑦+⑤) 円
	還付額		④(②-①又は②-①-③)		第2期	⑨(⑥÷3)	⑩
	不足額		⑤(①-②)		第3期	⑪(⑥÷3)	⑫

賃金総額		料率	一般拠出金額
一般 拠出金	※ 千円		円
		1,000	

(注) ※については、労災保険に係る賃金総額の同額を記入下さい。ただし、平成19年3月31日以前に成立した有期事業は、一般拠出金算定対象とはなりませんので、当該有期事業分を差し引いた賃金総額を記入してください。

項番 4 1 雇用保険加入を確認する資料
労働保険事務組合発行の労働保険料領収書

組様式第 8 号

労働保険料領収書

労働保険 番 号	府 県	所 掌	管 轄	基 幹 番 号	枝 番 号

委託事業主の 住 所
氏 名 殿

金			万	千	百	十	円
---	--	--	---	---	---	---	---

上記の金額を受領しました。

内 訳	種 別	受 領 金 額	摘 要
	概 算 保 険 料 全・1・2・3	円	
	確 定 保 険 料		
	追 徴 金		
	延 滞 金		
	計		

領収年月日 平成 年 月 日
労働保険事務組合の

名 称

所在地

記名押印又は署名

代表者



(13.2)

労働保険事務組合発行の労働保険料等領収書

郵便はがき

731

芳蘭保險事務所

組機樣式第16号

勞働保険料等領収書

下記金額を領収いたしました。

平成 年 月 日

[illegible]

- [illegible]

- 項番 4 2 健康保険加入を確認する資料
 項番 4 3 厚生年金保険加入を確認する資料
 社会保険料納入告知額・領収済額通知書（口座振込）

保険料納入告知額・領収済額通知書

ZZZZ9

あなたの本月分保険料額は下記のとおりです。

なお、納入告知書を指定の金融機関に送付しましたから、指定振替日（納付期限）までに振替されるようお願いいたします。

下記の金額を指定の金融機関から口座振替により受領しました。

事業所管理記号	99XXXXX	事業所番号	999999
納付目的年月	××Z9年Z9月	納付期限	××Z9年Z9月Z9日
健康勘定	年金勘定	業務勘定	
健康保険料	厚生年金保険料	児童手当拠出金	
ZZZZZZZZZZ9	ZZZZZZZZZZ9	ZZZZZZZZZZ9	ZZZZZZZZZZ9
合 計	額	¥¥¥¥, ¥¥¥, ¥¥¥9 円	

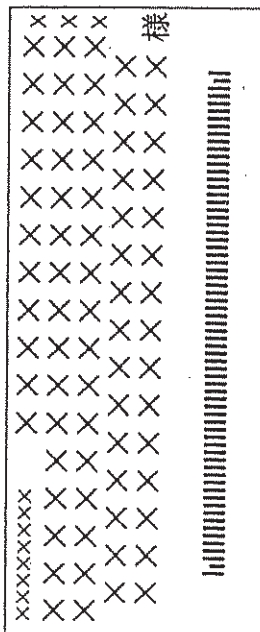
××Z9年Z9月	分	保 険 料	領収日	××Z9年Z9月Z9日
健康勘定		年金勘定		業務勘定
健康保険料		厚生年金保険料		児童手当拠出金
ZZZZZZZZZZ9		ZZZZZZZZZZ9		ZZZZZZZZZZ9
合 計		額	¥¥¥¥, ¥¥¥, ¥¥¥9 円	

××Z9年Z9月Z9日

歳入徴収官

〇〇社会保険事務所長又は
 〇〇社会保険事務局〇〇事務所長

印



あなたがこの納入の告知に不服があるときは健康保険料及び厚生年金保険料に係るものは、社会保険審査会（東京都千代田区霞が関1-2-2厚生労働省庁内）に對して、児童手当拠出金に係るものは社会保険庁（東京都千代田区霞が関1-2-2）に對して、この処分を受けた日の翌日から起算して60日以内に、審査請求をすることができます。

- 項番 4 2 健康保険加入を確認する資料
項番 4 3 厚生年金保険加入を確認する資料
社会保険標準報酬決定通知書

様

平成29年1月から、賞与支払届、月額変更届、月額算定基礎届に対する通知書のレイアウトが変わりました。

通知書は、処理が完了した方の中から順次発送しております。すでにご提出済みの方が今回の通知書に含まれていない場合、処理が完了次第、送付いたします。

健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書

事業所整理記号
事業所番号

被保険者 整理番号	被保険者氏名	※1 適用年月	決定後の標準報酬月額		※1 生年月日	※2 種別
			(健保)	(厚年)		
4						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
15						
19						
20						
21						
22						
23						
25						

※1 元号 S：昭和 H：平成 R：令和
※2 種別 第一種：男性 第二種：女性 第三種：坑内員 特例第一種：男性（基金加入） 特例第二種：女性（基金加入）
特例第三種：坑内員（基金加入）
上記のとおり標準報酬が決定されたので通知します。

令和 年 月 日
日本年金機構理事長 印
(青森年金事務所)

「建設業退職金共済事業加入・履行証明願」記入方法

- ①、② 共済契約者証を見て記入してください。
- ③～⑦ 共済証紙受払簿のそれぞれの欄を見て記入してください。
- ⑧ 大手契約者のみ記入してください。
- ⑨ 決算日及び決算期間を記入してください。
- ⑩ 1. 土 木 工 事 → 土木工事一式
とび・土工・コンクリート工事
舗装工事
しゅんせつ工事
さく井工事
2. 建築・その他 → 建築工事一式他、上記土木工事の
工種以外
3. 下 請 工 事 は { 土木工事・・・上記に同じ
建築・その他・・・上記に同じ
※下請け工事は民間工事の欄に加算
4. 税抜きで記入
- 法人 { 様式3号（税抜きの場合は3号のみ）
様式16号（様式3号が税込みで記入されている場合、確認のため添付）
- 個人 { 様式3号（税抜きの場合は3号のみ）
様式19号（様式3号が税込みで記入されている場合、確認のため添付）

項番 4 4 建設業退職金共済制度の加入を確認する資料
建設業退職金共済事業加入・履行証明書

経営事項審査申請用

建設業退職金共済事業加入・履行証明願

共済事業加入及び共済契約の履行状況を下記により証明願います。

令和 年 月 日

独立行政法人 勤 労 者 退 職 金 共 済 機 構
建 退 共 青 森 県 支 部 長 殿

住 所
申 請 者 名 称
(共済契約者) 代 表 者
電話番号

①共済契約成立年月日	昭和 年 月 日 平成	⑧事務受託者番号
②共済契約者番号	—	⑨決算日及び決算期間 令和 年 月 日 平成 年 月 日～平成 年 月 日
③直前決算日における 被 共 済 者 数	人	⑩工事施工高 (土 木) (建築・その他)
④直前決算日における直近1か年間の 手 帳 更 新 数	冊	公共工事 千円 千円 民間工事 千円 千円
⑤直前決算日における直近1か年間の 証 紙 購 入 額	円	合 計 千円
⑥直前決算日における直近1か年間の 元請から現物で交付を受けた証紙の金額	円	⑪その他
⑦直前決算日における直近1か年間の 下請へ現物で交付した証紙の金額	円	

建設業退職金共済事業加入・履行証明書

上記のとおり相違ないことを証明します。

証 第 号
令和 年 月 日

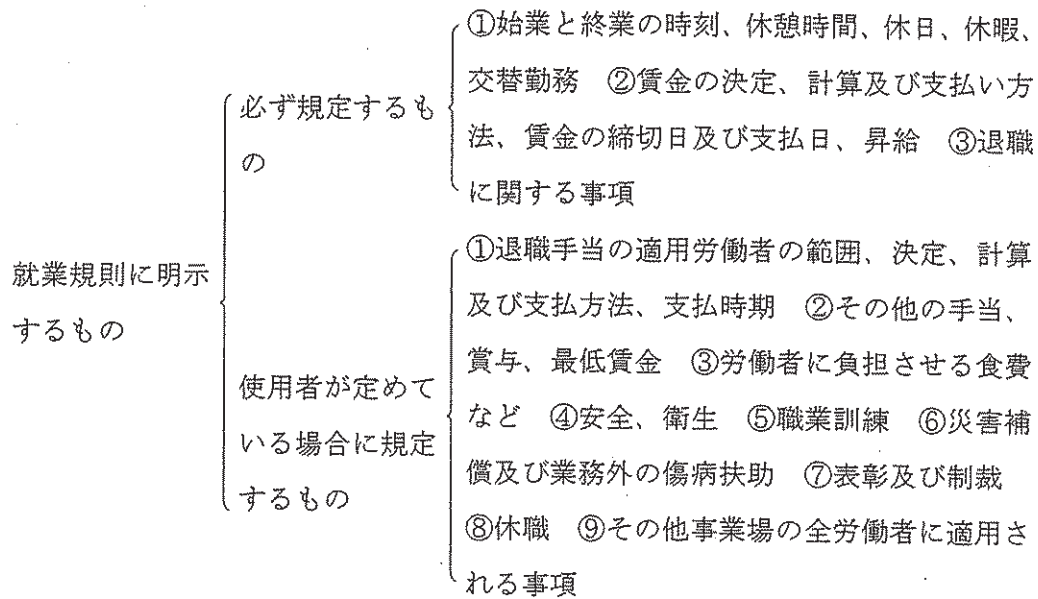
独立行政法人 勤 労 者 退 職 金 共 済 機 構
建 退 共 青 森 県 支 部

支部長

㊟

（就業規則についての留意事項）

1. 就業規則により労働条件を明示するのは次のとおりです。



2. P.58、59の届出書様式により正本1部、写し1部を届出ください。労働者代表の意見書は必ず必要です。

項番 4 5 退職一時金制度の導入を確認する資料
又は企業年金制度の導入を確認する資料
就業規則（変更）届

就業規則（変更）届

年 月 日

労働基準監督署長 殿

今回、別添のとおり当社の就業規則を制定・変更いたしましたので、
意見書を添えて提出します。

主な変更事項

条文	改 正 前	改 正 後

労働保険番号	都道府県	所轄	管轄	基 幹 番 号				枝 番 号		被一括事業番号			
ふりがな 事業場名													
所在地	TEL												
使用者職氏名	印												
業種・労働者数									企業全体 事業場のみ			人 人	

前回届出から名称変更があれば旧名称
また、住所変更もあれば旧住所を記入。

項番 4 5 退職一時金制度の導入を確認する資料
又は企業年金制度の導入を確認する資料
意見書

意見書

年 月 日

殿

年 月 日付をもって意見を求められた就業規則案
について、下記のとおり意見を提出します。

記

[illegible]

労働組合の名称又は労働者の過半数を代表する者の

労働者の過半数を代表する者の選出方法（

職名
氏名

印)

作成事例

退職手当の定めをする場合においては、適用される労働者の範囲、退職手当の決定、計算及び支払の方法並びに退職手当の支払の時期に関する事項が必要である。

〔説明〕

退職手当は、法律上必ず支払わなければならないものではありませんが、これを支払う場合には、退職手当の受給権の内容が確定されるように明確に定めておく必要があります。

① 適用される労働者の範囲

退職手当制度の適用対象とする労働者の範囲を限定する場合には、その範囲を明確に定めておく必要があります。

② 退職手当の決定、計算及び支払の方法

勤続年数、退職事由等の退職手当額決定の要素や、退職手当額の算定方法、一時金で支払うか年金で支払うか又は選択が可能であるか等の支払の方法等を定めておく必要があります。

また、懲戒解雇等に係る退職者について退職手当を不支給ないし減額する場合には、このような給付制限も退職手当の決定・計算の方法ですので就業規則に記載する必要があります。

③ 退職手当の支払の時期

退職手当の支払日について、少なくともいつまでには支払うのかを明らかにしておく必要があります。

規定例（退職手当）

第〇条 退職手当は、勤続期間1年以上で退職又は死亡したとき支給する。

第〇条 1 退職手当は、退職時の基礎賃金に、勤続年数に応じ別表〈略〉の支給率を乗じて、計算した金額とする。

2 従業員が、事業の都合によって退職した場合には、前項の額に1.2を乗じて計算した金額とする。

第〇条 1 退職手当は、支給事由の生じたときから1ヶ月以内に、通貨で直接本人に支給するものとする。

2 本人の書面による申出がなされた場合には、前項の規定にかかわらず、本人の指定する預貯金口座に全額振込むことにより、又は銀行振出小切手、銀行支払保証小切手、郵便為替により支払うことができる。

第〇条 懲戒解雇の場合には、原則として退職手当を支給しない。ただし、諭旨解雇の場合、情状によっては減額の上支給することがある。

項番 4 5 退職一時金制度の導入を確認する資料
又は企業年金制度の導入を確認する資料
中小企業退職金共済事業本部 加入証明書

加 入 証 明 書

共済契約者名

現 住 所

共済契約者番号

契約成立年月日

上記の者は中小企業退職金共済法に基づく退職金共済契約者であることを証明します。

令和 年 月 日

発 行 者

東京都豊島区東池袋 1 丁目 2 4 番 1 号

独立行政法人

勤労者退職金共済機構

中小企業退職金共済事業本部長



項番 4 5 退職一時金制度の導入を確認する資料
又は企業年金制度の導入を確認する資料
特定退職金共済制度退職金共済証

特定退職金共済制度 退職金共済証				
共済契約者名	アベリツツシツシツシツシツシツシツ			
被共済者番号	被共済者氏名			
加入日	年	月	日	加入口数
				掛金月額
				円
本制度に加入した証として本証を交付いたします。 作成日 年 月 日 特定退職金共済団体 団体番号 511820 青森県青森市本町2-9-17 青森県中小企業会館内 青森県中小企業団体中央会				

基金一事業所 厚生年金基金 加入員報酬標準給与決定通知書

(この通知書のことでは不服があるときなど)
この通知書のことではわからないことがあるときは、まず基金でお尋ねください。
また、この通知書の決定に不服があるときはこの通知書を受けとった日の翌日から60日以内に文書または口頭で、地方社会保険事務局内の社会保険審査官に審査請求をすることができます。

③

項番 4 5 退職一時金制度の導入を確認する資料
又は企業年金制度の導入を確認する資料
確定拠出年金運営管理機関の発行する加入証明書

証明番号第 号

事業所名

殿

加 入 証 明 書

貴事業所は、確定拠出年金法（平成 1 3 年法律第 8 8 号）第 4 条の規定により承認を受けた、確定拠出年金企業型年金実施事業所であることを証明します。

東北厚生局承認日：平成 年 月 日

承認番号：

企業型年金実施日：平成 年 月 日

平成 年 月 日

確定拠出年金運営管理機関（登録番号 6 8）

登録日：平成 年 月 日

株式会社〇〇銀行

取締役頭取〇〇〇〇

項番 4 6 法定外労働災害補償制度の加入を確認する資料
建設労災補償共済制度加入証明書

建設労災補償共済制度
加入証明書

この加入証明書は建設業者が発注官公庁等に提示するものです。

共済契約種類 年間完成工事高契約

共済契約者 虎ノ門建設株式会社

代表取締役 虎ノ門 一郎 様

共済契約番号 902999999

共済金区分 1,000 万円

補償開始日 平成 14 年 4 月 1 日

契約開始日 平成 14 年 4 月 1 日

契約終了日 平成 15 年 3 月 31 日

補償対象 共同企業体及び海外工事を除く
全工事現場を補償します。

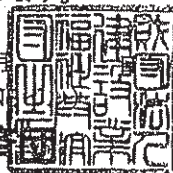
共同企業体を
除く完成工事高 100,000 千円
掛金額 38,000 円

上記のとおり加入していることを証明します。

作成日 平成 14 年 4 月

東京都港区虎ノ門1-22-15 (虎ノ門N)

財団法人 建設業福祉共済



項番 4 6 法定外労働災害補償制度の加入を確認する資料
(一社) 全国建設業労災互助会加入証明書兼領収書

郵便はがき

-

殿

平成 年 月 日 領収

社団法人 全国建設業労災互助会加入証明書兼領収証 No. 062665

互助会加入期間	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日	納	☐ 直 領 ☐ 下 請	
年間会費 及び負担金	円	領 収 書	政府労災保険 特別加入者	人
分割払の場合 (回払)	円		政府労災保険 未加入者 (後遺障害)	人
補償内容	☐ 死亡、後遺障害 1級～3級まで担保 ☐ 死亡、後遺障害 1級～(7)級まで担保 ☐ 通災担保	口数	口	

上記金額を全国建設業労災互助会費及び負担金として領収いたしました。互助会定款及び規約により貴殿を会員として認め、本証を以って加入証明書といたします。

〒101 東京都千代田区神田高山町 8 番地 アツミビル5階
TEL 03-3256-0506(代表)

社団法人 全国建設業労災互助会

印 紙
不 要

● 公共機関に対する労災上積み補償制度加入証明書については本証写をご提出下さい。

項番 4 6 法定外労働災害補償制度の加入を確認する資料
労働災害補償証券

契約者住所		氏名		彼の種類 労働災害総合保険		証券番号		整理番号	
				継続事業 (年間)		保険期間 平成 年 月 日 午後 4時から 平成 年 月 日 午後 4時まで 133日間		事故時の ご連絡先 夜間・休日の連絡はTEL 0120-11-3103	
				契約方式		取扱代理店 当社 総島支店		営業店 1270	
ご連絡先				被保険者 契約者の氏名に同じ					
事 場				契約種類					
名 所 在 地				法定外補償率					
事業種類				法定外補償 規定の有無					
補償の対象				使用形態 1. 常勤 2. 非常勤 3. パートタイム 4. 下請 5. 法定外補償の上乗せ加付 6. 災害発生時の法定外補償の上乗せ加付					
加入者 給付基礎日額 2 円 14 給付基礎日額				法定外補償率 100.00%					
保険料算出の基礎				法定外補償率 100.00%					
増 引				法定外補償率 100.00%					
特約事項				下請負人担保特約					
その他証券記載事項				備考					
				支払方法					
				支払期日					
				暫定合計 21,530円					
				初回保険料					
				証券作成年月日 平成 6年 2月 7日					
				証券作成地 東京					
				証券番号 53-0530					
				R30P 13(1)					

○特約事項等に以下の記載があることを確認してください。

- ・業務災害と通勤（出勤と退勤両方）災害を担保している。
- ・死亡及び労働災害補償保険の傷害等級第1級から第7級を補償（業務起因性疾患は対象外）している。
- ・直接の使用関係にある下請負人の直接使用関係にある職員すべてを対象としている。

QY (80.68)

項番 49 防災協定の締結を確認する資料
防災協定に関する証明書

防 災 協 定 に 関 す る 証 明 書			
(経 営 事 項 審 査 用)			
許 可 番 号			
所 在 地			
商号又は名称			
代 表 者			
上記の者は平成20年1月31日付けで青森県知事との間で締結した「大規模災害時における応急対策業務に関する協定」に基づいて、災害応急対策活動等に従事する者であることを証明する。✓			
記			
審査基準日	令和	年	月 日 現在
	令和	年	月 日
一般社団法人 青森県建設業協会 〇〇支部長 (会長)			

※一般社団法人青森県建設業協会の各支部長名（東青支部、西地方支部、中弘支部、南黒支部、北五支部、上北支部、下北支部、三八支部）での発行も可。

項番 5 2 監査の受審状況を確認するための書類
監査証明の例

独立監査人の監査報告書

令和×年×月×日

〇〇株式会社 取締役会御中

〇〇 監査法人

公認会計士 〇〇〇〇 印

当監査法人は、会社法第436号第2項第1号（金融商品取引法第193条の2）の規定に基づく監査証明を行うため、〇〇株式会社の平成×年×月×日から平成×年×月×日までの第×期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は当該監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

① 無限定適正意見の文例

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

② 限定付適正意見の文例

会社は、・・・・・・について、・・・・・・の計上を行っていない。我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従えば・・・・・・を計上する必要がある。この結果、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ〇〇百万円過大に、当期純利益は〇〇百万円過大に表示されている。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、上記の除外事項を除き、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

③ 不適正意見の文例

会社は、・・・・・・について、・・・・・・の計上を行っていない。我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従えば・・・・・・を計上する必要がある。この結果、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ〇〇百万円過大に、当期純利益は〇〇百万円過大に表示されている。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、上記の除外事項が計算書類及び附属明細書に与える影響の重要性にかんがみ、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況を適正に表示していないものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

項番５２ 監査の受審状況を確認するための書類
会計参与報告書の文例

令和×年×月×日

会計参与報告

〇 〇株式会社 会計参与 〇〇〇〇 印

- 1 私と〇〇株式会社は、会計参与の職務の実施に関して下記の合意をした。
 - (1) 会社は私に対し、計算書類及びその附属明細書（以下「計算関係書類」という。）作成のための情報を適時に提供し、私は会社の業務、現況十分理解して取締役と共に
同して計算関係書類を作成すること
 - (2) 会社は申述書を私に提出すること
 - (3) 私が業務上知り得た会社及びその関係者の秘密を他に漏らし、又は盗用してはならないこと。
 - (4) 計算関係書類及び会計参与報告の閲覧・交付の請求に当たっては、株主及び債権者に対し、あらかじめ会社には閲覧・交付の請求をすることが必要である旨を明らかにする適切な方法を会社が講ずること
- 2 私が〇〇株式会社の経理担当の取締役の〇〇〇〇氏と共同して作成した書類
〇 〇株式会社の令和×年×月×日から令和×年×月×日までの第×期事業年度の計算関係書類。
- 3 計算関係書類の作成のための基本となる事項
 - (1) 試算の評価基準及び評価方法
 - (2) 固定資産の減価償却の方法
 - (3) 引当金の計上基準
 - (4) 収益及び費用の計上基準
 - (5) その他計算関係書類の作成のための基本となる重要な事項
- 4 計算関係書類の作成のために用いた資料の種類その他計算関係書類の作成の過程及び方法は次のとおりである。
総勘定元帳、各種補助簿、棚卸表等
総勘定元帳等は取締役の責任で作成し、私は「会計参与の行動指針」に従って取締役と共同して計算関係書類を作成した。
- 5 計算関係書類の作成のために行った報告の徴収及び調査の結果
不良資産、陳腐化棚卸資産についての報告を聴取した結果、これらについては適切な処理が行われており、また簿外債務はない旨の回答を得た。また調査を実施すべき事態は生じなかった。
- 6 私が計算関係書類の作成に際して取締役〇〇〇〇氏及びその補助者である経理部門担当者
と協議した主な事項は次のとおりである。
研究開発費の会計処理
有価証券の時価評価の方法

以上

項番 5 2 監査の受審状況を確認するための書類
経理処理の適正を確認した旨の書類

様式第 2 号

(用紙 A 4)

経理処理の適正を確認した旨の書類

私は、建設業法施行規則第 18 条の 3 第 3 項第 2 号の規定に基づく確認を行うため、
.....の令和 年 月 日から令和 年 月 日までの第 期事業年度に
おける計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表
について、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計
の慣行をしん酌され作成されたものであること及び別添の会計処理に関する確認項目の
対象に係る内容について適正に処理されていることを確認しました。

建設業者の商号又は名称、確認
の対象となる決算期の期間と
期を記入

以下の資格を持つ者が自筆
により記入する。

- ①公認会計士及び税理士
- ② 1 級登録経理試験に合格
した者

商号又は名称
所属・役職

氏 名

以上

項番 5 2 関係 経理処理の適正を確認する際の確認項目（経審申請時は添付不要）

建設業の経理が適正に行われたことに係る確認項目

項目	内容
全体	前期と比較し概ね 20 % 以上増減している科目についての内容を検討する。特に次の科目については、詳細に検証し不適切なものが含まれていないことを確認した。 受取手形、完成工事未収入金等の営業債権 未成工事支出金等の棚卸資産 貸付金等の金銭債権 借入金等の金銭債務 完成工事高、兼業事業売上高 完成工事原価、兼業事業売上原価 支払利息等の金融費用
預貯金	残高証明書又は預金通帳等により残高を確認している。
金銭債権	営業上の債権のうち正常営業循環から外れたものがある場合、これを投資その他の資産の部に表示している。
	営業上の債権以外の債権でその履行時期が 1 年以内に到来しないものがある場合、これを投資その他の資産の分に表示している。
	受取手形割引額及び受取手形裏書譲渡額がある場合、これを注記している。
貸倒損失 貸倒引当金	法的に消滅した債権又は回収不能な債権がある場合、これらについて貸倒損失を計上し債権金額から控除している。
	取立不能のおそれがある金銭債権がある場合、その取立不能見込額を貸倒引当金として計上している。
	貸倒損失・貸倒引当金繰入額等がある場合、その発生の態様に応じて損益計算上区分して表示している。
有価証券	有価証券がある場合、売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式、その他有価証券に区分して評価している。
	売買目的有価証券がある場合、時価を貸借対照表価額とし、評価差額は営業外損益としている。
	市場価格のあるその他有価証券を多額に保有している場合、時価を貸借対照表価額とし、評価差額は洗替方式に基づき、全部純資産直入法又は部分純資産直入法により処理している。
	時価が取得価格より著しく下落し、かつ、回復の見込みがない市場価格のある有価証券（売買目的有価証券を除く。）を保有する場合、これを時価で評価し、評価差額は特別損失に計上している。
	その発行会社の財政状態が著しく悪化した市場価格のない株式を保有する場合、これについて相当の減額をし、評価差額は当期の損失として処理している。

項目	内容
棚卸資産	原価法を採用している棚卸資産で、時価が取得原価より著しく低く、かつ、将来回復の見込みがないものがある場合、これを時価で評価している。
未成工事支出金	発注者に生じた特別の事由により施工を中断している工事で代金回収が見込めないものがある場合、この工事に係る原価を損失として計上し、未成工事支出金から控除している。
	施工に着手したものの、契約上の重要な問題等が発生したため代金回収が見込めない工事がある場合、この工事に係る原価を損失として計上し、未成工事支出金から控除している。
経過勘定等	前払費用と前払金、前受収益と前受金、未払費用と未払金、未収収益と未収金は、それぞれ区別し、適正に処理している。
	立替金、仮払金、仮受金等の項目のうち、金額の重要なもの又は当期の費用又は収益とすべきものがある場合、適正に処理している。
固定資産	減価償却は経営状況により任意に行うことなく、継続して規則的な償却を行っている。
	適用した耐用年数等が著しく不合理となった固定資産がある場合、耐用年数又は残存価額を修正し、これに基づいて過年度の減価償却累計額を修正し、修正額を特別損失に計上している。
	予測することができない減損が生じた固定資産がある場合、相当の減額をしている。
	使用状況に大幅な変更があった固定資産がある場合、相当の減額の可能性について検討している。
	研究開発に該当するソフトウェア制作費がある場合、研究開発費として費用処理している。
	研究開発に該当しない社内利用のソフトウェア制作費がある場合、無形固定資産に計上している。
	遊休中の固定資産及び投資目的で保有している固定資産で、時価が50%以上下落しているものがある場合、これを時価で評価している。
	時価のあるゴルフ会員権につき、時価が50%以上下落しているものがある場合、これを時価で評価している。
	投資目的で保有している固定資産がある場合、これを有形固定資産から控除し、投資その他の資産に計上している。
繰延資産	資産として計上した繰延資産がある場合、当期の償却を適正に行っている。
	税法固有の繰延資産がある場合、投資その他の資産の部に長期前払費用等として計上し、支出の効果の及ぶ期間で償却を行っている。

項目	内容
金銭債務	金銭債務は網羅的に計上し、債務額を付している。
	営業上の債務のうち正常営業循環から外れたものがある場合、これを適正な科目で表示している。
	借入金その他営業上の債務以外の債務でその支払期限が1年以内に到来しないものがある場合、これを固定負債の部に表示している。
未成工事受入金	引渡前の工事に係る前受金を受領している場合、未成工事受入金として処理し、完成工事高を計上していない。ただし、工事進行基準による完成工事高の計上により減額処理されたものを除く。
引当金	将来発生する可能性の高い費用又は損失が特定され、発生原因が当期以前にあり、かつ、設定金額を合理的に見積ることができるものがある場合、これを引当金として計上している。
	役員賞与を支給する場合、発生した事業年度の費用として処理している。
	損失が見込まれる工事がある場合、その損失見込額につき工事損失引当金を計上している。
	引渡を完了した工事につき瑕疵補償契約を締結している場合、完成工事補償引当金を計上している。
退職給付債務 退職給付引当金	確定給付型退職給付制度（退職一時金制度、厚生年金基金、適格退職年金及び確定給付企業年金）を採用している場合、退職給付引当金を計上している。
	中小企業退職金共済制度、特定退職金共済制度及び確定拠出型年金制度を採用している場合、毎期の掛金を費用処理している。
その他の引当金	将来発生する可能性の高い費用又は損失が特定され、発生原因が当期以前にあり、かつ、設定金額を合理的に見積ることができるものがある場合、これを引当金として計上している。
	役員賞与を支給する場合、発生した事業年度の費用として処理している。
	損失が見込まれる工事がある場合、その損失見込額につき工事損失引当金を計上している。
	引渡を完了した工事につき瑕疵補償契約を締結している場合、完成工事補償引当金を計上している。
法人税等	法人税、住民税及び事業税は、発生基準により損益計算書に計上している。
	法人税等の未払額がある場合、これを流動負債に計上している。
	期中において中間納付した法人税等がある場合、これを資産から控除し、損益計算書に表示している。
消費税	決算日における未払消費税等（未収消費税等）がある場合、未払金（未収入金）又は未払消費税等（未収消費税等）として表示している。

項目	内容
税効果会計	繰延税金資産を計上している場合、厳格かつ慎重に回収可能性を検討している。
	繰延税金資産及び繰延税金負債を計上している場合は、その主な内訳等を注記している。
	過去3年以上連続して欠損金が計上されている場合、繰延税金資産を計上していない。
純資産	純資産の部は株主資本と株主資本以外に区分し、株主資本は、資本金、資本剰余金、利益剰余金に区分し、また、株主資本以外の各項目は、評価・換算差額等及び新株予約権に区分している。
収益・費用の計上 (全般)	収益及び費用については、一会計期間に属するすべての収益とこれに対応するすべての費用を計上している。
	原則として、収益については実現主義により、費用については発生主義により認識している。
工事収益・ 工事原価	適正な工事収益計上基準（工事完成基準、工事進行基準、部分完成基準等）に従っており、工事収益を恣意的に計上していない。
	引渡の日として合理的であると認められる日（作業を終了した日、相手方の受入場所へ搬入した日、相手方が検収を完了した日、相手方において使用収益ができることとなった日等）を設定し、その時点において継続的に工事収益を計上している。
	建設業に係る収益・費用と建設業以外の兼業事業の収益・費用を区分して計上している。ただし、兼業事業売上高が軽微な場合を除く。
	工事原価の範囲・内容を明確に規定し、一般管理費や営業外費用と峻別のうえ適正に処理している。
工事進行基準	工事進行基準を適用する工事の範囲（工期、請負金額等）を定め、これに該当する工事については、工事進行基準により継続的に工事収益を計上している。
	工事進行基準を適用する工事の範囲（工期、請負金額等）を注記している。
	実行予算等に基づく、適正な見積り工事原価を算定している。
	工事原価計算の手続きを経た発生工事原価を把握し、これに基づき合理的な工事進捗率を算定している。
	工事収益に見合う金銭債務「未成工事受入金」を減額し、これと計上した工事収益との減額がある場合、「完成工事未収入金」を計上している。
受取利息配当金	協同組合から支払いを受ける事業分量配当金がある場合、これを受取利息配当金として計上していない。
支払利息	有利子負債が計上されている場合、支払利息を計上している。

項目	内容
J V	共同施工方式の J Vに係る資産・負債・収益・費用につき、自社の出資割合に応じた金額のみを計上し、J V全体の資産・負債・収益・費用等、他の割合による金額を計上していない。
	分担施工方式の J Vに係る収益につき、契約金額等の自社の施工割合に応じた金額を計上し、J V全体の施工金額等、他の金額を計上していない。
	J Vを代表して自社が実際に支払った金額と協定原価とが異なることに起因する利益は、当期の収益または未成工事支出金のマイナスとして処理している。
個別注記表	重要な会計方針に係る事項について注記している。 資産の評価基準及び評価方法 固定資産の減価償却の方法 引当金の計上基準 収益及び費用の計上基準
	会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記している。
	当期において会計方針の変更等があった場合、その内容及び影響額を注記している。

項番 5 5 研究開発の状況を確認するための書類

注記表

様式第十七号の二（第四条、第十条、第十九条の四関係）

（用紙 A 4）

注 記 表
自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日

（会社名）

注

- 1 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況
- 2 重要な会計方針
 - (1) 資産の評価基準及び評価方法
 - (2) 固定資産の減価償却の方法
 - (3) 引当金の計上基準
 - (4) 収益及び費用の計上基準
 - (5) 消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法
 - (6) その他貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、注記表作成のための基本となる重要な事項
- 3 貸借対照表関係
 - (1) 担保に供している資産及び担保付債務
 - ① 担保に供している資産の内容及びその金額
 - ② 担保に係る債務の金額
 - (2) 保証債務、手形遡及債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務等の内容及び金額
 - (3) 関係会社に対する短期金銭債権及び長期金銭債権並びに短期金銭債務及び長期金銭債務
 - (4) 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権及び金銭債務
 - (5) 親会社株式の各表示区分別の金額
- 4 損益計算書関係
 - (1) 工事進行基準による完成工事高
 - (2) 「売上高」のうち関係各社に対する部分
 - (3) 「売上原価」のうち関係会社からの仕入高
 - (4) 関係会社との営業取引以外の取引高
 - (5) 研究開発費の総額（会計監査人を設置している会社に限る。）
- 5 株主資本等変動計算書関係
 - (1) 事業年度末日における発行済株式の種類及び数
 - (2) 事業年度末日における自己株式の種類及び数
 - (3) 剰余金の配当
 - (4) 事業年度末において発行している新株予約権の目的となる株式の種類及び数
- 6 税効果会計
- 7 リースにより使用する固定資産

ここに記載されている金額を、項番 5 3「研究開発の額」欄へ。改正前の様式で財務諸表を作成している場合は、有価証券報告書を提示すること。

項番 5 6 建設機械の所有及びリース台数
売買契約書 見本

建設機械売買契約書

買主

(以下甲という)と売主

(以下乙という)との間

下記条項により建設機械の売買契約を締結する。

記

第1条 乙は甲に対し下記建設機械(以下本件機械という)を次条以下の約定をもって売渡し、甲はこれを買受けた。

製造者名		台数	台
名称及型式			
製造番号			
使用並保管場所			

第2条 本件機械の売買代金は金_____円也、制課手数料金_____円也、消費税_____円也、以上合計額金_____円也と定め、甲はその代金を乙に対し、平成_____年_____月_____日限り現金にて乙に持参又は送金の上支払うものとする。

第3条 本件機械の所有権は甲が前条の売買代金を完済したときに乙より甲に移転するものとし、それまで所有権は乙に留保する。

第4条 甲は本件機械の搬送、設置、性能、その他を点検検査して、すべて確認の上引渡をうけるものとする。よって甲は乙に対し瑕疵何らの異議を唱へないものとする。

第5条 乙は本件機械引渡後における該機械の破損等の保証については一切その責任を負わないものとする。

第6条 甲は本件機械の売買代金を完済するまで第1条に定める使用並に保管場所において使用するものとする。使用並に保管場所を変更するときは、あらかじめその旨を書面をもって乙に通知し、乙より書面による承諾を得なければならない。

第7条 甲が本契約に違反したときは、乙は甲に対し何ら通知催告をなくして、直ちに本契約を解除できるものとし、甲は返還なく本件機械を乙の営業所に持参の上引渡すものとする。

第8条 本契約に定めない事項については必要の範囲で甲乙協議の上取決めるものとする。

第9条 本契約上より生ずる一切の訴訟については_____とすることに甲、乙合意した。

本契約を証するため本書二通を作成し各自記名捺印の上各一通を保存する。

平成_____年_____月_____日

甲 住 所

乙

社 名

代 表 者

通称保証人(住所)

(氏名)

(職業)

資料・その他

98

項番 5 6 建設機械の所有及びリース台数
リース契約書 見本

リース契約書

契約No. _____
年 月 日

借主(甲) _____
連帯保証人 _____

貸主(乙) _____

上記の者は次の通りリース契約を締結し、その証として本書2通を作成し、各自記名(署名)捺印の上、甲、乙が各1通を保有します。

第1条(リース物件)
乙は、契約第1条(以下条という) (7) 記載の押押定済の貸主(以下貸主という) から、条(1) 記載の押押定済のリース物件(以下本物件という) を買受けて甲にリース(賃貸) し、甲は本物件を借り受けます。

第2条(リース期間)
①リース期間は条(2) 記載の通りとします。
②甲は、本契約の締結日からリース期間が満了するまでの間、本契約を解除することはできません。

第3条(リース料)
甲は、条(3) 記載のリース料を、条(4) 記載の支払条件に従い乙に支払います。

第4条(前払リース料)
①甲は、条(5) 記載の前払リース料を、条(8) 記載の支払日に乙に支払います。
②前払リース料は無利息とし、又、条(5) 記載のリース料の支払期日が到来した場合、自動的にそのリース料に充てられるものとします。なお、甲は、前払に充てるべき額を減額し、前払リース料の支払いをもってリース料その他の債務の履行を免れることはできません。
③甲又は連帯保証人が破産手続等の一にでも該当した場合、乙は、前項の規定に拘らず、且つ、事前の意思表示を要しない以前払リース料をもって任意にリース料その他の甲に対する債権の全部又は一部に充てることができるものとします。

第5条(本物件の引渡)
①本物件の引渡予定日及び引渡場所はそれぞれ条(6) 及び(8) 記載の通りとします。
②甲は、本物件の搬入を受けたときは、甲の費用で引渡予定日より本物件を検査し、瑕疵のないことを確認の上、検査完了日を記載したリース物件引渡受領書を乙に交付します。本物件の引渡は、リース物件引渡受領書の交付をもって検査完了日に充てられたものとします。以後乙は、その引渡責任を負いません。
③甲は、本物件の搬入を受けた時から、前項による引渡を完了するまで、善良な管理者の注意をもって乙のために本物件を保管します。

④貸主若しくは連帯保証者の都合、運送中の事故、その他乙に故意又は重大な過失が認められない等理由によって、本物件の引渡が遅延し又は不能となった場合は、乙はその責任を負いません。この場合、甲及び乙は、第1項の引渡予定日の変更等について協議します。
⑤甲が本物件の引渡を不能に陥り又は遅延したときは、乙は催告を要しなく本契約を解除することができます。

第6条(本物件の瑕疵)
①瑕疵による引渡を完了した本物件について、瑕疵、仕様、品質、性能、用途及び本物件に関するソフトウェア等に瑕疵があった場合並びに本物件の選択又は決定に際して甲に瑕疵があった場合においても、乙は瑕疵担保責任、その他一切の責任を負いません。
②前条第4項の場合又は前項の場合、甲は、甲が受けた損害の賠償等について、乙と乙の間に直接これを解決します。なお、この場合において甲が賠償に乙に請求したときは、乙は、乙に対して有する損害賠償請求権を甲に譲渡する手続をとる等により甲に協力します。但し、甲は、乙に対して権利を行使する場合においても、リース料の支払い、その他本契約に基づき一切の債務の履行を免れることはできません。
③第1項の場合に、甲が条(8) 記載の瑕疵調査金を乙に支払い、その他本契約に基づき一切の債務を履行したときは、本契約は終了し、乙は、甲が瑕疵に因りて受けた場合、乙と乙の本物件売買契約上の乙の地位を甲に譲渡する手続をとります。但し、前項及び前項の場合、乙は乙の履行能力及び瑕疵に因る瑕疵の存在を担保しません。

第7条(所有権の移転及び使用、保守管理)
①乙は、本物件に乙が所有権を有する旨の保証を貼付することができるものとします。又、甲は乙が要求したときは、乙の所有権移転を貼付します。甲は、リース期間中、この保証の貼付を維持します。
②甲は、甲の業務のために条(8) 記載の瑕疵調査金にて本物件を善良な管理者の注意をもって、本条の使用目的に従って使用し、又、本物件の保守管理及び使用に際しては関係法令及び官公庁の規程、指示、指導等遵守します。甲は、本物件が常に良好な使用状態及び機能を保つよう保守、点検、整備等を行い、又、本物件が損壊したときは、その取扱いの如何を問わず、速やかに本物件を修繕します。本物件の保守、点検、整備、修繕等の費用は全て

99

資料・その他

項番 5 6 建設機械の所有及びリース台数
特定自主検査記録表 見本

厚生労働省安全衛生部安全課監修

3 年 間 保 存

特定自主検査記録表

証明書
発行日 年 月 日

証明書
発行No

標準No

メーカー名		管理番号		使用者住所 氏名又は名称	
型 式		走行距離		機械管理者氏名	
性 能		アワメーター		検査業者登録番号	
製造 車体番号		車検有効期間		検査業者又は事業者 住所氏名又は名称	責任者
検査実施場所		検査年月日	年 月 日	検査者 氏 名	
区分	No	検査箇所	検査内容	検査方法	検査結果 良 不良
ブ	1	ブーム	第1 第2 第3 第4 曲がり、ねじれ、打こん、局部的へこみ、密接部のき裂・損傷	目視、探傷器	

機械によって、様式が異なります。

労働安全衛生法に基づき義務づけられているもので、車検とは異なりますのでご注意ください。

詳しくは、機械の購入先や（公社）建設荷役車両安全技術協会（建荷協）青森支部

（電話 017-765-5432）へご確認ください。

移動式クレーン検査証

評価対象は「移動式クレーン」のみ「クレーン」（固定式クレーン）は対象外

様式第21号（第59条関係）

（表面）

第 号 移動式クレーン検査証			
製造検査又は使用検査申請者名及び住所			
設 置 地			
事 業 の 名 称			
種 類 及 び 型 式			
つり上げ荷重 t			
製造検査又は使用検査の刻印番号			
有 効 期 間	検査者印	有 効 期 間	検査者印
年 月 日から 日まで		年 月 日から 日まで	
年 月 日から 日まで		年 月 日から 日まで	
年 月 日から 日まで		年 月 日から 日まで	
年 月 日から 日まで		年 月 日から 日まで	
年 月 日 都道府県労働局長 印			

（裏面）

日 付	記 事	欄	検査者印
月 年 日			
月 年 日			
月 年 日			
月 年 日			
月 年 日			
月 年 日			
月 年 日			
月 年 日			
月 年 日			
月 年 日			

審査基準日が有効期間内に含まれること

項番 5 6 建設機械の所有及びリース台数
特定自主検査実施時期証明書 見本

※新車で購入時に、購入先より発行されるものです。

特定自主検査実施時期証明書

弊社製建設機械は、弊社の性能基準に基づき完成・出荷検査を実施し、出荷
標章（新車のみ使用できる）を貼付後、貴社へ納入したものです。
よって労働安全衛生法第45条第2項による特定自主検査は下記期限までに実
施すれば良いことを証明致します。

この機械の第1回検査期間は 年 月です。

特定自主検査は国の定めた資格を有するものでなければ実施できません。
事業内検査の場合を除き、労働大臣、または都道府県労働基準局長に登録済
のコマツの検査業者にご依頼ください。

証明者 印

車両型式	製造番号	御客様名
機械納入年月	御住所	

特定自主検査実施経歴書

	実施年月日	標章番号	検査業者名	検査業者登録番号	検査者名
1回	年 月 日				
2回	年 月 日				
3回	年 月 日				
4回	年 月 日				
5回	年 月 日				
6回	年 月 日				

項番82 登録基幹技能者を確認するための書類
登録基幹技能者講習修了証

様式第二十五号の八（第十八条の八関係）

(表面)

(登録基幹技能者講習の種目)講習修了証

※ここに基幹技能者の実務を有する業種名が表示される。ここに記載された業種で経審の申請があった場合のみ加点評価される。

氏名
(生年月日 年 月 日)

この者は、建設業法施行規則第18条の3第2項第2号の登録基幹技能者講習を修了した者であることを証します。

修了年月日 年 月 日

(登録基幹技能者講習実施機関の名称) 印
(登録番号 第 番)

53.92ミリメートル以上
54.03ミリメートル以下

30.00ミリメートル
24.00ミリメートル

写真

修了年月日が審査基準日以前であるもの

85.47ミリメートル以上
85.72ミリメートル以下

(裏面)

備考	

備考
1 材質は、プラスチック又はこれと同等以上の耐久性を有するものとする。

項番 8 2 レベル 3 技能者又はレベル 4 技能者を確認するための書類
能力評価（レベル判定）結果通知書

能力評価（レベル判定）結果通知書

技能者氏名 殿

能力評価（レベル判定）の結果、貴殿を鉄筋技能者レベル 3 として認定します。

【申請者氏名】	建設 太郎
【技能者 I D】	12345678901234
【生年月日】	〇〇年〇月〇日
【職種(呼称)】	鉄筋
【評価年月日】	2020 年 12 月 6 日
【評価結果】	レベル 3

2020 年 12 月 6 日
鉄筋技能者能力評価実施機関

項番 8 2 技術者が取得したCPD単位数を確認するための書類

CPD単位取得実績証明書の例

(一社) 全国土木施工管理技士会連合会

継続学習制度(CPDS)学習履歴証明書

発行年月日

申請日	
証明日 と証明期間	2020年12月31日(2020年1月1日~2020年12月31日) (証明日より前 1 年間の学習履歴を証明します。)
会社名	
会社住所	
TEL/FAX	

申請のあった上記表中の会社に所属する表-1の者の
証明日より前 1 年間のCPDS学習履歴を証明します。

(一社) 全国土木施工管理技士会連合会

表-1

CPDS 加入者名 (加入者番号)	資格名称	資格番号	取得ユニット数						
			社内研修 のユニット 数(A)	社内研修 を除いた ユニット数 (B)	(B)の推奨単位※		合計取得 ユニット数 (C=A+B)	(C)の推奨単位※	
					標準 ユニット (20unit)	優良 ユニット (30unit)		標準 ユニット (20unit)	優良 ユニット (30unit)
合 計			unit	unit				unit	

※行政機関で指定がない場合には(C)または(C)の推奨単位の標準ユニットが基準となります。
標準ユニット欄、優良ユニット欄は括弧内のユニット数以上取得している場合「取得」と表示されます。
※資格名称・番号については自己申告であり(一社)全国土木施工管理技士会連合会は確認を行っていません。

職 員 の 常 勤 確 認 に つ い て

平成18年7月1日施行
平成23年4月1日改定
平成24年7月1日改定
平成28年4月1日改定
令和元年5月1日改定
令和3年4月1日改定
令和4年4月1日改定

技術職員等の常勤確認については、経営事項審査では「**審査基準日以前に6ヶ月を超える恒常的雇用関係がある者**」、技術者登録では「登録日以前に3ヶ月以上の直接的かつ恒常的雇用条件がある者」が対象となります。

技術職員等の「常勤確認資料一覧」

(技術職員名簿、CPD単位を取得した技術者名簿、技能者名簿及び建設業に従事するその他職員等確認票並びに技術者登録)

○被雇用者の場合

原則として「雇用保険被保険者資格喪失届」及び「社会保険の標準報酬決定通知書・資格取得確認通知書」で確認します。

ただし、保険加入の適用除外などの理由で上記資料の提出が困難な場合は、原則として「雇用保険被保険者資格喪失届」及び下記一覧のうち優先順位2Bから6までのいずれか1つの資料を提出してください。

なお、同じ優先順位の資料2つでは認められません。

※「★」マークの条件は、経営事項審査に係る技術職員の事前確認のみに適用されます。

※下記の書類は必ず提出時に**原本から直接コピーしたものを提出し、用紙の中心にコピーするように(コピーした内容が欠けていないか注意)してください。**また、**個人番号(マイナンバー)が記入されている場合、黒塗り(原本に付箋紙を貼ってコピー等)してください。**

優先順位	種 類	適 用
1	雇用保険被保険者資格喪失届 (雇用保険資格喪失確認通知書) ※個人番号(マイナンバー)が記入されている場合、黒塗り(原本に付箋紙を貼ってコピー等)すること	・原則として、被保険者区分が「1又は9一般」、「4又は5高年齢」に限る。 ★資格取得日から審査基準日までの期間が6ヶ月超であること ・ただし「有期契約労働者」「3短期間」の場合については、審査基準日(登録日)を基準として、被保険者となってから1年以上経過しているものは可。 ・基準日の後に離職した者については、「雇用保険資格喪失確認通知書」を提出してください。
2	社会保険の標準報酬決定通知書	・直近のもの
	A 社会保険の資格取得確認通知書 (資格を取得した被保険者の届出を受けて発行される通知書)	・算定基礎届提出後の雇用者分 ★資格取得日から審査基準日までの期間が6ヶ月超であること
	B 住民税特別徴収税額通知書	・事業所名の記載があるもの ・直近のもの
3	健康保険証 ・全国健康保険協会 (協会けんぽ) ・国民健康保険組合 (同業者の地域健保組合) ・組合管掌健康保険組合 (会社単位の健保組合)	・事業所名の記載があるもの(建設国保の場合は、加入証明書も必要。) ★資格取得日から審査基準日までの期間が6ヶ月超であること ・資格取得日が審査基準日の1年以上前である場合は、「優先順位2」の書類を提出すること ・優先順位2Aとの組合せは不可。
4	中退金等の「掛金納付状況票及び退職金試算表」	★資格取得日から審査基準日までの期間が6ヶ月超であること ・建退共(建設業退職金共済)は不可
5	特定退職金共済制度退職金共済証及び加入証明書	★資格取得日から審査基準日までの期間が6ヶ月超であること
6	出勤簿	★経営事項審査申請時は審査基準日前の6ヶ月超分が必要 ・技術者登録時は登録日前の3ヶ月分
	タイムカード	
	給与支給明細書	
	源泉徴収簿(賃金台帳)	

その他の常勤確認について

下記の書類の提出時は必ず原本から直接コピーしたものを提出し、用紙の中心にコピーするように（コピーした内容が欠けていないか注意）してください。書類に見切れや不鮮明な部分があると、原本の確認を要します。

○高齢者雇用安定法の継続制度対象者

雇用期間が限定されていても評価対象に含まれますので、「○被雇用者の場合」の提出資料（2つ）に加えて、継続雇用制度の対象者であることを証する書面（常時10人以上の労働者を使用する企業の場合には、併せて継続雇用制度について定めた労働基準監督署の受付印のある就業規則）を提出してください。

○後期高齢者等（75歳以上の者及び65歳以上75歳未満で一定の認定を受けた者）

優先順位1、2B、4、5、6のいずれか1つの資料と下記の資料で確認します。

厚生年金保険70歳以上被用者該当届 （対象者を新たに雇用したときや70歳に到達し引き続き雇用するとき）	次の要件を全て満たす者 ① 昭和12年4月2日以降に生まれた70歳以上の者 ② 厚生年金保険の適用事業所に勤務し、勤務日数及び勤務時間がそれぞれ一般の従業員の概ね4分の3以上の者 ③ 過去に厚生年金保険の被保険者期間がある者
厚生年金保険70歳以上被用者算定基礎届 （7月1日に対象者を雇用しているとき）	

○個人事業主、専従者の場合

所得税確定申告書 （申告書B第一表・第二表）	・ 税務署の受付印のあるもの、または作成した税理士捺印のあるもの ・ 電子申告の場合は受信通知（メール詳細）を添付してください
---------------------------	--

○法人の役員の場合

商業登記簿謄本（写し）を必ず提出することとし、加えて常勤確認資料一覧の優先順位2（社会保険関係・住民税特別徴収関係）及び法人税確定申告書の役員報酬欄を提出してください。なお、出勤簿では確認できません。

○法人の役員の同居家族の場合

健康保険証の写し（資格取得日から審査基準日までの期間が6ヶ月超であるもの）及び優先順位2（社会保険関係・住民税特別徴収関係）を提出してください。

留意事項

- ・ 技術者登録と経営事項審査の事前確認は基本的に別々のものとしてとらえてください。経営事項審査の事前確認を行っているからといって技術者登録されているわけではありません。県に指名願いを提出している方はそれぞれ行ってください。
- ・ 技術者登録は、技術職員が変動した都度行ってください。
- ・ 経営事項審査の事前確認は、審査基準日（決算日）現在のもので年一度行ってください。
- ・ 経営事項審査の事前確認を受ける場合、実務経歴証明書、雇用保険の短期者（1年以上は一般扱い）など、期間の定めのある書類を添付する際、必ず審査基準日（決算日）現在で要件を満たしていることが必要です。
- ・ 資料を提出した場合でも、内容によっては、雇用状況等の聞き取り等の口頭での確認及び追加の資料提出をお願いする場合や、技術者として認められない場合もあります。

※提出書類は個人情報保護法に準拠し、当業務以外には使用していません。

技術者登録届出書

(公財) 青森県建設技術センター 御中

令和 年 月 日

(届出者)

〒住所

会社名

代表者氏名

電話

FAX

許可番号

知事許可

大臣許可

(行政書士等の代理人)

〒住所

代理人氏名

電話

FAX

ΕΡ

[illegible]

(記載要領)

- ① この届出書は、許可を受けようとする建設業又は許可を受けている建設業の種類に関わらず、建設業法第7条第2号又は第15条第2号に該当する者について、各々の場合ごとに作成し、1部を持参又は郵送すること。
- ②

--	--	--	--	--	--

で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムから文字がはみ出ないように記入すること。
- ③ 「年月日」の欄には、届出年月日を記入すること。
- ④ 「許可番号」の欄には、現在許可を受けている許可番号を記入すること。
（例）知事許可

0	0	1	2	3	4
---	---	---	---	---	---

 「知事許可／大臣許可」については、不要のものを消すこと。
大臣許可

--	--	--	--	--	--

 右詰めとし、空のカラムには「0」を記入すること。
- ⑤ 「届出者」欄には、法人である場合には、本店の住所、商号又は名称、代表者氏名、電話番号、FAX番号を記載すること。また、個人である場合は、本店の住所、商号又は名称、事業主氏名、電話番号、FAX番号を記載すること。
「代理人」欄には、届出する建設業者の代理人として行政書士等が手続を行う場合に記入し、委任状を添付すること。
- ⑥ 「区分」は新規・追加変更・削除のいずれか該当するものを○で囲むこと。（各添付書類は「12」を参照）
- ⑦ 「氏名」欄には、姓と名の間を空けずに、左詰で記入し、フリガナも記入すること。なお、新字、旧字体等については、住民票の字体によるものとする。（記入例）青森太郎

--
- ⑧ 「生年月日」欄には、「元号」のカラムに略号（令和：R 平成：H 昭和：S 大正：T）を記入すること。右詰で記入し、空のカラムには「0」を記入すること。（記入例） S

2	6
---	---

 年

0	4
---	---

 月

0	1
---	---

 日
- ⑨ 「有資格コード」欄には、別表の技術者資格区分表より該当する「技術者登録コード（2ケタ）」を左側から記入すること。また、資格を追加・変更する場合は、追加又は変更するコードのみを記入すること。
（記入例 1級建設機械施工技士、2級土木施工管理技士の資格を有する者の場合）

1	1	1	4				
---	---	---	---	--	--	--	--
- ※ 2級建築施工管理技士について
… 青森県では、当県発注工事における解体工事施工の可否について区別するため、便宜上、以下の独自コードを設けて技術者登録を行っておりますので、あらかじめ御承知おきください。
21：平成28年度以降に当該資格を取得した者又は平成27年度以前に当該資格を取得した者で、かつ、登録解体工事講習の受講若しくは解体工事業に係る実務経験（1年以上）により解体工事業の技術者の要件を満たすこととなった者
2C：平成27年度以前に当該資格を取得した者で、解体工事業の技術者の要件を満たしていない者
- ⑩ 「業種コード」の欄には、上記有資格コードが「01」～「04」「36」である者のみ記入し、それ以外の者は記入不要。
建設業法第7条第2号イ（学校等経験者）、法第7条第2号ロ（実務経験者）及び法第15条第2号ハ（国土交通大臣認定者及び指導監督の実務経験者）に該当する者についてのみ、下表のうち該当する業種コードを左側から記入すること。
（記入例 土木一式工事及び舗装工事の実務経験を有する者の場合）

0	1	1	3				
---	---	---	---	--	--	--	--

・業種コード

コード	建設工事の種類	略号	コード	建設工事の種類	略号	コード	建設工事の種類	略号
01	土木一式工事	土	11	鋼構造物工事	鋼	21	熱絶縁工事	絶
02	建築一式工事	建	12	鉄筋工事	筋	22	電気通信工事	通
03	大工工事	大	13	舗装工事	舗	23	造園工事	園
04	左官工事	左	14	しゅんせつ工事	しゅ	24	さく井工事	井
05	とび・土工・コンクリート工事	と	15	板金工事	板	25	建具工事	具
06	石工事	石	16	ガラス工事	ガ	26	水道施設工事	水
07	屋根工事	屋	17	塗装工事	塗	27	消防施設工事	消
08	電気工事	電	18	防水工事	防	28	清掃施設工事	清
09	管工事	管	19	内装仕上工事	内	29	解体工事	解
10	タイル・れんが・ブロック工事	タ	20	機械器具設置工事	機			

- ⑪ 「監理技術者番号」欄には、監理技術者資格者証を取得している者について、交付番号を記入すること。
(記入例 交付番号 〇〇〇 10123456 の場合)

0	0	0	1	0	1	2	3	4	5	6
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---
- ⑫ 添付書類（各々該当するものを一部ずつ。コピーは原本からの鮮明なコピーであること。）
- ① 区分欄「新規」（新規登録の場合）
住民票の原本（届出日以前3ヶ月以内のもの）＋雇用関係を証する書類（2種類）のコピー＋次のうち該当するもの。
・ 国家資格を有する者・・・資格証明書のコピー
・ 監理技術者資格者証を有する者・・・監理技術者資格者証（表・裏のコピー※裏面は講習修了証貼付）
・ 実務経験者・・・実務経験証明書
- ② 区分欄「追加変更」（資格の追加、変更の場合）
変更等に係る国家資格資格証明書等のコピー
監理技術者資格者証（表・裏）及び監理技術者講習（登録講習）修了証のコピー
実務経験者の場合は、実務経験証明書＋雇用保険被保険者資格喪失届（在籍確認のため）
氏名に変更がある場合は、戸籍抄本の写し
- ③ 区分欄「削除」（技術者削除の場合）
添付書類は不要。
- ⑬ 提出先・お問合せ
(公財) 青森県建設技術センター 〒030-0822 青森市中央3-21-9
TEL: 017-718-4181 (直通) 017-777-6545 (代表) FAX: 017-777-6646

技術職員名簿及びその他職員名簿内容確認願

令和 年 月 日

[illegible]

下記に該当する項目の右欄にチェック（✓）を一つだけしてください。

現在、県の入札参加資格の認定を受けている。※1	
現在、県の入札参加資格の認定は受けていないが、申請を行う予定である。※1	
県の入札参加資格の申請を行う予定はない。※2	

※2 建設業に従事するその他職員等確認票 (指名願提出予定なしの様式添付)

1 技術職員名簿、建設業に従事するその他職員等確認票を各2部（1部は県提出用）
2 資格証の写し（1部）
※有効期間の定めがない資格のうち、既にセンターへ提出したものの添付は不要です。
3 常勤確認資料の写し（1部）
※当センターホームページ（www.akgc.or.jp/）の技術者登録及び経審事前確認関連改定情報等を参照のこと
※添付書類の写しは、提出時に原本から直接コピーしたもので明瞭なものにしてください。
※虚偽の資料を提出した場合は、営業停止等処分の対象になりますのでご注意ください。
4 返信用封筒を1部（切手含む）
5 技術職員名簿事前確認チェックリスト（手書きでチェックを入れたもの）

代理人欄	〒	—	印
	住所		
	商号又は名称		
	担当者氏名		
	電話番号		
	FAX		

(公財)青森県建設技術センター
TEL 017-718-4181(直通)
017-777-6545(代表)
FAX 017-777-6646

技 術 職 員 名 簿

頁

項 番
数 8 1 3 5 頁

許可番号	
申請者	

通番	新規掲載者	氏 名	生 年 月 日	審査 基準日 現在の 満年齢		業種 コード	有資格 区分 コード	講習 受講	業種 コード	有資格 区分 コード	講習 受講	監理技術者資格者証 交付番号	CPD単位 取得数
						3	5		10				
1					8	2							
2					8	2							
3					8	2							
4					8	2							
5					8	2							
6					8	2							
7					8	2							
8					8	2							
9					8	2							
10					8	2							
11					8	2							
12					8	2							
13					8	2							
14					8	2							
15					8	2							
16					8	2							
17					8	2							
18					8	2							
19					8	2							
20					8	2							
21					8	2							
22					8	2							
23					8	2							
24					8	2							
25					8	2							
26					8	2							
27					8	2							
28					8	2							
29					8	2							
30					8	2							

CPD単位を取得した技術者名簿
(技術職員名簿に記載のある者を除く)

記載要領

- 1 この表は、審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、建設業法第七条第二号イ、ロ若しくはハ又は同法第十五条第二号イ、ロ若しくはハに該当する者又は一級若しくは二級の第一次検定に合格した者であって、規則別記様式第25号の14・別紙2に記載のない者について作成すること。
- 2 「CPD単位」の欄には、技術者がCPD認定団体によって修得を認定された単位数を、告示別表第十八の左欄に掲げるCPD認定団体ごとに右欄に掲げる数値で除し、30を乗じた数値を記載すること。
なお、小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

許可番号	
申請者	

技能者名簿

通番	氏名	生年月日	評価日	レベル 向上の有無	控除対象
合計	(人)			(人)	(人)

記載要領

- この表は、審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、審査基準日以前三年間に、建設工事の施工に従事した者であって、建設業法施行規則第十四条の二第二号チ又は同条第四号チに規定する建設工事に従事する者に該当する者(ただし、建設工事の施工の管理のみに従事した者は除く。)について作成すること。
- 「評価日」の欄には、技能者が審査基準日以前において認定能力評価基準により評価を受けている場合、その最も新しい評価を受けた日を記載すること。
- 「レベル向上の有無」の欄には、審査基準日以前三年間に、能力評価基準により受けた評価の区分が、審査基準日の三年前の日以前に受けた最新の評価の区分より1以上上位であった者に該当する場合に、○印を記載すること。
- 「控除対象」の欄には、審査基準日の3年前の日以前に能力評価基準により評価が最上位の区分に該当するとされた者の場合に、○印を記載すること。
- 本表の最後の行には、作成対象となる技能者、「レベル向上の有無」の欄に○印が記載された者、「控除対象」の欄に○印が記載された者、それぞれの合計人数を記載すること。

建設業に従事するその他職員等確認票

青森県へ指名願を
提出する予定がある方

許可番号

申請者

審査基準日

記載にあたっての注意事項

- ⇒ 経営事項審査を受ける青森県知事許可業者及び県内大臣許可業者のうち、今後青森県に指名願を提出する予定のある方は、この様式を使用し、以下1、2及び3欄を全て記載してください。
- ⇒ 1欄及び2欄の合計(重複計上しない)が50人以上の場合は、3欄の「G建設業に従事する職員数合計」欄のみ記載してください。

1. 建設業に従事する技術職員数

- A 技術職員名簿記載人数 人
- B 技能者名簿記載人数 人 (うち、技術職員名簿掲載者数 B' 人)
- C CPD単位を取得した技術者名簿記載人数 人 (うち、技能者名簿掲載者数 C' 人)

2. 建設業に従事する経理資格保有職員数

経理資格保有職員名簿

	氏名	生年月日	注2	注3
			公認会計士等	二級登録経理試験合格者
D 公認会計士等の数				
E 二級登録経理試験合格者等の数				

注1 雇用期間を特に限定することなく常時雇用されているもののうち、建設業に係る経理資格保有職員(役員含む)を記載してください。1欄にも該当する方は、氏名を()書きにしてください。

注2 「公認会計士」、「税理士」又は「一級登録経理試験合格者(旧一級建設業経理事務士)」のいずれかに該当する場合は、○を記入してください。

注3 「二級登録経理試験合格者(旧二級建設業経理事務士)」に該当する場合は、○を記入してください。

3. 建設業に従事するその他職員数

その他職員名簿

	氏名	生年月日		従事内容(複数選択可)
F その他職員数			1	役員・庶務・経理・営業・その他
G 建設業に従事する職員数合計			2	役員・庶務・経理・営業・その他
(A+B+C+D+E+F) - (B'+C'+経理資格保有職員名簿で()書きされている職員数)			3	役員・庶務・経理・営業・その他
			4	役員・庶務・経理・営業・その他
			5	役員・庶務・経理・営業・その他
			6	役員・庶務・経理・営業・その他
			7	役員・庶務・経理・営業・その他
			8	役員・庶務・経理・営業・その他
			9	役員・庶務・経理・営業・その他
			10	役員・庶務・経理・営業・その他
			11	役員・庶務・経理・営業・その他
			12	役員・庶務・経理・営業・その他
			13	役員・庶務・経理・営業・その他
			14	役員・庶務・経理・営業・その他
			15	役員・庶務・経理・営業・その他

注4 1欄及び2欄の合計(重複計上しない)が50人以上の場合、記載不要です。

1欄及び2欄の合計が50人未満の場合、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者のうち、1欄、2欄に該当しない職員(役員含む)を1欄、2欄及び3欄の合計(重複計上しない)が50人になるまで記載してください。

建設業に従事するその他職員等確認票

青森県へ指名願を
提出する予定のない方

許可番号

申請者

審査基準日

記載にあたっての注意事項

- ⇒ 経営事項審査を受ける青森県知事許可業者で、今後青森県に指名願を提出する**予定のない方**は、この様式を使用し、以下の「建設業に係る経理資格保有職員数」について記載してください。
- ⇒ この様式で確認を受けた後、青森県に指名願を提出することとなった場合は、改めて「青森県へ指名願を提出する予定のある方」の様式で確認を受ける必要があります。

建設業に従事する経理資格保有職員数

経理資格保有職員名簿

公認会計士等の数

二級登録経理試験合格者等の数

	人
	人

注1		注2	注3
氏名	生年月日	公認会計士等	二級登録経理試験合格者

注1 雇用期間を特に限定することなく常時雇用されているもののうち、建設業に係る経理資格保有職員(役員含む)を記載してください。1欄にも該当する方は、氏名を()書きにしてください。

注2 「公認会計士」、「税理士」又は「一級登録経理試験合格者(旧一級建設業経理事務士)」のいずれかに該当する場合は、○を記入してください。

注3 「二級登録経理試験合格者(旧二級建設業経理事務士)」に該当する場合は、○を記入してください。

業種別技術職員コード表 1 / 4

コード	資格区分	建設業の種類																			
		土	PC	建	大	左	と	法	石	屋	電	管	タ	鋼	構	筋	舗	し	板	力	塗
001	法第7条第2号 イ 該当（指定学科卒業＋実務経験）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
002	法第7条第2号 ロ 該当（10年の実務経験）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
003	法第15条第2号 ハ 該当（同号イと同等以上）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
004	法第15条第2号 ハ 該当（同号ロと同等以上）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
005	令第28条該当（主任技術者となる資格を有し、1級技士補である者）	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
建設業法（技術検定）	111 1級建設機械施工管理技士	5	5			5	5									5					
	11A 1級建設機械施工管理技士（附則第4条該当）	5	5			5	5									5					
	212 2級建設機械施工技士（第1種～第6種）	2	2			2	2									2					
	21B 2級建設機械施工技士（第1種～第6種）（附則第4条該当）	2	2			2	2									2					
	113 1級土木施工管理技士	5	5			5	5	5					5	5	5	5		5			5
	11C 1級土木施工管理技士（附則第4条該当）	5	5			5	5	5					5	5	5	5		5			5
	214	種別	土	木	2	2		2	2	2			2	2	2	2					2
	21D				2	2		2	2	2			2	2	2	2					2
	215																	2			
	216							2	2												
	21E							2	2												
	120 1級建築施工管理技士			5	5	5	5	5	5	5			5	5	5	5		5	5	5	5
	12A 1級建築施工管理技士（附則第4条該当）			5	5	5	5	5	5	5			5	5	5	5		5	5	5	5
	221	種別	建	築	2																2
	222				2	2	2			2	2	2	2								2
	22B					2	2	2			2	2	2	2							
	223					2	2		2	2	2					2	2	2	2	2	2
	127 1級電気工事施工管理技士									5											
	228 2級電気工事施工管理技士									2											
	129 1級管工事施工管理技士										5										
	230 2級管工事施工管理技士										2										
	131 1級電気通信施工管理技士																			5	
	232 2級電気通信施工管理技士																			2	
	133 1級造園施工管理技士																				5
	234 2級造園施工管理技士																				2
		土	PC	建	大	左	と	法	石	屋	電	管	タ	鋼	構	筋	舗	し	板	力	塗
建築士法	137 1級建築士			5	5				5		5	5	5							5	
	238 2級建築士			2	2				2		2									2	
	239 木造建築士			2																	
技術士法	141 建設・総合技術監理（建設）	5	5			5	5		5							5	5				5
	14A 建設・総合技術監理（建設）（附則第4条該当）	5	5			5	5		5							5	5				5
	142 建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）	5	5			5	5		5		5	5	5	5					5		5
	14B 建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）（附則第4条該当）	5	5			5	5		5		5	5	5	5					5		5
	143 農業「農業農村工学」・総合技術監理（農業「農業農村工学」）	5	5			5	5														
	14C 農業「農業農村工学」・総合技術監理（農業「農業農村工学」）（附則第4条該当）	5	5			5	5														
	144 電気電子・総合技術監理（電気電子）								5												5
	145 機械・総合技術監理（機械）																				5
	146 機械「熱・動力エネルギー機器」又は「流体機器」・総合技術監理（機械「熱・動力エネルギー機器」又は「流体機器」）										5										5
	147 上下水道・総合技術監理（上下水道）										5										5
	148 上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）										5										5
	149 水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）	5	5			5	5									5					
	14D 水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）（附則第4条該当）	5	5			5	5									5					
	150 森林「林業・林産」・総合技術監理（森林「林業・林産」）																				5
	151 森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）	5	5			5	5														5
	15A 森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）（附則第4条該当）	5	5			5	5														5
	152 衛生工学・総合技術監理（衛生工学）										5										
	153 衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）										5										5
	154 衛生工学「廃棄物・資源循環」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物・資源循環」）										5										5
電気工事士法	155 第1種電気工事士									2											
	256 第2種電気工事士									1											
電気事業法	258 電気主任技術者（第1種～第3種）										1										
	259 電気通信主任技術者																				1
電気通信事業法	235 工事担任者																				1
水道法	265 給水装置工事主任技術者										1										
消防法	168 甲種消防設備士																				2
	169 乙種消防設備士																				2
		土	PC	建	大	左	と	法	石	屋	電	管	タ	鋼	構	筋	舗	し	板	力	塗

業種別技術職員コード表 2/4

コード	資格区分	建設業の種類																															
		土	配	建	大	左	と	法	石	屋	電	管	夕	鋼	橋	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
171	建築大工（1級）				2																												
271	建築大工（2級）				1																												
164	型枠施工（1級）				2	2	2																										
264	型枠施工（2級）				1	1	1																										
16B	型枠施工（1級）（附則第4条該当）				2	2	2																										
26B	型枠施工（2級）（附則第4条該当）				1	1	1																										
172	左官（1級）				2																												
272	左官（2級）				1																												
157	とび・とび工（1級）					2	2																										2
257	とび・とび工（2級）					1	1																										1
15B	とび・とび工（1級）（附則第4条該当）					2	2																										
25B	とび・とび工（2級）（附則第4条該当）					1	1																										
173	コンクリート圧送施工（1級）					2	2																										
273	コンクリート圧送施工（2級）					1	1																										
17A	コンクリート圧送施工（1級）（附則第4条該当）					2	2																										
27A	コンクリート圧送施工（2級）（附則第4条該当）					1	1																										
166	ウェルポイント施工（1級）					2	2																										
266	ウェルポイント施工（2級）					1	1																										
16C	ウェルポイント施工（1級）（附則第4条該当）					2	2																										
26C	ウェルポイント施工（2級）（附則第4条該当）					1	1																										
174	冷凍空気調和機器施工・空気調和設備配管（1級）											2																					
274	冷凍空気調和機器施工・空気調和設備配管（2級）											1																					
175	給排水衛生設備配管（1級）											2																					
275	給排水衛生設備配管（2級）											1																					
176	配管（注1）・配管工（1級）											2																					
276	配管（注1）・配管工（2級）											1																					
170	建築板金「ダクト板金作業」（1級）									2	2								2														
270	建築板金「ダクト板金作業」（2級）									1	1								1														
177	タイル張り・タイル張り工（1級）											2																					
277	タイル張り・タイル張り工（2級）											1																					
178	築炉・築炉工・れんが積み（1級）											2																					
278	築炉・築炉工・れんが積み（2級）											1																					
179	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工（1級）								2		2																						
279	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工（2級）								1		1																						
180	石工・石材施工・石積み（1級）								2																								
280	石工・石材施工・石積み（2級）								1																								
181	鉄工（注2）・製罐（1級）												2	2																			
281	鉄工（注2）・製罐（2級）												1	1																			
182	鉄筋組立て・鉄筋施工（1級）（注3）														2																		
282	鉄筋組立て・鉄筋施工（2級）（注3）														1																		
183	工場板金（1級）																		2														
283	工場板金（2級）																		1														
184	板金・建築板金・板金工（1級）（注4）									2									2														
284	板金・建築板金・板金工（2級）（注4）									1									1														
185	板金・板金工・打出し板金（1級）																		2														
285	板金・板金工・打出し板金（2級）																		1														
186	かわらぶき・スレート施工（1級）								2																								
286	かわらぶき・スレート施工（2級）								1																								
187	ガラス施工（1級）																		2														
287	ガラス施工（2級）																		1														
188	塗装・木工塗装・木工塗装工（1級）																			2													
288	塗装・木工塗装・木工塗装工（2級）																			1													
189	建築塗装・建築塗装工（1級）																			2													
289	建築塗装・建築塗装工（2級）																			1													

※ 等級区分が2級の場合は、合格後3年以上の実務経験を要する。

業種別技術職員コード表 3/4

	コード	資 格 区 分	建設業の種類																														
			土	砂	大	左	と	法	石	屋	電	管	タ	鋼	橋	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	解	
職業能力開発促進法	190	金属塗装・金属塗装工（1級）																				2											
	290	金属塗装・金属塗装工（2級）																				1											
	191	噴霧塗装（1級）																				2											
	291	噴霧塗装（2級）																				1											
	167	路面標示施工																				2											
	192	畳製作・畳工（1級）																						2									
	292	畳製作・畳工（2級）																						1									
	193	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工（1級）																						2									
	293	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工（2級）																							1								
	194	熱絶縁施工（1級）																								2							
	294	熱絶縁施工（2級）																								1							
	195	建具製作・建具工・木工（注5）・カーテンウォール施工・サッシ施工（1級）																														2	
	295	建具製作・建具工・木工（注5）・カーテンウォール施工・サッシ施工（2級）																														1	
	196	造園（1級）																										2					
	296	造園（2級）																										1					
	197	防水施工（1級）																					2										
	297	防水施工（2級）																						1									
198	さく井（1級）																														2		
298	さく井（2級）																														1		
認定能力評価基準	703	レベル3技能者	○について2点（各基準2業種まで選択可）																														
	704	レベル4技能者	○について3点（各基準2業種まで選択可）																														
	※ 令和2年3月31日時点	電気工事技能者能力評価基準										○																			○		
		橋梁技能者能力評価基準								○						○																	
		造園技能者能力評価基準																														○	
		コンクリート圧送技能者能力評価基準									○																						
		防水施工技能者能力評価基準																							○								
		トンネル技能者能力評価基準	○						○																								
		建設塗装技能者能力評価基準																							○								
		左官技能者能力評価基準									○																						
		機械土工技能者能力評価基準	○								○																						
		海上起重技能者能力評価基準	○																							○							
		P C技能者能力評価基準	○								○																						
		鉄筋技能者能力評価基準																									○						
		圧接技能者能力評価基準																									○						
		型枠技能者能力評価基準									○																						
		配管技能者能力評価基準																								○							
		とび技能者能力評価基準																									○						
		切断穿孔技能者能力評価基準																									○						
		内装仕上技能者能力評価基準																										○					
		サッシ・カーテンウォール技能者能力評価基準																															○
		エクステリア技能者能力評価基準																															
		建築板金技能者能力評価基準																															
		外壁仕上技能者能力評価基準																															
		ダクト技能者能力評価基準																															
		保温保冷技能者能力評価基準																															
		グラウト技能者能力評価基準																															
		冷凍空調技能者能力評価基準																															
	運動施設技能者能力評価基準																																
	基礎ぐい工事技能者能力評価基準																																
タイル張り技能者能力評価基準																																	
道路標識・路面標示技能者能力評価基準																																	
消防施設技能者能力評価基準																																	
建築大工技能者能力評価基準																																	
硝子工事技能者能力評価基準																																	
A L C技能者能力評価基準																																	
土工技能者能力評価基準																																	

※ 等級区分が2級の場合は、合格後3年以上の実務経験を要する。

※ 各基準において、○が付されている業種について加点対象となる。

建設業の種類																													
土	砂	大	左	と	法	石	屋	電	管	タ	鋼	橋	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	解

業種別技術職員コード表 4/4

	コード	資 格 区 分	建設業の種類																																		
			土	配	建	大	左	と	法	石	屋	電	管	タ	鋼	橋	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解			
	061	地すべり防止工事						1	1																									1			
	06A	地すべり防止工事（附則第4条該当）						1	1																									1			
	040	基礎ぐい工事						2	2																												
	062	建築設備土										1	1																								
	063	計装										1	1																								
	060	解体工事																																			2
	064	基幹技能者																																			
その他			講習修了証に記載の業種について各3点（2業種まで）																																		
	099	建設業法施行規則第7条の3の第1号、第2号（上記コード11～98に該当するものを除く）及び第3号該当	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
			土	配	建	大	左	と	法	石	屋	電	管	タ	鋼	橋	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解			

- 備考**
- ・資格区分右端の【】内に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格試験の合格後に必要とされている実務経験年数です。資格証等の他に様式第9号（実務経験証明書）が必要となります。
 - （注1） 配管：職業訓練法施行令の一部を改正する政令（昭和48年政令第98号。以下「昭和48年改正政令」といいます。）による改正後の配管とするものにあつては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限られます。
 - （注2） 鉄工：昭和48年改正政令による改正後の鉄工とするものにあつては、選択科目を「製缶作業」又は「構造物鉄工作業」とするものに限られます。
 - （注3） 鉄筋施工：昭和48年改正政令による改正後の鉄筋施工とするものにあつては、選択科目を「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」とするものの双方に合格した者に限られます。
 - （注4） 板金・板金工：屋根工事業の有資格者として認められるのは、昭和48年改正政令による改正後の板金又は板金工とするものにあつては、選択科目を「建築板金作業」とするものに限られます。板金工事業の有資格者となる場合にはこの様な選択科目の限定はありません。
 - （注5） 土木：昭和48年改正政令による改正後の土木とするものにあつては、選択科目を「建具製作作業」とするものに限られます。
 - （注6） 塗装：昭和48年改正政令による改正後の塗装とするものにあつては、選択科目をどの作業としても「塗装」に該当します。

【審査基準日が令和3年6月30日以前の場合】

附則第4条に該当する方は、業種コード「29（解体）」を選択できます。

→ 令和3年6月30日まで解体の技術者とみなされていた方のうち、審査基準日時点で解体の技術者となる要件を満たしていない方。
詳細は、P23の「有資格区分コード」を後御参照ください。

工事に関し、下記のとおり実務の経験の有することに相違ないことを証明します。

田 町 井

者明証

[illegible]

11 この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者1人について、証明者別に作成すること。

3 「実務経験の内容」の欄は、従事した主な工事名等を具体的に記載すること。

「合計」の欄は、実務経験年数の合計を記載すること。

※※内容確認のため、証明者に問合せをする場合があります。

出 向 協 定 書

例示

令和 年 月 日

出向元(甲)

印

出向先(乙)

印

出向社員の氏名・所属・職名・出向期間等

①氏名 (社員コード)	生年月日	甲における 所属・職名	出向期間	乙における勤務箇所 ・職名
			平成・令和 年 月 日 から 平成・令和 年 月 日 まで	
従事する業務の内容			乙が甲に支払う金員(①及び②)	
			① 負担金月額	② 超過勤務手当、夜勤手当
			超過勤務手当、夜勤手当として乙が甲に支給した額	

②氏名 (社員コード)	生年月日	甲における 所属・職名	出向期間	乙における勤務箇所 ・職名
			平成・令和 年 月 日 から 平成・令和 年 月 日 まで	
従事する業務の内容			乙が甲に支払う金員(①及び②)	
			① 負担金月額	② 超過勤務手当、夜勤手当
			超過勤務手当、夜勤手当として乙が甲に支給した額	

③氏名 (社員コード)	生年月日	甲における 所属・職名	出向期間	乙における勤務箇所 ・職名
			平成・令和 年 月 日 から 平成・令和 年 月 日 まで	
従事する業務の内容			乙が甲に支払う金員(①及び②)	
			① 負担金月額	② 超過勤務手当、夜勤手当
			超過勤務手当、夜勤手当として乙が甲に支給した額	

雇 用 契 約 書

被 用 者	フリカ・ナ		生年月日	昭和 平成	年	月	日
	氏 名						
	本 籍 地						
	現 住 所						

契 約 条 項			
雇用期間	1. 期間の定めなし 2. 雇用期間 平成・令和 年 月 日から 平成・令和 年 月 日まで	賃 金	
従事する業務 の種類		基 本 給	月給 日給 円
(会社住所) 就業の場所		手 当	円
就業の時間	午前 時 分から 午後 時 分まで	計	円
その他	割増賃金の率 割 分 賃金締め切日 日 賃金支払い日 日	休憩 時間	
上記以外の労働条件は就業時間規則（又は、労働基準法）による。 令和 年 月 日 雇 用 主 ⑩ 被 用 者 ⑩			

- 注
1. 雇用期間欄のうち、雇用期間に定めがないものは入社日を記入のこと。
 2. 手当欄は基本給以外に、毎月支給される手当があれば、記入のこと。
 3. 太枠の中は必ず記入のこと。

技術職員名簿等(経営事項審査時提出) 事前確認チェックリスト (チェック後同封してください)

書類提出から書類審査完了までおおよそ1ヶ月かかるため、社会保険関係等資料が揃っていない場合であっても不足書類以外を早めに提出してください。不足書類が届き次第、郵送又はFAXにてお送りいただければ対応可能です。但し、後から不足書類を送る場合、最初の資料送付日、許可番号、追加書類であることを記載してください。

	通番	提出書類	チェック項目	チェック欄 (手書き)	部数
共通	1	技術職員名簿及び その他職員名簿内容確認願	申請月日、郵便番号、住所、電話、FAX番号、許可番号、審査基準日等漏れがないか 審査基準日及び経審を受けようとしている業種に誤りはないか		1
	2	技術職員名簿 (審査基準日時点で雇用保険 被保険者資格取得日から6ヶ月と1日を超えている者)	新規掲載者は今回初めて載せる方か(以前一度でも載った方は対象外) 審査基準日時点での満年齢が記載されているか 若い方から年齢順に記載されているか 名簿上部分項番横のページ数が記入されているか(1ページ目「001」、2ページ目「002」等) 該当者は経過措置コード(アルファベットを含むコード)を記載しているか(手引きP22参照)		2
	3	建設業に従事する その他職員等確認票	許可番号(00又は02-6桁)、審査基準日(年度等)、従事内容に誤りや記載漏れはないか 人数の記載、合計に誤りはないか 青森県に指名願いの予定がある場合、「指名願提出予定有り」の様式を使用し、「3.建設業に従事するその他職員数」に人数等の記載及び従事内容の記載がされているか(※その他職員数が0人の場合はF欄をOで記載する) 青森県に指名願いを提出しない場合、「指名願提出予定無し」の様式を使用しているか		2
	4	CPD単位を取得した 技術者名簿	掲載者がいない場合は提出不要。 提出する場合はチェック欄右側、提出しない場合はチェック欄左側に✓を記入 ※主任技術者若しくは監理技術者又は1級若しくは2級技士補の資格を保有していない方は、CPD単位を取得していても、掲載できません。	提出無し 提出有り	2
	5	技能者名簿	掲載者がいない場合は提出不要 提出する場合はチェック欄右側、提出しない場合はチェック欄左側に✓を記入	提出無し 提出有り	2
	6	技術職員及びCPD単位を 取得した技術者の 資格等の写し	審査基準日前に交付されているか ※前年度と同一の資格を掲載している方のうち、当該資格が有効期間の定めがないものである場合は提出不要		1
	7	監理技術者資格者証 講習修了証	審査基準日時点でもとに有効期限内か 記載されている交付番号に間違いはないか(5年更新)		1
	8	経理事務士の資格等の写し	経営事項審査の手引きP30参照		1
	9	CPD単位取得証明書	審査対象年度内に、CPD単位を取得した技術者がいる場合は添付する		1
	10	作業員名簿	①審査基準日時点で稼働している工事のもの ②①がない場合は、審査基準日以前3年間に完成した工事のうち最新のもの ※①及び②いずれもない場合は、添付不要		1
	11	能力評価(レベル判定) 結果通知書	技能者名簿に技能レベル向上者がいる場合は、添付する		1
	12	返信用封筒	宛名を記載し120円切手を貼付したA4サイズのものか (切手の料金が不足する場合は、「不足分受取人払」で送付します。)		1
	13	委任状	※代理申請する場合に添付する(行政書士が代理申請する場合は、経営事項審査申請書に添付する委任状の写しでも可)		1
主個人の 場合	14	所得税の確定申告書の写し (申告書B第一表、第二表)	税務署の收受印、税理士の判、電子申請のデータ詳細等はあるか 専従者がいる場合、金額、従事月数等の記載がされているか		1
法人の 場合	15	商業登記簿謄本の写し	履歴事項全部証明書の写し。なるべく最近のもの		1
	16	役員報酬欄写し 「決算書の⑭」 (通番2～5の各名簿に役員 が掲載されている場合)	審査基準日までの決算書のものか 常勤、非常勤の記載がされているか		1
↓ 以下、常勤確認書類は、通番2～5の各名簿に掲載されている方の分を提出してください。					
共通	17	雇用保険資格喪失届の写し (又は雇用保険資格喪失 確認通知書の写し)	書類申請時に原本から直接コピーをとったものか。白黒A4で端が切れないようにコピーしているか。(縮小、拡大はしない・カラー・PDF・スキャン不可) 審査基準日以降に離職した場合は資格喪失確認通知書の写しを提出	※1	1
	18	社会保険標準報酬 決定通知書の写し (社会保険資格取得 確認通知書の写し)	直近のもの。審査基準日が4月以降、又は建設技術センターへの提出が7月以降の場合は原則その年の書類(書類の提出から審査まで最大1ヶ月程度かかるため、後日最新の資料を求めることがあります) 算定基礎届提出後に雇用された者に関しては資格取得確認通知書		1
		(社会保険がない場合) 住民税特別徴収額 通知書の写し	直近のもの(事業主通知用) 社会保険が二以上事業の方はこちらの書類も添付		
		社保、住民税 どちらもない場合	常勤確認資料の優先順位表参照(経審手引きP105)		

・個人番号(マイナンバー)が記載されている書類には黒塗りで提出してください。

・資料ごとにまとめ、それぞれ名簿順に並べてください。

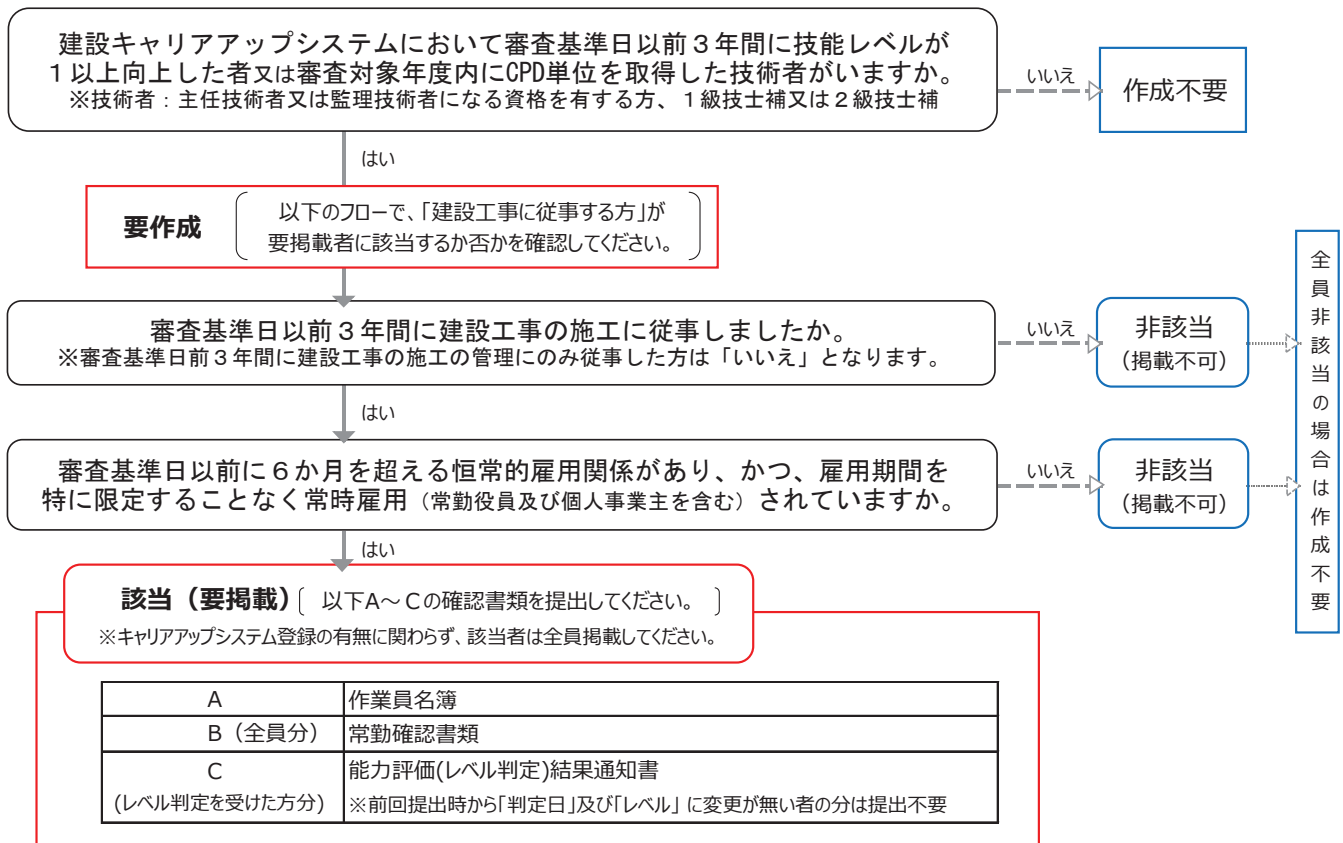
・行政書士による代理申請をする場合は、青森県建設業ポータルサイト「行政書士による建設業許可申請等の代理申請について」をご確認ください。

※1 原本からお取りいただいていない場合は虚偽申請の対象となりますのでご注意ください。

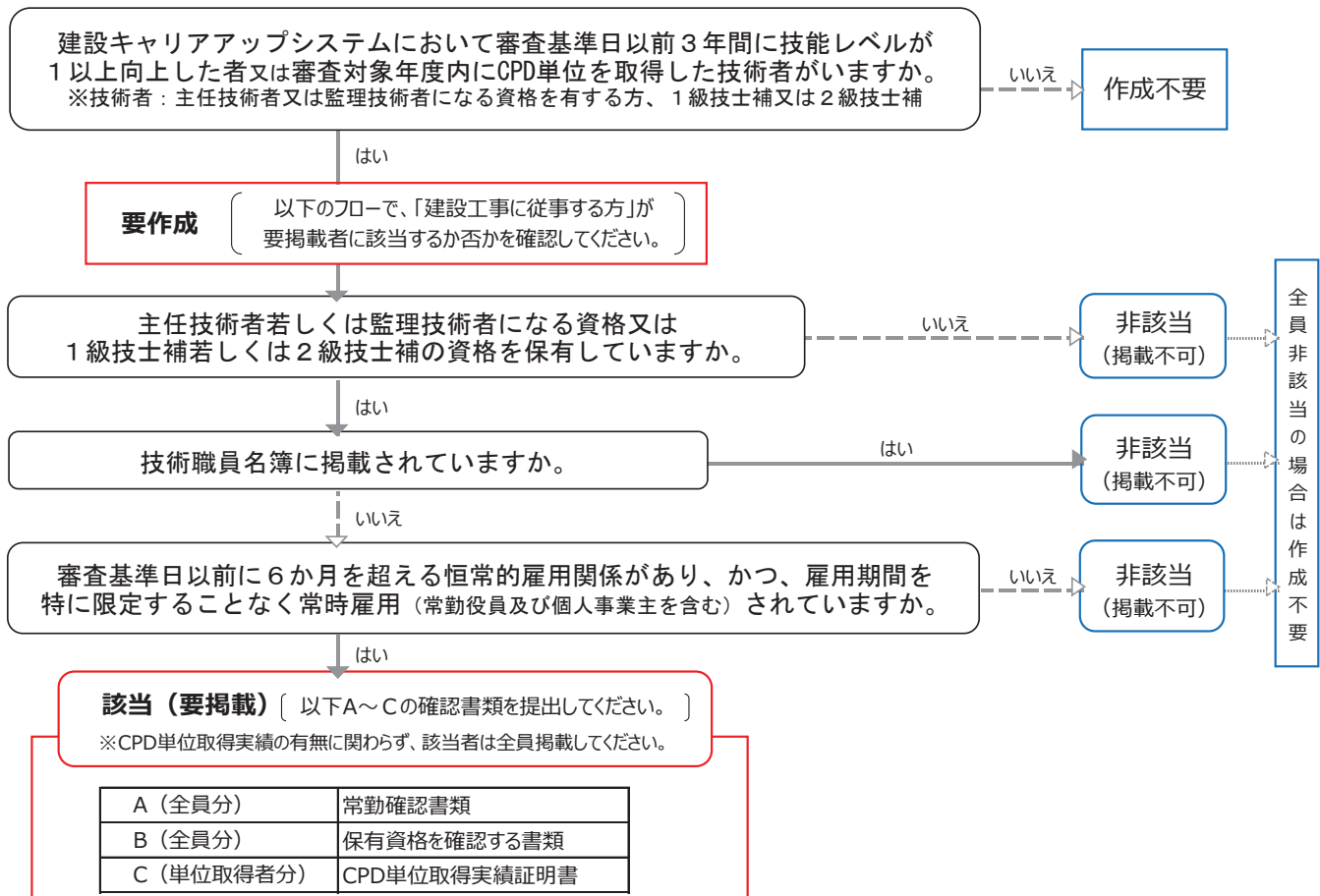
名簿作成チェックフロー

※CPD単位を取得した技術者名簿及び技能者名簿は、作成不要となった場合でも、名簿の提出が不可となるものではありません。
希望する場合は名簿の内容確認を行いますので、名簿及び確認書類を（公財）青森県建設技術センターに提出してください。

技能者名簿 以下のフローにより、技能者名簿作成の要否を確認してください。



CPD単位を取得した技術者名簿 以下のフローにより、CPD単位を取得した技術者名簿作成の要否を確認してください。



様式第二十五号の十四（第十九条の七、第二十条、第二十一条の二関係）

2 0 0 0 1

令和 〇年 〇月 ×日

申請時の所在地、商号名称を記載(ゴム印でも可)する。
申請者以外の者(行政書士)が申請書を作成した場合は、その者の指名を併記した上、押印、委任状も作成する。
(行政書士法施行規則第9条第2項による職印)

不要部分は取り消し線を引く。

〒030-8570
青森市長島一丁目1-1
申請者 (株)青森建設 代表取締役 技術 太郎

申請書類記載例

【経営規模等評価申請書・総合評定値請求書 記入例】

千円未満は切り捨て。

1か2を必ず記入する。

2期平均で申請する時のみ記入する。

項番

自己資本額

17,105,355 (千円)

千円未満は切り捨て。右詰めで余白はそのまま。0ウメしない。
(計算例)
 $(9,562 + 3,428 + 11,032 + 5,793) \div 2 = 14,907.5 \rightarrow 14,907$

利 益 額

(2 期 平 均)

18,149,077 (千円)

必ず2期分を記入する。千円未満は切り捨て。
右詰めで余白はそのまま。0ウメしない。

審査基準日時点の技術職員数を記入する。(2期平均は廃止)
別紙二(20005帳票)「技術職員名簿」に記入した人数合計と一致させる。
右詰めで余白はそのまま。0ウメしない。

技術職員数

19,575 (人)

総合評定値を請求する場合、右記分析機関の登録番号を必ず6桁で記入する。

登録経営状況分析機関番号

20000123

審査対象

1 (1. 基準決算
2. 2期平均)

基準決算

直 前 の
審査基準日

(千円)

(千円)

審査対象事業年度

審査対象事業年度の
前審査対象事業年度

営業利益

減価償却
実施額

9562 (千円)

1092 (千円)

3428 (千円)

5793 (千円)

通常は登録経営状況分析機関が通知した「経営
状況分析結果通知書」参考値の営業利益、減価
償却実施額の金額を転記する。

経営状況分析を受けた機関の名称

(一財) ○○○センター

工事種類別完成工事高、工事種類別元請完成工事高については別紙一による。
技術職員名簿については別紙二による。
その他の審査項目（社会性等）については別紙三による。

経営規模等評価の再審査の申立を行う者については、次に記入すること。	
審査結果の通知番号	審査結果の通知の年月日
第 号	令和 年 月 日
再審査を求める事項	再審査を求める理由

連絡先

所属等

総務課

氏名

経理 次郎

電話番号

017-734-9640

ファックス番号

017-734-8178

【工事種類別完成工事高 記入例】 (表及びカラム内の数字の単位はすべて千円)

(用紙A4)
2 0 0 0 2

工事種類別完成工事高
工事種類別元請完成工事高

平成31年1月～4月までは「31」を、
令和元年5月以降は「01」を記入する。

項番	業種コード	完成工事高(千円)	元請完成工事高(千円)	完成工事高(千円)	元請完成工事高(千円)
3 1	3 2 0 1 0	8 0 7 5 4	4 9 5 2 4	1 0 0 0 0 0	7 0 0 0 0
工事の種類	土木一式工事	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表
3 2 0 1 1	3 2 0 1 1	0	0	0	0
工事の種類	プレストレストコンクリート構造物工事	完成工事高が0の場合でも、空欄にせず必ず0を記入	元請完成工事高計算表	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表
3 2 0 2 0	3 2 0 2 0	1 5 5 4 0	1 3 2 5 0	9 5 4 0	6 2 3 0
工事の種類	建築一式工事	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表
3 2 0 5 0	3 2 0 5 0	8 8 2 0	5 8 4 0	6 3 5 0	4 5 5 0
工事の種類	とび・土工・コンクリート工事	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表
3 3	3 3				
工事の種類	その他	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表
3 4	3 4				
工事の種類	合計	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表

3年平均の場合、前事業年度と前々事業年度の完成工事高、元請完成工事高(千円未満切り捨て)を記入

完成工事高のうち、元請完成工事高(消費税抜き金額・千円未満切り捨て)を記入 ※免税業者は消費税込み金額

土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、鋼構造物工事を申請する場合はその内訳(プレストレストコンクリート構造物、法面処理、鋼橋上部)も必ず記入

項番33の他工事と項番34合計は、最終ページのみ記入する(次ページに続く場合は空欄のままにしておく。0を記入しない) その他工事には、経営事項審査を受ける業種以外の業種の完成工事高を合計して記入する。合計は損益計算書の完成工事高と一致する。

契約後VEに係る完成工事高の評価の特例 (1. 有 2. 無)

契約後VEに係る完成工事高の評価の特例の利用の有無を記入

【工事種類別完成工事高 記入例】 (表及びカラム内の数字の単位はすべて千円)

(用紙A4)

2 0 0 0 2

工事種類別完成工事高
工事種類別元請完成工事高

項番 3 1	審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は 前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度 自 年 月 至 年 月 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 年 月～ 年 月 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 年 月～ 年 月										審査対象事業年度 自 年 月 至 年 月 (1.2年平均) (2.3年平均) 2ページ以降は記入不要 (株)青森建設 代表取締役 技術 太郎																													
業種コード 3 2 0 5 1	完成工事高(千円)										元請完成工事高(千円)										完成工事高(千円)										元請完成工事高(千円)									
工事の種類 法面処理工事	完成工事高計算表										元請完成工事高計算表										完成工事高計算表										元請完成工事高計算表									
3 2 1 3 0	完成工事高計算表										元請完成工事高計算表										完成工事高計算表										元請完成工事高計算表									
工事の種類 舗装工事	完成工事高計算表										元請完成工事高計算表										完成工事高計算表										元請完成工事高計算表									
3 2 2 9 0	完成工事高計算表										元請完成工事高計算表										完成工事高計算表										元請完成工事高計算表									
工事の種類 解体工事	完成工事高計算表										元請完成工事高計算表										完成工事高計算表										元請完成工事高計算表									
3 2 0 0 0	完成工事高計算表										元請完成工事高計算表										完成工事高計算表										元請完成工事高計算表									
工事の種類 工事	完成工事高計算表										元請完成工事高計算表										完成工事高計算表										元請完成工事高計算表									
3 3 0 0 0	完成工事高計算表										元請完成工事高計算表										完成工事高計算表										元請完成工事高計算表									
工事の種類 その他	完成工事高計算表										元請完成工事高計算表										完成工事高計算表										元請完成工事高計算表									
3 3 0 0 0	完成工事高計算表										元請完成工事高計算表										完成工事高計算表										元請完成工事高計算表									
3 4 合計	完成工事高計算表										元請完成工事高計算表										完成工事高計算表										元請完成工事高計算表									
3 4 合計	完成工事高計算表										元請完成工事高計算表										完成工事高計算表										元請完成工事高計算表									

土木一式工事、及び・土工・コンクリート工事、鋼構造物工事を申請する場合はその内訳(プレストレストコンクリート構造物、法面処理、鋼橋上部)も必ず記入

その他工事には、経営事項審査を受ける業種以外の業種の完成工事高を合計して記入する

土木一式工事、及び・土工・コンクリート工事、鋼構造物工事を申請している場合の内訳(プレストレストコンクリート構造物、法面処理、鋼橋上部)の完成工事高は、合計欄に含めない(二重計上しない)
合計は損益計算書の完成工事高と一致する。

契約後VEに係る完成工事高の評価の特例 (1. 有 (2. 無))

【工事種類別完成工事高 記入例及び計算例】（表及びカラム内の数字の単位はすべて千円）

a）計算基準の区分について3年平均を選択した場合

決算期間	土木一式工事 完成工事高	左記の 元請完成工事高
令和3年4月～令和4年3月	700,000	400,000
令和2年4月～令和3年3月	800,000	500,000
平成31年4月～令和2年3月	900,000	600,000

項番
31

審査対象事業年度の
前審査対象事業年度又は
前審査対象事業年度及び
前々審査対象事業年度

31年04月 至 03年03月

審査対象事業年度の
前審査対象事業年度

02年4月～03年3月

審査対象事業年度の
前々審査対象事業年度

31年4月～02年3月

審査対象事業年度

03年04月 至 04年03月

計算基準の区分
2 (1.2年平均)
2.3年平均)

業種コード
32010

完成工事高(千円)
850000

元請完成工事高(千円)
550000

完成工事高(千円)
700000

元請完成工事高(千円)
400000

工事の種類
土木一式工事

完成工事高計算表

元請完成工事高計算表

b－1）決算期を変更した場合①

3月決算から5月決算に変更し、計算基準の区分について2年平均を選択した場合
(※項番06 処理の区分の左欄に「02」と記載します。)

決算期間	土木一式工事 完成工事高	左記の 元請完成工事高
令和4年4月～令和4年5月	100,000	50,000
令和3年4月～令和4年3月	700,000	400,000
令和2年4月～令和3年3月	800,000	500,000

これらの決算期間の決算等
届出書を確認しますので、
必ず持参してください。

項番
31

審査対象事業年度の
前審査対象事業年度又は
前審査対象事業年度及び
前々審査対象事業年度

02年06月 至 03年05月

審査対象事業年度の
前審査対象事業年度

02年6月～03年5月

審査対象事業年度の
前々審査対象事業年度

審査対象事業年度

03年06月 至 04年05月

計算基準の区分
1 (1.2年平均)
2.3年平均)

業種コード
32010

完成工事高(千円)
783333

元請完成工事高(千円)
483333

完成工事高(千円)
683333

元請完成工事高(千円)
383333

工事の種類
土木一式工事

完成工事高計算表

元請完成工事高計算表

【工事種類別完成工事高 記入例及び計算例】（表及びカラム内の数字の単位はすべて千円）

b-2）決算期を変更した場合②

3月決算から5月決算に変更し、計算基準の区分について3年平均を選択した場合
（※項番06 処理の区分の左欄に「02」と記載します。）

決算期間	土木一式工事 完成工事高	左記の 元請完成工事高
令和4年3月～令和4年5月	100,000	50,000
令和3年4月～令和4年3月	700,000	400,000
令和2年4月～令和3年3月	800,000	500,000
平成31年4月～令和2年3月	900,000	600,000

これらの決算期間の決算等
届出書を確認しますので、
必ず持参してください。

項番
31

審査対象事業年度の
前審査対象事業年度又は
前審査対象事業年度及び
前々審査対象事業年度

357910
自01年06月 至03年05月

審査対象事業年度の
前審査対象事業年度

02年 6月～ 03年 5月

審査対象事業年度の
前々審査対象事業年度

01年 6月～ 02年 5月

審査対象事業年度

1113151719
自03年06月 至04年05月 2
(1.2年平均)
(2.3年平均)

(株)青森建設 代表取締役 技術 太郎

業種コード

32010

完成工事高(千円)

833333

元請完成工事高(千円)

533333

工事の種類

土木一式工事

完成工事高計算表

元請完成工事高計算表

c）新規設立会社の場合

令和3年10月1日に会社を新たに設立した場合で、令和4年3月31日に終了した最初の事業年度について
申請する場合（※項番06 処理の区分の左欄に「03」と記載します。）

決算期間	土木一式工事 完成工事高	左記の 元請完成工事高
令和3年10月～令和4年3月	300,000	200,000

項番
31

審査対象事業年度の
前審査対象事業年度又は
前審査対象事業年度及び
前々審査対象事業年度

357910
自00年00月 至00年00月 ← 0を記入します。

審査対象事業年度の
前審査対象事業年度

審査対象事業年度の
前々審査対象事業年度

審査対象事業年度

1113151719
自03年10月 至04年03月 1
(1.2年平均)
(2.3年平均)

業種コード

32010

完成工事高(千円)

元請完成工事高(千円)

工事の種類

土木一式工事

完成工事高計算表

元請完成工事高計算表

空欄にします。

【技術職員名簿 記載例】

別紙二

審査基準日以前に6ヶ月を超える恒常的雇用関係がある技術職員について記入してください。
(建設業法施行規則第18条の3第2項第1号又は第2号に該当する者)

(用紙A4)

2 0 0 0 5

技術職員名簿

審査対象年内に新規に技術職員となった者につき、○印を記入する。

頁

項番 8 1 0 0 1 頁

許可番号	02-099999
申請者	(株) 青森建設

通番	新規掲載者	氏名	生年月日	審査基準日現在の満年齢	業種コード	有資格区分コード	講習受講	業種コード	有資格区分コード	講習受講	監理技術者資格者証交付番号	CPD単位取得数
1	○	技術 太郎	H4.8.1	29	82	0111C	1	0212A	1		000101234567	30
2		青森 次郎	S62.1.2	34	82	01704	2	05704	2			0
3		建設 三郎	S62.1.1	35	82	01064	2				(基幹技能者の場合) 01 020014	5
4	○	土木 四郎	S49.10.1	46	82	0121D	2	9921D	2			15
5		工事 五郎	S46.11.1	49	82	29060	2					0

【審査基準日時点の満年齢について】

審査基準日が令和2年12月31日の場合
・生年月日がS61.1.1の者は、民法に基づいて計算すると前日の12月31日の午後12時になった時点で35歳となるため、審査基準日時点では、若年技術職員に該当しない。→表計算ソフトの関数を使用して計算すると正しい年齢が表示されない場合があるので、注意してください。

【業種コード欄及び有資格区分コード欄について】

- ・職員1人につき2業種まで記入できます。
- ・経審を受けようとしている業種について記入します。

【2業種限定の考え方】下記の①、②いずれの方法でも可能です。

【例】通番No.1の「技術太郎」さんが「1級土木施工管理技士」及び「1級建築施工管理技士」の資格を有している場合。

【① 一つの資格から2業種選択】

「1級土木施工管理技士」の資格を保有していると、
土・とび・石・鋼・舗・しゆ・塗・水 の8業種で評価対象となりえる。→「土」・「舗」を申請

業種コード欄に、左から順に「01」(土木コード)「13」(舗装コード)と記入。
有資格コード欄は両方とも「113」(1級土木施工管理技士コード)と記入。

業種コード 有資格区分コード 業種コード 有資格区分コード
01 113 13 113

【② 2つの資格から1業種ずつ選択】

「1級土木施工管理技士」の資格を保有していると、
土・とび・石・鋼・舗・しゆ・塗・水 の8業種で評価対象となりえる。
また、「1級建築施工管理技士」の資格を有していると、
建・大・左・とび・石・屋・タ・鋼・筋・板・ガ・塗・防・内・絶・具の16業種で評価対象となりえる。よって
「土」(1級土木施工管理技士の資格を有していること)
「建」(1級建築施工管理技士の資格を有していること)を申請。

業種コード欄に、左から順に「01」(土木コード)、「02」(建築コード)と記入。
有資格コード欄に、左から順に「113」(1級土木施工管理技士コード)、「120」(1級建築施工管理技士コード)と記入。

業種コード 有資格区分コード 業種コード 有資格区分コード
01 113 02 120

※記入例は②により記入している。

【CPD単位取得数について】

技術者が審査基準日前1年間に取得したCPD単位が対象となります。

・技術者とは、監理技術者になる資格を有する者、主任技術者になる資格を有する者、1級技士補又は2級技士補を指します。

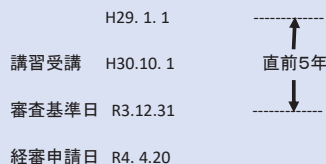
・技術者1人当たり、30単位まで記載できます。

【受講講習欄について】

申請する業種について、下記①～③の要件を全て満たす場合は「1」をそれ以外の場合は「2」を必ず記入します。

- ①建設業法第15条第2号イに該当する者であること(1級国家資格者相当)
- ②監理技術者資格者証の交付を受けていること
- ③監理技術者講習(建設業法第26条の5～7の規定による)を、審査基準日の直前5年以内に受講していること

(上記③の例)審査基準日(決算日)が令和2年12月31日の場合、その「直前5年」とは、平成28年1月1日から令和2年12月31日までを言います。



【確認書類】

「講習受講」欄に1を記載した場合は、(公財)青森県建設技術センターへ確認書類として、監理技術者資格証及び監理技術者講習修了書(写し)を提出して下さい。

【基幹技能者について】

記入例 01 012345

- 01 — 業種コードを記入し、○で囲む
012345 — 基幹技能者講習終了証に記載されている番号を記入

【注意事項】

- ・平成27年4月1日以降の申請に際し、
 - ①技術職員名簿の総数を恣意的に減らすことにより、加点基準を満たそうとすること
 - ②同一人物を1年置きに記載することにより、加点基準を満たすこと
- のように、w(社会性等)での加点を目論んで、技術職員を不記載とすることは虚偽申請に当たり、判明すれば監督処分の対象となる可能性があります。

経審申請時に(公財)青森県建設技術センターの印が無い場合は受付できません。

審査基準日以前に6ヶ月を超える恒常的雇用関係がある技術者について記入してください。

許可番号 02-099999

青森建設

技術者とは、監理技術者になる資格を有する者、主任技術者になる資格を有する者、1級技士補又は2級技士補です。

この様式には、技術者のうち、技術職員名簿に掲載されていない者について記載します。

(用紙A4)
月 日

様式第4号

CPD単位を取得した技術者名簿
(技術職員名簿に記載のある者を除く)

年齢が若い順に整理する

通番	氏名	生年月日	CPD単位
1	東青 一平	H5.6.1	30
2	西北 四平	S62.5.7	30
3	上北 五平	S59.11.21	20

認定団体	数値
公益社団法人空気調和・衛生工学会	50
一般財団法人建設業振興基金	12
一般社団法人建設コンサルタンツ協会	50
一般社団法人交通工学研究会	50
公益社団法人地盤工学会	50
公益社団法人森林・自然環境技術教育研究センター	20
公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会	50
一般社団法人全国測量設計業協会連合会	20
一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会	20
一般社団法人全日本建設技術協会	25
土質・地質技術者生涯学習協議会	50
公益社団法人土木学会	50
一般社団法人日本環境アセスメント協会	50
公益社団法人日本技術士会	50
公益社団法人日本建築士会連合会	12
公益社団法人日本造園学会	50
公益社団法人日本都市計画学会	50
公益社団法人農業農村工学会	50
一般社団法人日本建築士事務所協会連合会	12
公益社団法人日本建築家協会	12
一般社団法人日本建設業連合会	12
一般社団法人日本建築学会	12
一般社団法人建築設備技術者協会	12
一般社団法人電気設備学会	12
一般社団法人日本設備設計事務所協会連合会	12
公益財団法人建築技術教育普及センター	12
一般社団法人日本建築構造技術者協会	12

技術者が審査基準日以前1年間にCPD認定団体から認定されたCPD単位を、CPD認定団体ごとに左表で掲げる数値で除し、30を乗じた数値を記入します。

※小数点以下は、切り捨てます。

※技術者1人当たりのCPD単位取得数の上限は、30単位です。

※CPD単位取得実績がない場合は、0を記入してください。

※複数のCPD認定団体からCPD単位を認定されている場合、いずれか1つのCPD認定団体から認定された単位をもとに、CPD単位を算出してください。

技術職員名簿の「CPD単位取得数」の合計を記入します。

CPD単位合計(②)

80

50

130

項番61「CPD単位取得数」と一致します。

経審申請時に(公財)青森県建設技術センターの印が無い場合は受付できません。

技術職員名簿												
通番		氏名	生年月日	審査基準日現在の満年齢	業種コード	有資格区分コード	講習受講	業種コード	有資格区分コード	講習受講	監理技術者資格者証交付番号	CPD単位取得数
1				8	2							

単位数の算出方法等は、「CPD単位」と同様です。

審査基準日以前に6ヶ月を超える恒常的雇用関係がある技能者について記入してください。

様式第5号

許可番号 02-099999

審査基準日の3年前より以前に、レベル4の判定を受けた場合は、○を記入します。

技能者とは、審査基準日以前3年間に建設工事の施工に従事した者です。主任技術者や監理技術者等、建設工事の施工の管理にのみ従事した者は技能者には該当しません。

技能者名簿

通番	氏名	生年月日	評価日	レベル向上の有無	控除対象
3	建設 三郎	S62.1.1	2020/7/12	○	
4	土木 四郎	S49.10.1	2017/1/30		○
1	東青 一平	H5.6.1	2020/7/25	○	
2	西北 四平	S62.5.7			
1	中南 二平	S59.11.8	2020/4/2	○	
2	三八 三平	S50.8.20			
合計	6(人)			3(人)	1(人)

技能者、以下の順番で記載してください。

- ①技術職員名簿にも掲載されている者(技術職員でもある者)を生年月日順に記載
※通番は、技術職員名簿と同一番号を記載
- ②CPD単位を取得した技術者名簿にも掲載されている者(技術者でもある者)を生年月日順に記載
※通番は、CPD単位を取得した技術者名簿と同一番号を記載
- ③①及び②に該当しない者を生年月日順に記載
※通番は、1から順に記載

レベル判定の有無に関わらず、技能者に該当する方は全員記載してください。

審査基準日以前に受けた、最新の評価の評価年月日を記入してください。

審査基準日以前3年間に、レベルが1以上アップし、レベル2以上になった場合は、○を記入します。

※評価なしの方が、レベル1の判定を受けた場合は、技能レベル向上には該当しません。
※レベル判定を受けていない方は、レベル1として審査します。

項番62「技能者数」と一致します。

項番62「技能レベル向上者数」と一致します。

項番62「控除対象者数」と一致します。

記載要領

- 1 この表は、審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、審査基準日以前3年間に、建設工事の施工に従事した者であって、建設業法施行規則第十四条の二第二号チ又は同条第四号チに規定する建設工事に従事する者に該当する者(ただし、建設工事の施工の管理のみに従事した者は除く。)について作成すること。
- 2 「評価日」の欄には、技能者が審査基準日以前において認定能力評価基準により評価を受けている場合、その最も新しい評価を受けた日を記載すること。
- 3 「レベル向上の有無」の欄には、審査基準日以前3年間に、能力評価基準により受けた評価の区分が、審査基準日の3年前の日以前に受けた最新の評価の区分より1以上上位であった者に該当する場合に、○印を記載すること。
- 4 「控除対象」の欄には、審査基準日の3年前の日以前に能力評価基準により評価が最上位の区分に該当するとされた者の場合に、○印を記載すること。
- 5 本表の最後の行には、作成対象となる技能者、「レベル向上の有無」の欄に○印が記載された者、「控除対象」の欄に○印が記載された者、それぞれの合計人数を記載すること。

経審申請時に(公財)青森県建設技術センターの印が無い場合は受付できません。

その他の審査項目（社会性等）

労働福祉の状況	
雇用保険加入の有無	項番 3 4 1 1 [1. 有、2. 無、3. 適用除外]
健康保険加入の有無	4 2 1 [1. 有、2. 無、3. 適用除外]
厚生年金保険加入の有無	4 3 1 [1. 有、2. 無、3. 適用除外]
建設業退職金共済制度加入の有無	4 4 1 [1. 有、2. 無]
退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無	4 5 1 [1. 有、2. 無]
法定外労働災害補償制度加入の有無	4 6 1 [1. 有、2. 無]

建設国保等の各保険組合に加入の場合は「3. 適用除外」

「工事に係る第三者賠償責任補償保険」ではないので注意

建設業の営業継続の状況	
営業年数	4 7 3 4 1 (年)
民事再生法又は会社更生法の適用の有無	4 8 2 [1. 有、2. 無]

1年未満は切り捨てる。

会社設立日ではないので注意

初めて許可（登録）を受けた年月日	休業等期間	備考（組織変更等）
昭和 55 年 5 月 10 日	年 か月	
令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日

防災活動への貢献の状況	
防災協定の締結の有無	4 9 1 [1. 有、2. 無]

法令遵守の状況	
営業停止処分の有無	5 0 2 [1. 有、2. 無]
指示処分の有無	5 1 2 [1. 有、2. 無]

建設業の経理の状況	
監査の受審状況	5 2 4 [1. 会計監査人の設置、2. 会計参与の設置、3. 経理処理の適正を確認した旨の書類の提出、4. 無]
公認会計士等の数	5 3 0 (人)
二級登録経理試験合格者の数	5 4 2 (人)

「建設業に従事するその他職員等確認票」

研究開発の状況	
研究開発費（2期平均）	5 5 3 5 10 0 (千円)

千円未満は切り捨てる。

審査対象事業年度	審査対象事業年度の前期審査対象事業年度
5 5 3 5 10 0 (千円)	5 5 3 5 10 0 (千円)

建設機械の保有状況	
建設機械の所有及びリース台数	5 6 3 1 5 (台)

加対象の上限は15台

国際標準化機構が定めた規格による登録の状況	
ISO9001の登録の有無	5 7 1 [1. 有、2. 無]
ISO14001の登録の有無	5 8 1 [1. 有、2. 無]

若年技術職員の割合(B/A)が15%以上の場合は「1」、該当しない場合は「2」を記入する。

審査基準日において、満35歳未満の技術職員の人数を記入する。

新規若年技術職員の割合(C/A)が1%以上の場合は「1」、該当しない場合は「2」を記入する。

審査基準日において、満35歳未満の技術職員のうち、審査対象事業年度内に新規に技術職員となった人数を記入する。

若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況	
若年技術職員の継続的な育成及び確保	5 9 1 [1. 該当、2. 非該当]
新規若年技術職員の育成及び確保	6 0 1 [1. 該当、2. 非該当]

技術職員数(A)	若年技術職員数(B)	若年技術職員の割合(B/A)
5 (人)	2 (人)	40.0 (%)

新規若年技術職員数(C)	新規若年技術職員の割合(C/A)
1 (人)	20.0 (%)

「技術職員名簿」と「CPDを取得した技術者名簿」に記載された技術者の合計人数(技術職員名簿の通番に○が付された者の人数を除く)を記入する。

「技能者名簿」の控除対象者欄に○が付された者の人数を記入する。

該当なしの場合は、「0」を必ず記入する。

知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況	
CPD単位取得者数	1 3 0 (単位)
技能レベル向上者数	6 2 3

「技術職員名簿」及び「CPD単位を取得した技術者名簿」に記載されているCPD単位の合計を記入する。

「技能者名簿」のレベル向上欄に○が付された者の人数を記入する。

技術者数 11 15 8 (人)

技能者数 11 15 6 (人)

控除対象者数 1 (人)

建設業に従事するその他職員等確認票

青森県へ指名願を
提出する予定がある方

許可番号 02-099999

申請者 (株)青森建設

審査基準日 令和3年12月31日

記載にあたっての注意事項

- ⇒ 経営事項審査を受ける青森県知事許可業者及び県内大臣許可業者のうち、今後青森県に指名願を提出する予定のある方は、この様式を使用し、以下1、2及び3欄を全て記載してください。
- ⇒ 1欄及び2欄の合計(重複計上しない)が50人以上の場合は、3欄の「G建設業に従事する職員数合計」欄のみ記載してください。

1. 建設業に従事する技術職員数

- A 技術職員名簿記載人数 5 人
- B 技能者名簿記載人数 6 人 (うち、技術職員名簿掲載者数 B' 2 人)
- C CPD単位を取得した技術者名簿記載人数 3 人 (うち、技能者名簿掲載者数 C' 2 人)

2. 建設業に従事する経理資格保有職員数

経理資格保有職員名簿

	氏名	生年月日	注2	注3
			公認会計士等	二級登録経理試験合格者
D 公認会計士等の数	(青森次郎)	R61.1.2		○
E 二級登録経理試験合格者等の数	経理次郎	R48.1.1		○

注1 雇用期間を特に限定することなく常時雇用されているもののうち、建設業に係る経理資格保有職員(役員含む)を記載してください。1欄にも該当する方は、氏名を()書きにしてください。

注2 「公認会計士」、「税理士」又は「一級登録経理試験合格者(旧一級建設業経理事務士)」のいずれかに該当する場合は、○を記入してください。

注3 「二級登録経理試験合格者(旧二級建設業経理事務士)」に該当する場合は、○を記入してください。

3. 建設業に従事するその他職員数

その他職員名簿

	氏名	生年月日	従事内容(複数選択可)	
F その他職員数	1	1	1 庶務太郎 S50.1.1 役員・庶務・経理・営業・その他	
G 建設業に従事する職員数合計	12	2	2 役員・庶務・経理・営業・その他	
(A+B+C+D+E+F) - (B'+C'+経理資格保有職員名簿で()書きされている職員数)		3	3 役員・庶務・経理・営業・その他	
		4	4 経理・営業・その他	
		5	5 経理・営業・その他	
		6	6 経理・営業・その他	
		7	7 経理・営業・その他	
		8	8 役員・庶務・経理・営業・その他	
		9	9 役員・庶務・経理・営業・その他	
		10	10 役員・庶務・経理・営業・その他	
		11	11 役員・庶務・経理・営業・その他	
		12	12 役員・庶務・経理・営業・その他	
		13	13 役員・庶務・経理・営業・その他	
		14	14 役員・庶務・経理・営業・その他	
		15	15 役員・庶務・経理・営業・その他	

経審申請時に(公財)青森県建設技術センターの印が無い場合は受付できません。

「技術職員名簿」、「CPD単位を取得した技術者名簿」及び「技能者名簿」に掲載されていない者を記載する。

注4 1欄及び2欄の合計(重複計上しない)が50人以上の場合、記載不要です。

1欄及び2欄の合計が50人未満の場合、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者のうち、1欄、2欄に該当しない職員(役員含む)を1欄、2欄及び3欄の合計(重複計上しない)が50人になるまで記載してください。

建設業に従事するその他職員等確認票

青森県へ指名願を
提出する予定のない方

許可番号 02-099999

申請者 (株)青森建設

審査基準日 令和3年12月31日

記載にあたっての注意事項

- ⇒ 経営事項審査を受ける青森県知事許可業者で、今後青森県に指名願を提出する予定のない方は、この様式を使用し、以下の「建設業に係る経理資格保有職員数」について記載してください。
- ⇒ この様式で確認を受けた後、青森県に指名願を提出することとなった場合は、改めて「青森県へ指名願を提出する予定のある方」の様式で確認を受ける必要があります。

建設業に従事する経理資格保有職員数

経理資格保有職員名簿

公認会計士等の数

0 人

二級登録経理試験合格者等の数

2 人

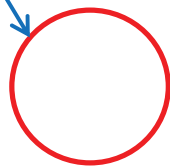
注1 氏名	生年月日	注2 公認会計士等	注3 二級登録経理 試験合格者
(青森次郎)	S61.1.2		○
経理次郎	S48.1.1		○

注1 雇用期間を特に限定することなく常時雇用されているもののうち、建設業に係る経理資格保有職員(役員含む)を記載してください。1欄にも該当する方は、氏名を()書きにしてください。

注2 「公認会計士」、「税理士」又は「一級登録経理試験合格者(旧一級建設業経理事務士)」のいずれかに該当する場合は、○を記入してください。

注3 「二級登録経理試験合格者(旧二級建設業経理事務士)」に該当する場合は、○を記入してください。

経審申請時に(公財)青森県建設技術
センターの印が無い場合は受付できません。



建設機械の保有状況表

審査基準日: 令和 3年12月31日

通番	建設機械の種類	形式、型番 表示番号(大型ダンプ車)	種別又は規格	所有 又は リース	取得日又はリース期間	特定自主検査実施日 又は有効期間満了日 (※)
1	ショベル系掘削機	ZZ-99EFG	バックホウ	所 リ	H30.8.1 ~ R5.7.31	R3.9.10
2	ブルドーザー	D00XX-00	3.89t	所 リ	H25.9.20 ~	R3.9.10
3	モーターグレーダー	AA350-A	10.0t	所 リ	H25.9.20 ~	R3.9.10
4	移動式クレーン	YY-0000	7.0t	所 リ	H21.3.28 ~	R4.3.27
5	大型ダンプ車	× × 建 1234	最大積載量 9,000kg	所 リ	H25.9.15 ~	R4.9.14
6	大型ダンプ車	× × 営 1234 (建)	最大積載量 9,000kg	所 リ	H25.9.15 ~	R4.9.14
7	トラクターショベル	WA × × ×	1.2m ³	所 リ	H30.5.23 ~	R3.9.10
8				所	~	
9					~	
10					~	
11					~	
12					~	
13				所 リ	~	
14				所 リ	~	
15				所 リ	~	

①初度登録年月が審査基準日以前であること
 ②車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上であること
 ③審査基準日が有効期間の満了する日以前であること
 ④備考欄に届け出の事業の種類が「建」となっており、表示番号を取得していること、又は、表示番号に続けて(建)の記載があること。
 ※ 手書きで(建)と記載されている場合は、運輸支局 等名の小印が必要です。

(記入要領)

- 「建設機械の種類」欄には、ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル、モーターグレーダー、移動式クレーン、大型ダンプ車のいずれかを記入すること。
 - 「種別又は規格」欄には、建設機械の種類ごとに下記について記入すること。
 - 「ショベル系掘削機」(ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はパイルドライバーのアタッチメントを有するもの)→ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はパイルドライバーのアタッチメントを有する旨(例:バックホウ)
 - 「ブルドーザー」(自重が3トン以上のもの)→自重 (例:3.89t)
 - 「トラクターショベル」(バケット容量が〇・四立方メートル以上のもの)→バケット容量 (例:1.2m³)
 - 「モーターグレーダー」(自重が5トン以上のもの)→自重 (例:10.0t)
 - 「移動式クレーン」(つり上げ荷重が3トン以上のもの)→つり上げ荷重 (例:7.0t)
 - 「大型ダンプ車」(車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上)→最大積載量又は車両総重量 (例:最大積載量9,000kg)
 - 自己所有の場合は取得年月日のみを、リースの場合はリース期間(始期と終期)を記入すること。
 - 所有台数が15台を超える場合は、枠の追加等を行うこと。
 - 「所有又はリース」欄は、該当するほうに○を記入すること。
- ※ 「特定自主検査実施日又は有効期間満了日」欄について、「移動式クレーン」と「大型ダンプ車」は有効期間の満了日を記入すること。

<よくある質問（Q&A）>

【1. 共通事項について】

Q 1. 経営事項審査の申込み方法は？

A 1. 申請書類等の郵送により受付をしています。（→P6 参照）

Q 2. 結果通知書が届くまでの期間は？

A 2. 受付後、**概ね30日**で通知します。（→P7 参照）

Q 3. 決算日（審査基準日）からいつまで審査を受付していますか？

A 3. 決算日から1年を過ぎると受付できません。（→P1 参照）

この場合、直近の決算日を審査基準日とした書類が準備でき次第申込みをしてください。

Q 4. 審査基準日時点（例. 令和3年12月31日）で持っていない許可業種について、経審の申請（請求）時（例. 令和4年6月20日）までに取得した場合、その経審で許可を受けている業種として記入可能でしょうか？また、申請は可能でしょうか？

A 4. 経審の申請書には、申請（請求）時点で許可を受けている全ての業種について記入する必要があります。また、その全ての業種について経審の申請をすることができます。

Q 5. 審査基準日が令和3年9月30日の業者について、令和4年4月に青森県知事許可から国土交通大臣許可に変わりました（本店は青森県内）。令和4年5月以降に当審査基準日で審査を申請する場合、申請先はどこでしょうか？

A 5. 審査基準日時点で青森県知事許可の業者であったとしても、審査申請時に国土交通大臣許可であり、本店が青森県内にあるのであれば東北地方整備局への申請になります。（申請書の項番02と03にそれぞれ国土交通大臣許可、青森県知事許可の許可番号を記入することになります。）

Q 6. 自己資本、利益額の端数処理方法は？

A 6. 千円未満の端数を切り捨てます。

【2. 工事種類別完成工事高について】

Q 7. 決算期を変更したが、完成工事高はどのように記入したらよいでしょうか？

A 7. 記入例を参考にしてください。（→P128・129 参照）

なお、完成工事高だけでなく項番18「利益額（2期平均）」についても考え方は同じですので参考にしてください。

Q 8. 除雪、草刈、剪定、点検等の業務委託は完成工事高に含まれますか？

A 8. 除雪、草刈、剪定、点検等の業務委託は請負契約による建設工事に該当しないため、完成工事高には計上できません。建売住宅の販売及び自社建物の建設等についても同様に、建設工事には該当しません。兼業事業売上高へ計上します。
ただし、除染業務委託契約において、重機等を用いた表土の除去及び客土・庄密などの

建設工事の施工が含まれる場合であって、当該施工に係る業務の実質が建設工事の請負とみなしうるときは、契約金額のうち建設工事と認められる部分について完成工事高に計上することができる場合があります（内容が分かる資料が必要となります）。建設工事と認められない部分は、兼業事業売上高へ計上します。

Q 9. 工事の種類判別について教えてください。

A 9. 業種例を参照してください。（→P38・39 参照）

なお、一式工事の工事経歴書に下請がある場合、内容を確認いたしますので、見積書や積算内訳書など工事の内容が分かるものを必ず提出してください。

Q 10. 個人事業者から法人成りしたが、完成工事高等の実績を引き継ぐことはできますか？

A 10. 条件に合致した場合、引き継ぐことができます。（→P42 参照）

Q 11. 前回経審までは舗装工事を土木一式工事に積み上げていて、今年度は舗装工事を積み上げにせず土木一式工事とは別に申請したいとなった場合、前回までの舗装工事高は、土木一式工事に含まれたままとして0円になるのか、それとも前回までの土木一式工事と舗装工事の積み上げを切り離して、それぞれの金額で計上するのでしょうか。

A 11. 通常どおり、土木一式工事、舗装工事それぞれの金額で計上します。

【3. 技術職員名簿について】

Q 12. 技術職員名簿の事前確認の方法は？

A 12. （公財）青森県建設技術センターでの確認をお願いします。（→P13 参照）

Q 13. 技術職員数に監査役を含めることはできますか？

A 13. 常勤でも含むことはできません。（→P12 参照）

Q 14. 技術職員名簿において、1人の技術者が1つの業種について2つの資格で申請することはできますか。【例：管（09）→2級管工事（230）・配管工（1級）（176）】

A 14. できません。

Q 15. 確定申告、所得証明、社会保険等の提出について、いつの時点の書類を（公財）青森県建設技術センターへ提出すればいいですか？

A 15. 審査基準日時点の在籍証明が確認できる最新の書類を提出してください。

①「確定申告書」の場合（毎年2月～3月中に手続きし、交付）

個人事業主（12月31日決算）の場合は、確定申告手続を終えてからその最新の書類を提出

②「社会保険」の場合（毎年7月～9月頃に交付）

（例）審査基準日がR4.4.30、書類申請が6月、経営事項審査が8月の場合

その年の4、5、6月の算定により決まるため、審査基準日が4月以降の場合は最新の標準報酬決定通知書を提出（標準報酬・賞与どちらでも確認可）

【4. その他の審査項目（社会性等）について】

Q16. 建退共制度において、共済契約を結んでいるが共済証紙の購入実績がない場合、経審上建退共に参加していると認められますか。

A16. 認められません。

中小企業退職金共済法上、一部の工事についてのみ共済証紙を購入する等選択的な加入は認められていないこと、また、国交省直轄工事等においては掛金収納書の提出が求められていることに照らし、新規加入等の正当な理由なく共済証紙の購入実績がない等契約の履行状況が劣っていると認められる場合には、契約締結が名目的なものに過ぎず、加入とは認められません。

Q17. 退職一時金制度導入の有無について、労働協約若しくは就業規則に退職手当の定めがあるか又は退職手当に関する事項についての規則が定められている場合とあるが、金額的制限はありますか。

A17. 著しく低額であり名目的制度に過ぎないか、あるいは全く支払いが行われていない等と認められるものについては、制度導入とは認められません。

※著しく低額かどうかは、社会通念や、類似の業種・規模の会社の例等を勘案し、個別具体的に判断します。

Q18. 「建設機械の保有状況」について、こういった書類を提出すればよいのでしょうか？

A18. 次のとおりです。

種類	共通	検査	保有状況
ショベル系掘削機 ブルドーザー トラクターショベル モーターグレーダー 等	建設機械の保有状況表(P125参照) (※1)	・特定自主検査記録表(※2) →検査日が審査対象事業年度(直前の決算期)内に含まれているもの。最新のものととは限りません。	・売買契約書(※3) ・P48に示す建設機械の対象範囲(重さ、バケット容量)を満たしていることが分かる資料(カタログ等)(※4)
大型自動車 (大型ダンプ)		・自動車検査証(審査内容はP31参照)(※5)	・売買契約書(※3)
移動式クレーン		・移動式クレーン検査証 審査基準日が有効期間内に含まれること。つり上げ荷重が3トン以上であること。	・売買契約書(※3)

※1. 当該様式はあくまで参考ですので、従前類似した表を作成している場合はそれを提示していただいて構いません。台数が1台であっても必ず作成し、申請書等と一緒に綴じてください。

※2. 審査対象事業年度内に新車で購入し、審査基準日時点で未だ特定自主検査時期が到来していないものは、P101に示す「特定自主検査実施時期証明書」を提出してください。

※ 3. 売買契約書を紛失した場合は、次の①から③までのいずれかで対応してください。

①販売店からの販売証明書を発行してもらう

②固定資産台帳（型式・製造番号の記載があるもの）と写真を用意

③償却資産台帳（型式・製造番号の記載があるもの）と写真を用意

なお、売買契約書に代えて自動車検査証による確認は認めていません。

※ 4. 特定自主検査記録表に要件を満たすことが分かる旨の記載があれば不要です。

（例）性能欄にバケット容量 1.2m³ との記載がある場合

※ 5. 備考欄で、届け出の事業の種類が「建」となっており、表示番号を取得していること、又は、表示番号の後に（建）と記載があること（手書きで（建）と記載されている場合は、これに加えて、運輸支局等名の小印が押印されていること）が必要です。

Q19. 建設機械の保有状況について、リース契約を結んでいる建設機械のリースの形態が、冬期（12月～3月）のみで毎年リースを行うというものでした。この場合、この機械は経審上1台と認められますか。

A19. 認められません。

建設機械の保有状況は、審査基準日において、建設機械を自ら所有している場合又は審査基準日から1年7ヶ月以上の使用期間が定められているリース契約を締結していることが必要です。

Q20. その他の審査項目（社会性等）における新規若年技術職員の条件は何ですか？

A20. 審査対象年内（当期事業年度開始の日の直前1年以内）に技術職員（＝技術職員名簿に掲載可能）となった者です。具体的には下記の2通りになります。

- ・審査基準日以前に6ヶ月を超える恒常的な雇用関係があり、審査対象年内に新たに資格を有するに至った若年者
- ・審査対象年より前から資格を有しており、審査対象年内に6ヶ月を超える恒常的な雇用関係を有するに至った若年者

Q21. 技能者の確認書類である作業員名簿は、いつ時点の工事のものを（公財）青森県建設技術センターに提出すればいいですか。

A21. 原則、①を提出してください。

審査基準日時点で稼働している工事がない等の場合は②を提出してください。

→①審査基準日時点で稼働している工事に係る作業員名簿の写し

→②審査基準日以前3年間に終了した工事に係る作業員名簿の写し

※工事完成日が審査基準日に近いもの

なお、①又は②に該当するものがない場合は、作業員名簿の提出は不要です。